2020 年度

活動計画

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年度活動計画について

2020 年度スローガン

課題解決に向けて ～議論から発信へ

生団連は、2019 年度４つの課題別委員会を中心に会員の声を広く収集する仕組みづくりを行い、議論の場を拡充してきた。また、委員会の各座長および消費者部会長が会長代行に就任し、委員会を通じた生団連の活動を組織面でも強化してきた。今年度は、各課題の具体的な取り組みを強化すべく活動計画を策定してきた。

しかし、そこで起きたのが新型コロナウイルスの感染拡大という想定外の重大事態である。「国民の生活・生命を守る」生団連は何をおいてもこの問題に取り組まなければならないと、会員間の情報共有やそれに基づいた提言活動を進めてきた。生団連には、政府や自治体が打ち出す対策に対して、不安や不満の声も多く寄せられてきた。これらを集約してみると、そのほとんどが政策の枠組みを定める法制度と政策執行にかかる手続きや行政プロセスといったオペレーションに起因する問題であることがわかった。そこで生団連ではこれをわが国のあり方に関わる問題と捉え、「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し ～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ～」を新・重点課題として取り組むこととしたのである。

本計画書においては、まずこの新・重点課題について報告する。そして後段にて、既往の重点課題および研究課題、組織課題について記載する。生団連は、このような様々な課題において、「研究と議論」をさらに深めながら活動の重点を「具体的な発信」へシフトさせ、課題解決に向けた取り組みを強化していく。そのために生団連は、地域生団連の展開など内部コミュニケーションをさらに活発化させると共に、広報活動を強化し、政・官、有識者、メディアおよび各団体等とのネットワークの一層の拡充を図っていく。

新・重点課題 P2-33

「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し ～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ～」

重点課題 P34-37

1 「国家財政の見える化」の実現に向けて

2 「生活者としての外国人」の受入れ体制の構築に向けて

3 「エネルギー・原発問題」の国民的議論に向けて

4 「生団連災害支援スキーム」での実効性のある支援実現に向けて

研究課題 P38

1 プラスチック問題

2 食品ロス削減推進に向けた活動

3 わが国の持続的繁栄のために

組織強化に向けた課題 P39

1 内外とのリレーション強化

2 「地域生団連」の展開

新・重点課題
「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し ～新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ」について

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活に大きな悪影響を与えている。生団連会員からは様々な声が寄せられており、それらに基づきこれまで提言活動や会員への情報発信など進めてきた。この危機に打ち克つべく政府、自治体も様々な対策を打ち出しているが、そのスピードの遅さや説明が十分でないという不透明性に対しての不安・不満が募っていることも事実である。これらは、個々の政策についての問題というより、緊急事態下における法制度やオペレーションに起因する問題である。つまり、わが国のあり方に関わる問題であると生団連は考えている。

こうした観点から、「国民の生活・生命を守る」生団連として、「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」について、今、そして近い将来の危機への対応と平時からの議論という2つの視点から新しい重点課題として取り組むことといたしたい。

1 新型コロナウイルス対策について会員の声 ～消費者部会を中心に

新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の支援のため、政府、自治体も様々な対策を打ち出している。これに対し生団連には、一定の評価はしつつも、不安や不満がぬぐい切れないといった事業者や生活者としての現場の声が多く寄せられている。以下に消費者部会メンバーからの意見を中心にまとめてみた。

〈意見まとめ〉

▶ 経済、養育等様々な困難を抱えており、この困難がいつまで続くのかわからないという先行きへの不安感
▶ 政府による医療体制や経済等への諸対策について、決断・実行の遅さへの不満
▶ 政策目的・効果の不明瞭さに対する不満

⇒ **政府がリーダーシップを発揮し、自治体と緊密に連携しながら、プロセスのムダを省いた可及的速やかな政策執行を進めてほしい。**

⇒ さらに、**定量的・科学的な情報開示とそれに基づく将来予測の明示など、各種政策についても丁寧な説明を行うことで、生活者の不安の払しょくに努めることが必要ではないか。**

〈生活者の声〉

- (緊急事態宣言とその延長を受けて)**自宅に留まったまま日々を過ごすことの精神的な負担感が増している。**
- 中小企業が多い地域では、**緊急事態宣言の長期化が経営へ大きな影響を及ぼすことは必至。自治体も、各企業が現時点でどれだけダメージを受けているのか実態が掴み切れていないようだ。**
- **保育園の休園や小学校の休校等で、共働き世帯やシングルマザー・ファザーの負担、ストレスが増大している。**
- **かかりつけ医などへ、日頃から電話、オンライン等で医療相談できる体制整備が必要ではないか。**

〈政府・自治体の対策に関する意見〉

- 対策の優先順位などをコントロールする司令塔にしっかりしてほしい。布マスクの全戸配布には実効性とスピード感の両面で正直がっかりした。
- 台湾や韓国など、コロナ封じ込めに成功しつつあるモデルがあるにも関わらず、**政府の対応スピードは極めて遅い。緊急時に政府が思うように動けない法制度、仕組みになっている。**
- 医療現場では、医師・看護師が体力的・精神的に負担を強いられている。医師によるトリアージも行われていると聞く。**自治体含め早急な政治判断と支援が必要。**
- **医療にしても経済にしても、まず人がいなければ成り立たない。**政府は医療崩壊を阻止し、命を守り抜くための施策をスピーディに決断・実行し、**生活不安を少しでも和らげられるような力強いメッセージを発信すべき。**
- 生団連提言にもあるように、**政府は先行き見通しも含めてもっと丁寧に説明し、不安の払しょくに力を注いでほしい。**
- **休業要請と十分な補償（特に家賃等固定費に対するケア）をセットとした明確なメッセージ**が発信されないと、経済的不安の払しょくはできないだろう。

〈消費者部会メンバーの取り組み例〉

- 会員向けにメールマガジン・広報誌等を発行。**新型コロナウイルス感染症に関する科学的研究等の情報共有**を行い、冷静な対応を呼びかけている。
- 県内の各婦人会に、緊急事態措置の概要（外出自粛等）と、悪質商法に対する注意喚起をまとめた文書を配布。マスクを自作し、社会福祉協議会に寄付している婦人会もある。
- 特設電話相談「シニアの悩み110番」を開設。通常を大きく超える数の相談があった。
- (商店街振興組合の取り組みとして)組合員の店舗には、国・都・区の各融資、支援制度をまとめた資料を配布。

2 新・重点課題「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」

生団連では、新型コロナウイルス対策の問題点を現在と近い将来の危機への対応の問題として、そしてコロナ収束後の社会も見据えた**緊急事態下のわが国のあり方の問題としてしっかりと向き合っていくことが重要**だと考えている。浮き彫りとなった課題は、機動性・迅速性に欠ける政策策定・行政プロセスや政府・自治体間の連携不足、納得感・安心感につながる情報発信の不足など多岐にわたるが、これらは目の前の政策の優劣の問題ではなく、わが国の緊急事態下における**法制度とオペレーションの問題として集約される**。これらの問題と、それに加え各政策の前提となる**財政の問題**の解決は、大変重要な国民的課題であると考える。生団連は、「国民の生活・生命を守る」国民団体として、これらの問題を新・重点課題として掲げ、解決に向けて取り組んでいくことといたしたい。

〈サマリー〉

1 法制度の問題
- (1) 緊急事態下の政府の権限
  - ①強力なリーダーシップの不足
  - ②スピードに欠ける政策策定・執行
- (2) 民主主義における私権の制限
  - ①民主主義における私権制限の範囲
  - ②私権を制限する場合の補償について
- (3) 政府と自治体の権限の境界

2 オペレーションの問題
- (1) 政策の不透明性
- (2) 情報インフラの未整備
- (3) 政府と自治体の連携不足

3 財政の問題
- (1) 緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営について
- (2) 地方自治体の厳しい財政状況

〈生団連の活動方針〉

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置
(2) 緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論
(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

〈緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し〉

‖ 顕在化した問題点 ‖

法 制 度

(1) 緊急事態下の政府の権限
(2) 民主主義における私権の制限
(3) 政府と自治体の権限の境界

オペレーション

(1) 政策の不透明性
(2) 情報インフラの未整備
(3) 政府と自治体の連携不足

財　政

(1) 緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営
(2) 地方自治体の厳しい財政状況

‖ 生団連の取り組み課題 ‖

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置

①迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行
②医療体制の強化(医薬品、医療関連品の供給強化含む)
③補償等を含む各種経済対策の打ち出し
④財政出動に関する特別措置の指揮権限

(2) 緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論

評価されるべき施策の検証

(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

1 法制度の問題

(1)緊急事態下の政府の権限

①強力なリーダーシップの不足

わが国は、戦前の反省もあり、政府が強力な権限を持つことに慎重である。憲法にも緊急事態の条項はない。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)が6条で規定するように、国会等における熟議を理念とする。安易な行政裁量の拡大は決して認められないが、現状では緊急事態においてさえ政府は平時と同様に制限されており、機動的な対策を講じることが難しいのも事実である。

同じ民主主義ながら台湾の蔡英文政権は、省庁横断の司令塔機関「中央感染症指揮センター」が臨時政府のような強大な権限を持ち、徹底的な水際対策によって初期の危機的状況を乗り切った。また、官民挙げてマスクの生産能力を当初の8倍以上まで増強し、配給制の導入によって国民全体にマスクが行き届くようにした。

平時とは異なる緊急事態においては、制御ルールはしっかりと設けることを条件としながらも、政府が強力なリーダーシップを取ることができるような法制度を整備しておく必要があると思われる。

②スピードに欠ける政策策定・執行

政府は、2020年1月に明らかになった新型コロナウイルス感染症に対し、根拠法がない中で1月末には「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置している。諸外国と比較しても初動が遅いわけではない。しかしながら、各対策の策定とその実施に多大な時間を要している。

例えば、医療資源の不足が長引いている。現場で必要な医療関連品について、その国内生産を強制する権限は政府にはない。また、アビガン等の医薬品や人工呼吸器等の医療機器については、その承認手続きに相当な時間を要するルールとなっている。生命の安全に関わる問題なので極めて慎重な判断が求められるが、現場医療従事者や専門家の意見も踏まえ、実効性の観点からタイミングを逸することのないように、緊急時における供給体制強化の権限や承認プロセスの簡素化などについての議論が必要だ。

また、経済対策については、首相が緊急経済対策の取りまとめを要請したのは3月17日だが個人への現金給付は5月以降となり、「緊急」とは言いがたいスピードだった。背景には、財政法の定める規定がある。緊急経済対策を実行するには、裏付けとなる補正予算案が国会で成立しなければならない。財政法29条が規定するように予算成立前の補正予算案の策定は認められていない。予算案の提出から決議に至るまでも様々なプロセスを踏む必要がある。

このように、**平時でのルールを適用しているばかりでは政策の策定・執行が遅れ、結果、対策の効果が損なわれてしまうことにつながる。緊急事態には、平時とは異なり、迅速性に重点を置いた政策策定・行政プロセスの導入等について予めそのルールが整備されていなければならないのではないか。**

(2)民主主義における私権の制限

①民主主義における私権制限の範囲

特措法は、5条において国民の権利制限を「必要最小限」でなければならないと規定しているが、緊急事態においては私権の制限をさらに強めるべきとの意見もある。**民主主義における私権制限の範囲については最適解がどこにあるのかは大変難しい問題ではあるが、今般の緊急事態措置を踏まえて、国民としても利己の観点を脱し社会的視点でどうあるべきか考えていかねばならない。**

②私権を制限する場合の補償について

憲法第29条3項では「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と定められている。しかし、特措法には、政府や自治体による不要不急の外出自粛要請や休業要請によって

受けた損失については、これを補償する旨の規定は存在しない。特措法による私権制限が公益のためであり、「用ひる」ということが財産権を制限する場合も含むと考えられるが、要請に強制力がないことの裏返しとして補償を規定していないのである。逆に言うと、補償を行わないので強制力を持たせられない。**緊急事態措置の実効性を高めるためには、罰則規定を設けるなど直接的に強制力を高めるよりも、国民の納得感・安心感という観点からも、きちんと補償制度を整備・適用していくべき**ではないだろうか。特措法に限らず、**私権の制限と補償のあり方について改めて議論を深める必要がある。**

(3)政府と自治体の権限の境界

今回の緊急事態措置に際しては、政府と自治体の行き違いも垣間見えた。特措法においては、緊急事態宣言下の具体的な措置について都道府県知事にその権限が与えられているが、政府は自治体の措置に対し「総合調整」できるとしている。実際、休業要請の対象業種について、都の案に対し政府から「総合調整」が入った。時間的ロスが生じただけでなく、国民・地域住民に不安や不信感が生まれた。

欧米の州や地方自治体と比べ、わが国の自治体の権限は小さい。しかし、**生活者と直接関わりを持ち、地域ごとの特性や状況に即した、生活者一人ひとりに手の届く行政ができるのは各地方自治体**である。この事態をきっかけとして、**自治体への権限移譲のさらなる明確化など「国と自治体のあり方」については改めて議論されるべきである。**

2 オペレーションの問題

(1)政策の不透明性

生団連に寄せられた声で最も多かったのが、**政策の内容・目的等についての説明が十分ではないなどとする不透明性に対する不安と不満**であった。特措法32条では、緊急事態宣言発出の条件について、(1) 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある、(2) 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある、という2点を定めている。(1)については疑う余地はないが、(2)の「急速なまん延」については母数が極めて限定されている行政検査の結果から全体像を推測しており、国民への積極的な情報公開もなかった。また、緊急事態宣言解除の基準についても事前に定量的・科学的に明示されておらず、効果測定もないまま曖昧な状況下で国民は我慢を強いられていた。こうした政策の不透明性に対する不安や不満は、政府に対する不信となり、以てそもそもの対策の実効性をも損なうことにつながりかねない。特に緊急時に起こりうる**私権の制限には、その決定プロセスも含め、国民への明確で丁寧な説明が絶対条件**である。したがって、**オペレーションにおいては、政策の正当性・合理性について可能な限りエビデンスを用い、先行きに対する予測も含めたビジョンを示すなど、国民の納得感や政府に対する信頼感を醸成することが求められる。**

(2)情報インフラの未整備

新型コロナウイルス対策として、クラスター（感染集団）を追跡し、人の移動を把握するために、ICTを取り入れる動きが広がっている。わが国においてもICTの活用が検討されているが、現状では保健所職員の感染者らへの聞き取り調査などが情報収集の主体となっている。また、上述した給付金の支給時期の遅れについては、個人データのデジタル化、集約化の遅れにも原因があると言われている。「マイナンバー」の活用も検討されているが、ルール整備は進んでおらず、普及率も低い。**スピーディな政策執行を可能とするためには、情報収集と手続きの両段階において、行政による一定レベル以上の迅速かつ正確なデータの把握が必要不可欠である。プライバシー保護について十分配慮した上で、こうした情報インフラの強化についても議論を深める必要がある。**

(3)政府と自治体の連携不足

前述した権限の境界が曖昧なことにもよるが、政府と自治体との連携不足も所々において明らかとなった。緊急事態宣言の発出前に東京都が休業要請について素案をまとめていたことに対し、政府は当面の間外出自粛要請だけにとどめたい意向を示した。政府と自治体の足並みが乱れたことに国民は少なからず不信を抱いた。大阪府が緊急事態宣言の解除基準について「大阪モデル」を示したことに関しても、大臣と知事のやり取りからその連携の不足が見て取れた。例えば、政府対策本部に全国知事会メンバーを招聘するなど、現行のルール上でも政府・自治体間の緊密なコミュニケーションは十分可能なはずだ。**政府と自治体の連携不足についてはオペレーションによって改善される部分が大きい。**

3 財政の問題

(1)緊急経済対策の問題点と収束後の財政運営について

全ての政策には財政措置が必須である。財政の課題については、迅速性と実効性に重点を置いた全力を挙げての財政措置が求められる緊急時と、平常化への回帰と財政の健全化や規律の回復もポイントとなる収束後の財政運営とで分けて考えていく必要がある。これらの課題については「国家財政の見える化」委員会の課題としても取り組んでいきたい。(「国家財政の見える化」委員会からの報告資料P14-20参照)

(2)地方自治体の厳しい財政状況

法制度とオペレーション共に「国と自治体のあり方」を見直していかなければならない。地域ごとの特性に応じ、地域住民一人ひとりに手が届くような地方自治が望まれるが、その時大きな問題となるのが地方財政の問題である。自治体は自主的政策運営の財源に乏しい。**自主財源を中心とした健全な地方財政が実現されないことには真の地方自治は成り立たないが、緊急事態下においてはさらに多額の財源が求められる。**

地方創生臨時交付金を休業補償として使用することの可否について政府と自治体が対立したことが象徴的だが、交付税に頼らず財政運営できる東京都以外の自治体は地元経済を十分に支えていくことが難しい財政状況にある。自治体からは、国の責任で補償をするべきという声も大きい。**緊急事態も見据えた地方財政のあり方について改めて議論を深めていかなければならない。**

〈生団連の活動方針〉

以上のように、新型コロナウイルス対策の中で顕在化した問題の解決を図ることを生団連は新たな重点課題として取り組むことといたしたい。具体的には次の3つの方向で活動を推進していく。

(1)「国家感染症対策センター(仮称)」の設置

前述のとおり、台湾では「中央感染症指揮センター」が臨時政府のような権限をもって迅速に対策を行い、感染拡大の食い止めに一定の成果をあげてきた。この好事例に倣い、生団連は、流行の第2波がやってくる可能性も踏まえ、対策の司令塔となる**「国家感染症対策センター(仮称)」の設置とそれを裏付ける法整備を政官に提言していく**こととしたい。

迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行、医薬品、医療関連品の供給増強なども含む医療体制の強化、緊急事態措置における個々の補償等を含む各経済支援策の打ち出し、そしてこれらの為の財政出動に関する特別措置に至るまで、広範な権限または指揮権限を有するものを想定する。現行の特措法に基づく政府対策本部の権限および構成員を大幅に拡充する形での法改正を目指す。但し、この機関の活動対象は、あくまで今般の新型コロナウイルスまたはそれに類する感染症に限定する。すなわち、政府権限の強化は、国民の一定のコンセンサスが形成されている範囲内とするものである。(本提言の骨子案をP11-13に記載)

(2)緊急事態下の国のあり方に関する平時からの議論

上記センターの設置は、今ある危機の克服に重点を置いたものであるが、**感染症に限らず緊急事態下での法制度とオペレーションについては国のあり方としてしっかりと平時から国民的議論を深めていかなければならない**。生団連では研究と議論を深め、より具体的な形での政官への提言を通じ、課題の解決に取り組んでいきたい。また、財政の問題については**「国家財政の見える化」委員会**の課題として、地方自治に関する事項については**「地域生団連」**の課題としても取り組みを推進していく。

但し、こうした取り組みにおいては、現状を全て否定的に捉えることなく、変えるべきは変える、守るべきは守る、という考えで取り組んでいくこととしたい。例えば、**「民主主義における私権の制限」**に関しては、わが国が「自粛要請」という最低限度の私権制限にとどめながらも、感染拡大防止に一定の効果が出てきているということは**「成熟した民主主義国家」**の証とも言えるのではないかと考えている。今回の政策の効果測定を前提として、客観的な評価も進めていきたい。

(3)「日本式公衆衛生モデル」のグローバル発信

これまでわが国の新型コロナウイルス対策の問題点にスポットを当ててきたが、評価されるべき点も多いのではないだろうか。わが国は諸外国との比較においても、対策の重要な目標である感染拡大防止を高水準で達成できていると思われる。

次ページの表を見ると、諸外国と比較して日本は感染者、死者数共に低水準にとどまっていることがわかる。感染者数については検査件数の少なさが原因だとする批判はあるが、死者数が少ないという事実と、致死率も低いことから、実際にも感染拡大が一定程度抑えられていると十分推測できる。

〈世界の新型コロナウイルス感染状況〉※2020年5月13日現在

国	人口（百万人）	①感染者数（千人）	感染者数/100万人	②死者数（人）	死者数/100万人	致死率（②/①、%）	病床数/10万人		公的医療保険加入状況
							ICU	急性期	
米国	331	1,369	4,137	82,339	248	6.0	34.7	244	35%前後（65歳以上の高齢者・障害者・低所得者のみ）
イギリス	68	224	3,298	32,137	472	14.3	6.6	211	全国民（国営・税方式）
イタリア	60	219	3,663	30,739	506	13.9	12.5	262	皆保険
フランス	65	139	2,147	26,643	409	19.0	11.6	309	ほぼ皆保険
ドイツ	84	170	2,029	7,533	89	4.4	29.2	602	85%
韓国	51	10	214	259	5	2.3	10.6	714	皆保険
中国	1,416	82	58	4,633	3	5.5	3.6	N.A.	2020年までに皆保険を目指す
日本	126	15	**126**	643	**5**	**4.0**	**4.3**	**779**	**皆保険**

日本経済新聞『新型コロナウイルス感染 世界マップ』、OECDData、厚労省HPより生団連作成

これらの要因について大きく2点考えられる。1点目は**医療体制**。欧米におけるドイツの際立った致死率の低さの背景には、強固な医療システムがあるとされている。経済協力開発機構（OECD）によると、重症者を運び込む集中治療室（ICU）は人口10万人あたり約29床あり、致死率の高いフランスの3倍近い。日本はICUは同4.3床にとどまるが、ハイケアユニット（HCU=高度治療室）等を含むICU相当だと同13.5床に、そして急性期病床全体では同779床と世界トップの水準である。このキャパシティに加え、「国民皆保険」「フリーアクセス」といった制度の強みと医療の現場力により感染（確認）者は全て医療ケアを受けることができている。医療従事者の方々のご尽力のおかげであるが、これまでのところ検査体制も含めた医療体制は感染拡大防止に十分機能していると思われる。

そして2点目は、**保健所を中心とした「日本式公衆衛生モデル」の存在**である。日本国憲法は、25条の第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。**保健所は、わが国の公衆衛生の最前線の機関**として位置付けられており、地域保健法および感染症法に基づいて日ごろから感染症が発生しないような予防活動と備えを行っている。今般の新型コロナウイルス感染拡大に対しては、地域における健康危機管理の中核機関として、聞き取り調査による感染者の発見および陽性患者の感染経路割り出し等を中心に活動しており、**クラスター対策において重要な役割を担っている**。計469か所に設置（2020年4月現在）されたこの全国規模の保健所ネットワークが、わが国の感染者数と死者数を低位に抑えることに大いに貢献していると見られる。

生団連は、**こうしたわが国の優れた点も含め、対策の客観的評価を進め、特に保健所が公衆衛生において果たしている機能については、「日本式公衆衛生モデル」としてグローバルに発信**できないかを検討していきたい。

〈「国家感染症対策センター（仮称）」設置の提言 骨子案〉

現行法制下（新型インフルエンザ等対策特別措置法、以下、特措法）での新型コロナウイルス対策で顕在化した問題点を踏まえ、流行の第2波、第3波の到来に備える観点からも、特措法に基づく「政府対策本部」に替わる司令塔**「国家感染症対策センター（仮称）」**（以下、センター）の設置とその裏付けとなる同法の改正を政官に働きかけていく。

1 政策決定プロセスの透明化

政策の正当性・合理性について可能な限りエビデンスを示し、その決定プロセスを国民に「見える化」することが司令塔機関には求められる。種々対策の実効性を高めるためには、国民の納得感や政府に対する信頼感を醸成することが必要不可欠である。この観点から、センターに政策決定プロセスとその発信機能を集中させることとし、各分野の専門家をセンターの正式構成員とする。（第16条6項を改正）

2 権限の強化

緊急事態下では、司令塔機関が現場情報と幅広い分野の知見を束ね、迅速に実際のオペレーションに関わる自治体や各省庁等に指示を出さなければならない。対策の迅速性と実効性を高めるため、センターの権限強化を図る。

(1) 自治体首長の招集権限

自治体との連携の乱れは国民の不安・不満につながり、対策の実効性を損ないかねない。**権限規定の再整備に加え、緊密な連携が取れるように自治体首長の招集を可とする。**（第16条6項を改正）

(2) 自衛隊の派遣要請権限

ダイヤモンドプリンセス号での対処で明らかとなった自衛隊の緊急事態への対応力をフル活用できるように、また医療提供体制の強化の観点からも、**自衛隊の派遣要請ができる権限をセンターに付与する。**（第20条に追加）

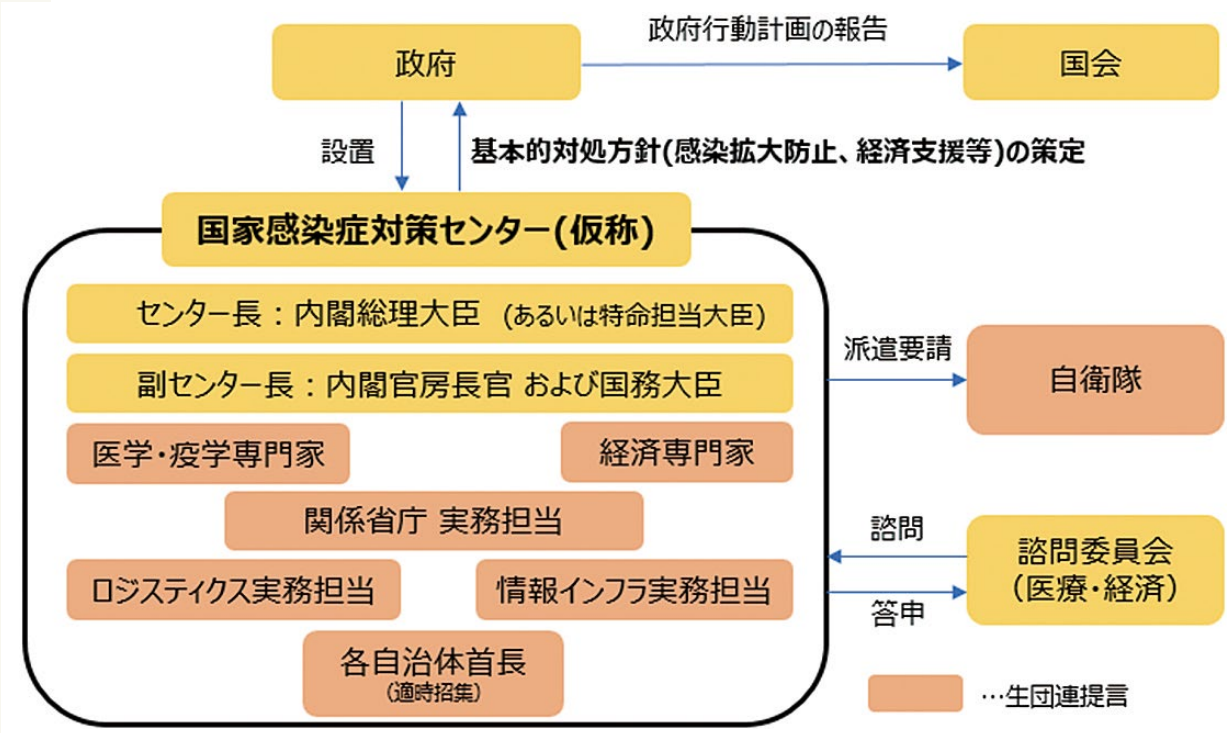

3 さらにセンターの機能を強化するために

(1)迅速かつ実効性の高い感染拡大防止策の執行

①具体的アクションプランの作成

政府からの命令がお題目で終わらないように、感染拡大防止策は実務担当者のアクションプランにまで落とし込む必要がある。実務担当者もセンターの構成員とすることで実現性のあるプランニングが可能となる。(第16条6項を改正)

②実効性を担保する補償体制の整備

行動制限の要請においても補償を行うことを明記し、国民の納得感・安心感を醸成し、緊急事態措置の実効性を高める。(第45条に追加)

(2)医療提供体制の強化(医薬品、医療関連品の供給体制増強なども含む)

①医療提供体制の現状把握　～現場情報が集約できる仕組みづくり

医療資源(人員、病床、医薬品、医療関連品等)の必要数の把握に加え、国内の備蓄状況、国内外の生産・供給能力をセンターが総合的に掌握できる仕組みをつくる。(第20条に追加)

②生産・供給体制の整備　～サプライチェーン全体にわたる指揮権

医療資源が不足する事態となったときは、**一定の補償を前提に、医薬品、医療関連品等の生産、増産命令(生産に必要な原材料の調達も含む)ができる権限をセンターに持たせる。**(第55条を改正)

(3)各種経済対策の打ち出し

経済・社会活動を制限する緊急事態措置については、実効性を高めるためにもそのマイナス影響を見据え、個々の措置に紐づいた補償、さらには家計・企業への給付等の経済対策が同時に打ち出されなければならない。センターの機能と権限にこれらを加え、**補償、経済対策等も「基本的対処方針」の対象とする。**(第18条2項に追加)

※財政出動の特別措置

上記項目を実践するためには財源が必須である。財源の手当てについても特例的な権限を有するべきとの考えもあるが、財政民主主義に関わる重い問題であるので、この点は別途議論する。但し、**補正予算の予備費についてはセンターがその使用につきイニシアティブを取れるようなルールづくりは検討すべきである。**

〈特措法改正点まとめ〉

項目		現行	改正点
センターの組織		(組織) 第16条6項 政府対策本部員は、国務大臣のみで構成	第16条を改正 構成員の拡充 ・医学・疫学の専門家 ・経済の専門家 ・各自治体首長の招集権限 ・指定行政機関の実務担当者 ・情報インフラ、ロジスティクス実務担当者
感染拡大防止策	補償体制	(感染を防止するための協力体制等) 第45条 感染防止の協力要請のみで補償に関する項目はない	第45条に追加 行動制限の要請においても補償を行い、感染拡大防止策の実効性を担保
	自衛隊の派遣要請	(権限) 第20条 「総合調整」を行うことができるという記載のみ	第20条に追加 新型インフルエンザ等対策を迅速かつに実施するために自衛隊の派遣を要請できる権限を追加
医療提供体制強化	情報集約	(権限) 第20条 「総合調整」を行うことができるという記載のみ	第20条に追加 センターに医療等の提供体制の情報を自治体から集約できる権限を付与
	生産命令	(物資の売渡しの要請等) 第55条 医療資源の収容・保管までしか権限が及ばない	第55条を改正 一定の補償を前提に、医療資源の生産、増産(原材料の調達も含む)を命令する権限を付与
経済対策		(基本的対処方針) 第18条2項 基本的対処方針に経済対策に関する項目はない	第18条2項に追加 基本的対処方針に新型インフルエンザ等対策の実施に関する経済対策を追加

3 課題別委員会より

2.新・重点課題「緊急事態下の法制度とオペレーションの見直し」で、今般の新型コロナウイルス対策の問題点を踏まえ、生団連として今後取り組むべき課題を掲げた。これに加え、既存の課題別委員会からも、各々の取り組み課題において、新型コロナウイルスの感染拡大によって浮き彫りとなった新たな課題や改めて取り組みを強化すべき点等について報告する。

1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1次補正予算)を受けて

～「国家財政の見える化」委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 緊急経済対策の概要について
(1)事業規模117.1兆円・GDP2割程度という世界最大級の規模感
(2)拡大収束までの「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」
(3)5本の柱それぞれの具体的取り組み項目と予算配分

Ⅱ. 緊急経済対策の問題点について
(1)本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか
(2)有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか
①リーダーシップの欠如・政治判断の遅れ
②電子政府(E-government)の遅れ・不整備
③憲法・財政法などの法制度による制約

Ⅲ. 収束後の観点―経済の回復・成長に向けた中長期的な視点に立つ財政運営
(1)経済の回復・成長と財政規律のバランス
(2)中長期的観点を持った平時からの財政運営の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響が一向に収束せず、内外経済に甚大な影響をもたらしている中、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、雇用の維持・事業の継続、そして生活の下支えを最優先に全力で取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を盛り込んだ補正予算案が4月30日に可決・成立した。当初計画していた減収世帯への30万円給付を取り下げ、**1人あたり10万円の特別定額給付金が盛り込まれ緊急経済対策は117兆円の規模となった。**「国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」と題されているように、国民生活に寄り添い、国民の不安を解消する内容・予算配分になっているのかの検証も踏まえ、コロナ収束後に「国家財政の見える化」委員会として議論すべき課題について報告する。

Ⅰ. 緊急経済対策の概要について

(1)事業規模117.1兆円・GDP2割程度という世界最大級の規模感

「世界的に見ても最大級の措置」と報道されていた通り、**緊急経済対策の事業規模は総額108.2兆円、国内総生産(GDP)の2割程度**にのぼる。米国では事業規模240兆円の対策を講じるようだが、これはGDPの1割程度であり、諸外国も概ねGDPの1割程度となっているため、日本の規模の大きさが注目

されている。また**政府の財政支出（真水の部分）は39.5兆円**にのぼるという。これまで**過去最大だったリーマン・ショック時の経済対策は事業規模56.8兆円、財政支出15.4兆円**であり、それと比較しても2倍程度の規模がある。

さらには与野党、国民からの声を受け予算案を組み替えたことで、**1人あたり10万円の特別定額給付金が盛り込まれ約8.8兆円を増額。事業規模117.1兆円、財政支出48.4兆円の緊急経済対策**となっている。

(2) 拡大収束までの「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた「V字回復フェーズ」

この経済対策は基本的な考え方として大きくは2つの段階を意識したものとなっている。

「**緊急支援フェーズ**」：感染症拡大の収束に目途がつくまで。**事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも雇用と事業と生活を守り抜く段階。**

「**V字回復フェーズ**」：収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進。**早期のV字回復を目指し、特に消費の落ち込んだ業界の消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階。**

(3) 5本の柱それぞれの具体的取り組み項目と予算配分

上記の2つのフェーズを意識した今回の経済対策は、**国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意をもって、強大かつ効果の大きい施策を5本の柱として展開していくとしている。**主な取り組み項目、規模について以下図表にて記載する。2つ目の柱に特別定額給付金が盛り込まれたことで、当初案よりも約8.8兆円積み増されている。

【図表：緊急経済対策の 5 本の柱と主な取り組み項目】

5 本の柱	主な取り組み項目	事業規模 （構成比）	うち、財政支出 （構成比）
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	マスク・消毒液等の確保 検査体制の強化と感染の早期発見 医療提供体制の強化 治療薬・ワクチンの開発加速	2.5 兆円 （2.1%）	2.5 兆円 （5.2%）
雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化	雇用調整助成金の助成率の緩和、助成対象者の拡充 実質無利子・無担保の融資 中小・小規模事業者、個人事業主に対しての持続化給付金（仮称） **一律 10 万円 / 人の特別定額給付金** 児童手当 1 万円 / 人の上乗せ	80.0 兆円 ⇒ **88.8 兆円** （75.8%）	22.0 兆円 ⇒ **30.8 兆円** （63.6%）
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	甚大な影響を受けた分野で重点的な「Go To キャンペーン（仮称）」	8.5 兆円 （7.3%）	3.3 兆円 （6.8%）
強靭な経済構造の構築	強固なサプライチェーンへの改革 海外展開企業の事業 デジタル・トランスフォーメーションの加速 公共投資の早期執行	15.7 兆円 （13.4%）	10.2 兆円 （21.1%）
今後への備え	状況に応じた追加対策	1.5 兆円 （1.3%）	1.5 兆円 （3.1%）
	合計	108.2 兆円 ⇒ **117.1 兆円**	39.5 兆円 ⇒ **48.4 兆円**

Ⅱ. 緊急経済対策の問題点について

すでに閣議決定、国会での予算審議を経て可決・成立しているものであり、内容について是非を唱えるタイミングでないことは承知しているものの、今回の緊急経済対策に関連して考えられる問題・課題を「国家財政の見える化」委員会の視点から考えてみたい。(1) 本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか、(2) 有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか、という2つの視点で整理した。

(1) 本当に必要な対策に十分な予算が充てられているか

①医療提供体制の整備など最優先事項への配分は十分か

「世界最大級の経済対策」と、その総額ばかりが注目・報道されているが、**本当に必要な対策に十分な予算が充てられているかが肝要**である。対策の5本の柱については上述した通りであり、**何よりも必要な対策は1つ目の「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」**と考えるが、この対策には**2.5兆円、総額の2.1%しか配分されていない**。感染拡大を防ぎ、そのために必要な医療体制を整える内容になっているのか疑問を感じる。

感染症拡大の収束に目途をつけ、次のフェーズに向かうためには医療体制の充実が欠かせない。5月5日に大阪府が独自に示した「大阪モデル」の自粛・休業の解除指標の1つには「重症者の病床使用率」が設定されており、毎日数値として示されている。**我々国民は医療崩壊を起こさないためにも、経済・社会活動の自粛を余儀なくされているが、国の医療体制の整備状況については伺い知ることができない。**

5月4日の専門家会議の提言においても**日本の人口10万人当たりのPCR検査数は諸外国と比べると「明らかに少ない」**ことが指摘されている。保健所の業務過多、検査を担う地方衛生研究所の人材不足、マスクや防護服の調達遅れなどと理由が挙げられ、首相は「目詰まり」と表現しているが、目標の2万件にほど遠い状況がなぜ起きているのか、解決に向けてどのようなアクションを起こしているのか説明はなされない。**国民生活に負担を強いる緊急事態宣言が延長された今、これまでの期間に十分な対策が行われていたのか疑問を抱く。**

国民の不安払しょくのためにも医療体制の整備及び治療薬の開発への十分かつ早期資源投入に加え、進捗情報の開示を求めるところである。

②不急な対策の存在

医療分野への資源配分が少ない一方で、不要ではないが緊急性には欠ける対策が盛り込まれてはいないだろうか。例えば**感染収束後に官民を挙げた経済活動の回復には事業規模8.5兆円、財政支出3.3兆円が計上**されているが、**「"Go To"キャンペーン」**と呼ばれる用途を限定したクーポン券の配布、割引キャンペーン、ポイント付与へ**約1.7兆円**に加え、**文科省による地域ごとの多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会創出などにも対策・予算が組まれている。**これらも重要ではあるが、**緊急性の観点から今織り込む必要があるか、また、本当の意味で経済活動の回復を図るためには必要なのか、国民の声の届いた議論がなされたのであろうか。**

③必要十分な対策が講じられるために

東日本大震災の復興予算でも被災地とは直接関係のない事業があるとされている。今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においても、**「117兆円の大規模な措置」として全体の規模だけを評価・判断するのではなく、私たち国民生活に寄り添い、支え、この国難を乗り越えられるために必要な対策かつ十分な予算配分になっているのかについては、改めて検証することが重要である。**

今後も二次補正予算など断続的な追加対策が進められるとのことだが、追加の対策を否定し拒むものではないものの、**国民感情に寄り添った対策であることに加え、歯止めが効かない際限のない**

経済対策にならないよう、本当に必要な対策への効果的な配分を求めたい。

また、**普段の予算策定においても問題点と認識している「各省庁による積み上げ・縦割り」、「司令塔不在」という仕組みがこのような事態を招く要因**と考えている。平時はもちろんのこと、特に危機管理においては、**強力なリーダーシップのもと、省庁一体となるために横串を刺し、あるべき方向へ一挙に導く行政体制の構築も本委員会の課題として取り組んでいきたい。**

(参考)東日本大震災時の復興予算について

東日本大震災時には復興に向けた様々な対策が打たれたが、復興予算で実施された事業のうち**326件(23.2%)、約1.4兆円(9.2%)は被災地とは直接関係のない事業**と判断されている。その代表例として、

■文科省:復興予算389億円で被災地以外の国立大学の体育館、図書館などの施設を建設
■国交省:「道のないところに道路ができれば防災に役立つ」と100億円をかけて沖縄と北海道で国道を整備
■農水省:「被災地の住宅再建のために木を植える」と九州に林道を整地
■水産庁:「かつて捕鯨の町だった石巻を商業捕鯨再開で活気づけたい」と23億円の調査捕鯨とシーシェパード対策

などと報道されており、上記のような**被災地支援と関連性があるとは到底思えない事業が件数にして2割、金額にして1割もあった**という。

これらは歳出削減により捻出した約8.5兆円に加え、次の世代に負担を先送りすることなく今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うという考えに基づき、**「復興増税」として我々国民から追加徴収された約10.5兆円が財源となっている。**復旧・復興のために納めた税金を、本来の目的とは異なる事業に費やしていたという信じがたい事実がつい数年前に起きていたことをこのタイミングで改めて認識しておく必要がある。

(2)有効かつ必要なタイミングで対策が実施されているか

本当に必要な対策に十分な予算が充てられているかに加えて、それらが有効かつ必要なタイミングで実施されることも欠かせない。タイミングを逸してしまえば効果の低い対策に成り下がってしまう。

諸外国では3月上旬から具体的な経済対策が打ち出され、早急に取り進められている。日本では感染拡大が比較的緩やかであったとはいえ、安倍首相から取りまとめの指示が出されたのが3月17日、今回の経済対策の閣議決定が4月7日、その後の異例の組み替えにより最終的な閣議決定が4月20日、4月30日に国会成立というスピード感である。3月以降様々な活動自粛が要請されたことで経済活動にも大きなダメージがあり、収入減少を余儀なくされている個人・中小事業者の数は計り知れない。**雇用の維持と事業の継続に向けた支援、さらには生活困窮者への給付金はとりわけ急を要するが、事務手続きの煩雑さや、政策決定の遅れに起因して、迅速に行えていないのが現状**である。

諸外国と比較し、緊急時における対策の遅れが起きる要因として以下3点を挙げる。生団連全体としての新たな重点課題であるが、財政運営に大いに関係する項目であり、本委員会でも研究と議論を深めていきたい。

①リーダーシップの欠如・政治判断の遅れ

(1)でも記載した通り、特に危機管理においては強力なリーダーシップが求められる。国家がとるべき正しい戦略を示し、国民を束ねる強いリーダーシップが期待されるが、今回の政府の対応を見ると、政策の意思決定が遅いばかりか、その内容に変更が生じるなど混乱が生じている。前述の通り、省庁一体となり一挙に導く行政体制になっているとは思えない。行政体制に欠けている点を平時から見つめ直す必要がある。

②電子政府(E-government)の遅れ・不整備

ネットワークやデータベース技術を利用した電子政府への対応が、諸外国と比較すると劣後している点が浮き彫りになった。今回の事態において、諸外国では渡航歴、収入・納税データなどの個人情報の把握、給付金の振り込み、マスクの購入制限などにデジタル技術を活用して取り組んでいる。しかし、日本ではマイナンバーと銀行口座のひも付けが認められていない。もしマイナンバーの活用が進められていれば、資産状況の把握や給付金の振り込みに役立てられたという声も聞こえる。もちろん個人情報保護の観点など懸念される点もあるようだが、今一度検証しながら電子政府を推進していく必要がある。

③憲法・財政法などの法制度による制約

結果的に個人への現金給付は5月以降となり、緊急対策と言いながらも危機下での執行に2か月以上を要する。これは憲法の定める財政規定と財政法により、当初予算成立までは補正予算の策定に入れない、予算案の提出には与党の了承と閣議の決定を経るという民主主義の仕組みに起因している。この仕組みそのものを否定するものではないが、危機にも迅速に対応できる民主主義への議論を進める必要がある。

Ⅲ. 収束後の観点　―経済の回復・成長に向けた中長期的な視点に立つ財政運営

未曽有の感染症拡大により、いわゆる「国家の財政再建」については少なからず影響を及ぼしてはしまうであろう。しかし、今はその心配をするよりも、まずは目の前の国難に対し、精一杯対策を講じるべきである。

一方で、新型コロナウイルス感染症が収束した後の反転期においては、今後の中長期的な日本経済の発展を確かなものとする政策が求められるようになる。4月30日に成立した**特別会計込みで25.7兆円の補正予算**により、2020年度の一般会計予算は**当初の102.6兆円から128.3兆円にも膨れ上がった。**公債発行で補うため、**2020年度の公債発行額は58.2兆円となり、当初予算の約1.8倍にも増大する。**補正予算では税収の減額補正はしていないので、税収は当初予算で見積もった63.5兆円のままであるが、感染症の影響を受け、税収は恐らく低下すると考えられる。こうした状況下でバランスのとれた財政運営を実現すべく、本委員会が中心となって生団連としても全力を挙げて取り組むべきコロナ収束後の財政運営についての課題を整理した。

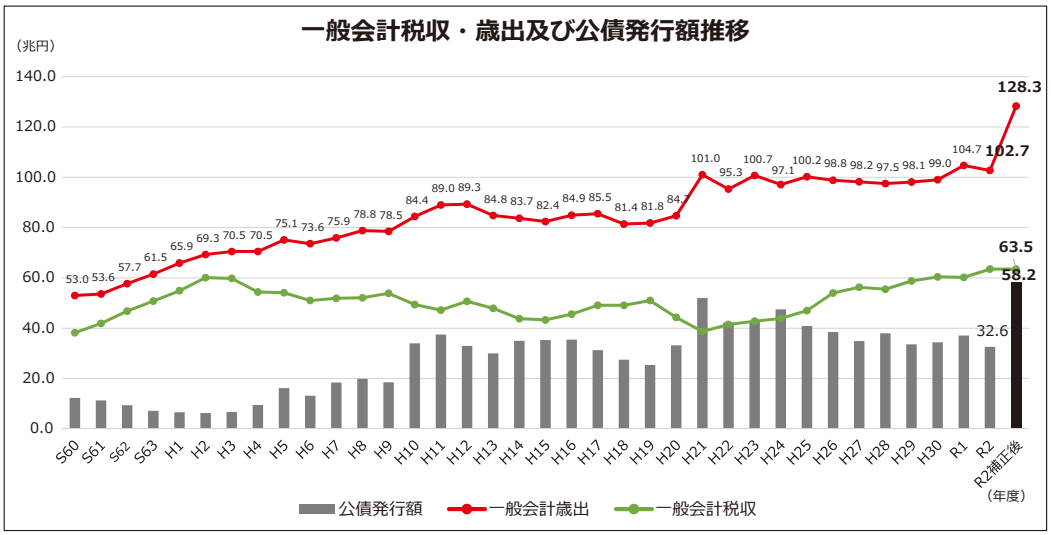

※財務省データより生団連作成

(1)経済の回復・成長と財政規律のバランス

①財政健全化スケジュールの再設定

2020年単年度の財政悪化はもちろんのこと、収束後の回復には長い時間がかかることが想定され、**政府目標である「2025年度プライマリーバランスの黒字化」からは大きく遠ざかる。**そもそも今年1月の経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」においても、成長実現ペースであっても達成が見込めない目標値であり、GDPの大幅な下落が見込まれる今回の国難を機に、この政府目標は当面の延期・見直しが望まれる。

仮にこの目標が維持、もしくは多少の見直しで継続となってしまった場合、**歳出を減らす=必要な事業の削減、歳入を増やす=消費税を含む復興増税など、私たちの暮らしに大きな影響を与えるであろう選択がされかねない。**今一度、**プライマリーバランスの黒字化の重要性、またはその時期について検証する必要がある**と考える。

②長期的展望に立った税の見直し

また、消費税も含めた税政策についても今一度検討する必要がある。19年10月に実施された8%から10%の**消費増税の影響を受け、19年10～12月期の国内総生産の増減率は、前年と比べて年率換算でマイナス7.1%と大幅に減少。**消費増税によって大きく景気が後退したところに、新型コロナウイルス感染症という国難が降りかかっている。

今回の事態を受け、国会議員の中でも与党も含めた「消費税減税勢力」として大きな塊になりつつあることも事実だ。**当面の全品目軽減税率0%の適用や、永続的な消費税率5%への減税**も提言されている。今年度の消費税収は21.7兆円を見込んでおり、**仮に5%への減税となれば10兆円の追加の財政支出と同義**となる。報道を見る限り、政府は消費税減税に消極的のようだが、**「真に必要な経済対策」を検討するうえでは消費税減税も対策の1つであり、除外されるべきではない。**一方で、場当たり的な対応ではなく、長期的な展望を持って検討を進めたい。

③成長と規律の両立

当面は経済の回復・成長に重点を置いた対策が取られるべきであるが、いつまでも多額の公債を発行し、財政規律を欠いた状態が継続されることは望ましいことではない。その反面、財政規律ばかりに気をとられ、必要な対策が施されないことがあってもならない。**目の前の経済の回復と将来的な経済の成長を目指しながらも、健全な財政規律を取り戻すバランスの取れた財政運営を考える必要**がある。

(2)中長期的観点を持った平時からの財政運営の必要性

①複数年度予算制度の導入へ

我が国では厳しい財政事情もあり、行政の無駄に厳しい視線が向けられ、「行政のスリム化」が進められてきた。一方で今回の危機が起きたことで、例えば病床の少なさや検査能力が足りないなど公的機関の余力のなさを感じる場面が少なくない。**あらゆる政策課題において何が必要で何が無駄なのか、今まで以上にしっかりとした見極めが求められる。**

すなわち、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすであろう経済対策を講じている**今こそ、5年後10年後、さらにその先の我が国の成長に向けて、中長期的な視点に立った財政運営を進める必要がある。**そのためにも**生団連で今年度活動計画に掲げる「複数年度予算制度」については欠かせない要素**であり、実現に向けて議論を深めていきたい。

②改めて「国家財政の見える化」を

コロナ収束後には**今までに経験したことがない大変難しい財政運営が長期に渡って求められる。**国と国民との間の信頼関係の構築が大前提になる。だからこそ、どのように財政を立て直し、わが国の持続的成長を実現するのかについて、**国民にとって分かりやすい議論がなされなければならない。「国家財政の見える化」がこれまで以上に重要になってくる。本委員会で議論を重ね、そのための効果的な対策や手段について導き出し、必要な提言を進めていきたい。**

【参考】令和2年度第2次補正予算の概要と評価

5月27日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた本年度の第2次補正予算を閣議決定した。**事業規模117.1兆円、うち、真水と呼ばれる国費は33.2兆円という大規模な予算編成**となった。

生団連では、「緊急事態宣言の延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を（5月1日提言）」と政府宛に要望してきたが、第1次補正予算に続けての大規模な措置は、経済を支え、国民の生活を守ろうとする政策意思が表れており相応に評価できると受け止めている。今後の迅速かつ円滑な各施策の実施が望まれる。

Ⅰ. 概要

項目	事業規模（民間含む）	財政支出（財投含む）
1. 雇用調整助成金の拡充等	0.5兆円	**0.5兆円**
2. 資金繰り対応の強化	11.6兆円	**11.6兆円**
政府系金融機関からの財政投融資	39.4兆円	39.4兆円
民間が拠出する資金	44.6兆円	
3. 家賃支援給付金の創出	2.0兆円	**2.0兆円**
4. 医療提供体制等の強化	3.0兆円	**3.0兆円**
5. その他の支援	4.7兆円	**4.7兆円**
6. 新型コロナウイルス感染症対策予備費	10.0兆円	**10.0兆円**
合計 ※その他項目を含む概算	117.1兆円	72.7兆円
うち、いわゆる真水部分の合計 ※太字、特別会計含む	—	**33.2兆円**

※財務省データ・各紙報道をもとに生団連作成、一部推定金額記載

特に下記の点においては現場の実情や要望を踏まえた対策となっている。

- **▶真水部分で33.2兆円という財政支出の規模感**
- **▶2兆円の家賃支援給付金の新設**
- **▶2. 2兆円の医療・介護施設への緊急包括支援金の拡充**（1次補正では1,490億円）
- **▶2兆円の地方創生臨時交付金の拡充**（1次補正では1兆円）
- **▶今後の事態に迅速に対応するための10兆円の予備費の確保**（1次補正では1.5兆円）

Ⅱ. さらに膨らむ国家財政

一方で、今年度の一般会計歳入歳出予算総額は、**当初の102兆円から160兆円を超える規模**となる。**新規の国債発行額は過去最大**（リーマン・ショック後の51.9兆円）**を更新し、90.2兆円に膨らむこととなり、歳入に占める国債の比率は56.3%に達する。**

もちろん、目の前の国難を乗り切るためには大規模な対応が求められるが、同時に中長期的に持続可能な財政運営が欠かせない。「国家財政の見える化」委員会としてコロナ後の財政運営・経済の健全化を見据え、今後も議論を進めていく。

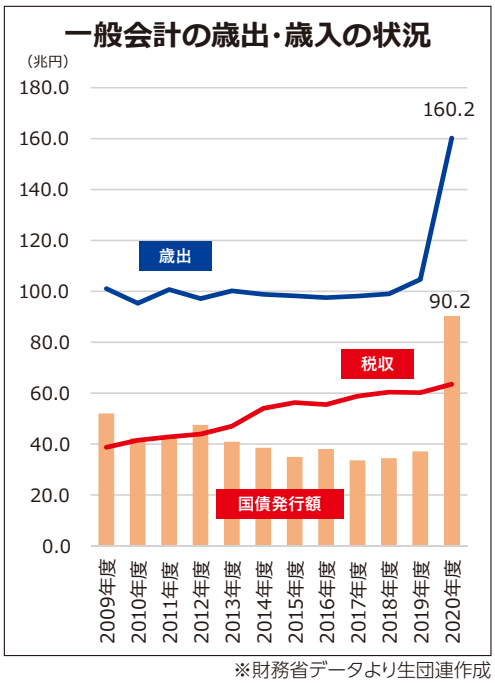

※財務省データより生団連作成

2 新型コロナウイルス感染拡大による外国人への影響と課題

～外国人の受入れに関する委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 現状把握

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染拡大による影響と課題

(1)生活者としての外国人の受入れを

留学生の内定取り消しや雇い止めによる在留外国人の生活困窮がある一方、雇い主側では人手不足が深刻化するなど新型コロナウイルス感染拡大をめぐる影響が顕在化している。未だ日本社会で外国人が弱者である現状を鑑みても、外国人の受入れに関する行動指針の策定は重要である。生団連は早期の発信を目指していく。

(2)「誰1人取り残さない」教育環境の整備と教育の機会提供継続の必要性

4万人を超える日本語指導が必要な児童生徒や就学不明の外国籍児童は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で教育機会が分断される危機にある。特に、共働き世帯の子どもによる自己学習レベルの低下、家庭でのデジタル環境格差など課題が多い。共生社会を構築していくにあたり、「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本人と同様にすべての外国籍児童にも継続した教育機会の提供を行うサポートが必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大で日々状況が変化する中、わが国の在留外国人にも多方面で影響が出ている。会員から寄せられた実際のケースをここに共有するとともに、新たな課題や対応策についても検討項目として引き続き委員会活動を行っていきたい。

Ⅰ. 現状把握

(1)在留外国人数(2019年12月31日現在。3月27日出入国管理庁発表)

全体:293万3,137人(昨年比 20万2,044人増)

〈在留資格別〉「永住者」　79万 3,164人 (昨年比3%増)

「技能実習」41万　972人 (昨年比25%増)

「留学」　34万 5,791人 (昨年比3%増)

(2)「特定技能」について

〈特定技能の分野別割合〉

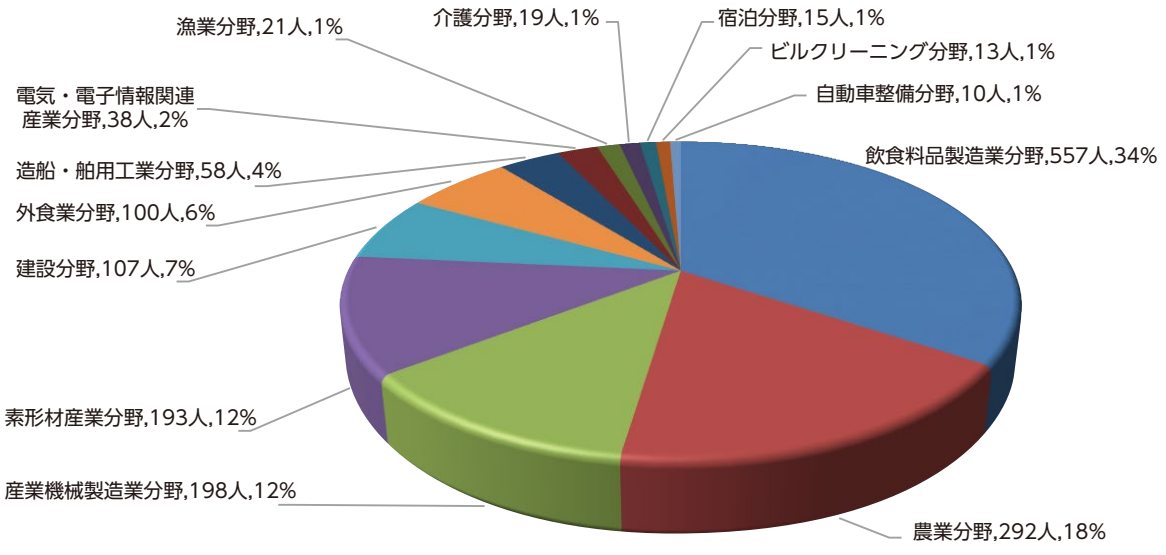

出典:法務省 特定技能在留外国人数の公表2019年12月末　n=1,621　航空分野従事者はなし

2019年4月に開始し、初年度で最大4万7,000人の受入れを目指していたものの、**今年2月末時点では2,994人にとどまる。**新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、国際的な人の移動制限や各国からの送り出し停止措置等があり、今後の人数増減の動向は極めて不透明と言える。以下は、2019年12月末時点における特定技能1号在留外国人の「分野別割合」をグラフで示したもの。飲食料品製造業、農業従事者で全体の5割以上を占める。（特定技能2号外国人の在留はないため、すべて特定技能1号在留外国人）

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染拡大による影響と課題

(1)生活者としての外国人の受入れを

一部メディアで、ハローワークに留学生から内定取り消しの相談が寄せられていると報じられた。観光客の激減や外出自粛によって大きな影響を受けている宿泊業や外食業に加え製造業でも外国人を解雇する動きが出ている。厚生労働省はウェブサイトなどで複数言語・やさしい日本語を用いて休業手当・年次有給休暇ほか労働者の権利を説明しているが、有識者からは**解雇による在留資格取り消しの問題**が指摘されている。

一方、出入国在留管理庁は4月17日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により解雇され実習が継続困難となった技能実習生等に対して、特例で異業種への転職を認める旨を発表し、20日から希望者の受付を開始した。需要が激減した業界で解雇された人が再就職しやすいように雇用維持支援を行うとともに、技能実習生等が来日できず、人材確保が困難となっている分野での就労促進を行うことも目的としている。

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を集約し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう各分野の関係機関へ情報提供をすることで、新たな就職先との迅速かつ効率的なマッチングの実現を目指している。

当委員会の中心メンバーの**公益財団法人日本国際交流センター**執行理事 毛受敏浩氏は、在留外国人が直面する課題として「情報面」と「仕事面」の2点を挙げる。

「『情報面』については、政府や自治体からの『やさしい日本語』による発信は増えているものの、日々最新情報を得る日本人と外国人との間には情報格差が生じやすいという課題がある。さらに、情報の捉え違いや、多言語対応の難しさもある。

『仕事面』については、**在留外国人の方は派遣などの非正規労働に従事する方が非常に多く、雇い止めや解雇に遭うことで不安定な生活を強いられるという問題**がある。今後ますます少子高齢化が進む日本は外国人の労働力に頼らざるを得ない。新型コロナウイルス感染症の混乱の最中で安易に外国人切りに走るべきではない。もし『日本は安心して働けない国』というイメージが広がれば、外国人が日本に来てくれなくなる。技能実習生向け再就職支援策は、日本で暮らす外国人に安心を与えるとともに、国際的にも良いメッセージになる好事例だ。」

日本の都合が押し付けられる弱い立場の外国人。こうした現状を鑑みても、私たち受入れ側に生活者としての外国人を受入れていくための基本的な心構えが必要である。生団連は、**「外国人の受入れに関する行動指針」**の策定を進め、その早期発信を目指したい。

▲就業ビザを取得し、英会話講師として勤務する男性

▲外食業で特定技能1号を取得し活躍する男性

(2)「誰一人取り残さない」教育環境の整備と教育の機会提供継続の必要性

外国人本人の日本語教育に加えて、外国にルーツをもつ子どもたちの日本語教育環境の未整備については、委員会でも重大な課題として議論されてきた。4万人を超える日本語指導が必要な児童生徒や就学不明の外国籍児童に対するその対応は、地方自治体およびNPO法人やボランティアに委ねられているのが現実である。

3月末に文部科学省より公表された「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」の報告においては、分野ごとに主に5つの施策が挙げられ、その1つとして「就学状況の把握、就学の促進」が盛り込まれている。中でも、「速やかに実施すべき施策」として「日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付ける」との内容があり、約2万人の外国人の子どもが就学していない可能性があることを大きな問題として捉えている。**外国人の子どもたちが将来にわたってわが国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在ということ**を前提に制度設計を行う必要があること、そして**「誰一人取り残さない」という発想に立ち、すべての外国人の子どもが就学すること**を目標に、社会全体としてその環境を提供できるようにするという考えに基づくものである。

参考:文部科学省　外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)
出典:文部科学省HP　https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html

当委員会の中心メンバーであり、上述の「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」委員でもある**特定非営利活動法人青少年自立援助センター(YSCグローバル・スクール)**の田中宝紀氏(左写真)から、新型コロナウイルス感染拡大による外国にルーツを持つ子どもや若者への影響について情報が寄せられた。

現在、外国人保護者が営むレストランやエスニックスーパーなどでの売り上げ減少や、パート・派遣切りによる失業などの経済的な影響が顕在化し始めている。今後、**外国人保護者等の経済状況の悪化が進めば不就学の子どもや進学をあきらめる子どもが増加するなど教育に悪影響を与えかねない。**同センターでは、継続した教育機会の提供や、いざという時にSOSを出しやすいようなオンラインでのつながりを維持する取り組みを進め、全国にいる外国にルーツを持つ子どもたちへ向けた支援を行っていく予定だが、共働きの両親を持つ子どもの学習レベルの低下やデジタル環境格差など課題は多い。

2020.04.17　ニュース
Zoom で　べんきょう　を　おしえます。YSC Global School: Free Online Learning Support for Foreign Children in Japan
いいね!　シェア　ツイート　Pocket　LINEで送る
Zoom で　べんきょう　を　おしえます。YSC Global School: Free Online Learning Support for Foreign Children in Japan
YSC　グローバル・スクール (YSC Global School)　は、　とうきょうと　ふっさし (Fussa-shi, Tokyo) に あります。NPO (Non Profit Organization) です。
2010ねん　から　おとうさん　か　おかあさん　が　がいこくじん　の　こども　に　にほんご　と　がっこう　の　べんきょう　を　おしえています。せんせい　は　プロ (Professional) で、ボランティア (Volunteer) ではありません。
しんがた・コロナ (Covid-19) のために、がっこう　で　べんきょう　できない　こどもたち　に、Zoom (video conferencing service) を　つかって　にほんご　と　がっこう　の　べんきょう (しゅくだい)　を　おしえます。

▲YSCグローバル・スクールHPにて勉強会開催告知

▲Zoomを通じて勉強をする子どもの様子
写真提供:田中宝紀氏

【まとめ】
このまま新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化すると、在留外国人たちは外国で暮らすことの負担に加えて、心理面でも経済面でも重い負担を強いられる。彼らが日本社会で分断されないために、生団連はこの課題をしっかりと認識し、議論し、発信していかなくてはならない。そして、新型コロナウイルスの収束後を見据えた共生社会実現に向けて前進すべく、積極的な委員会活動を推進していきたい。

3 新型コロナウイルス感染症がわが国のエネルギー安全保障に及ぼす影響

～「エネルギー・原発問題」委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 現在の電源構成とLNGの特徴
(1)現在の電源構成におけるLNGの割合　～高いわが国の LNG依存度
(2)LNGのメリットとデメリット　～大量輸送はできるものの、長期備蓄が難しいLNG

Ⅱ. 現況下における「備蓄」の課題　～ LNGの備蓄は2週間分

Ⅲ. エネルギー安全保障の観点から
～世界の中でも極めて低いわが国のエネルギー自給率

新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の生活様式や産業構造にも大きな変化がもたらされている。また、エネルギー消費のあり方もそれに付随して変化する可能性がある。物理的な移動が控えられるようになり、産業活動も抑制されていることから燃料油の需要が大きく低下し、4月には**WTI原油先物価格は史上初めてマイナスを記録**した。一方、各企業がテレワークを推進するなど、**デジタル・ITの利活用が進んだことは、この感染症が社会の電化を促す契機となる可能性もある。**

この非常時におけるわが国の電力供給に関しては、各事業者の感染防止体制整備等の懸命な努力により現在まで幸い大きな混乱やトラブルは起きていないが、構造的にはわが国の現在の電源構成とエネルギー安全保障に由来する課題が存在している。それは、**東日本大震災以来の火力依存**、特に、CO2排出の観点から風当たりが厳しくなっている**石炭だけではなくLNG（液化天然ガス）への依存度も高くなっている**ということである。そしてわが国はこのLNGの約98%を海外からの輸入に頼っている。交易が停滞した場合、エネルギー自給率の低さはそのままエネルギー安全保障の問題となる。

Ⅰ. 現在の電源構成とLNGの特徴

(1)現在の電源構成におけるLNGの割合

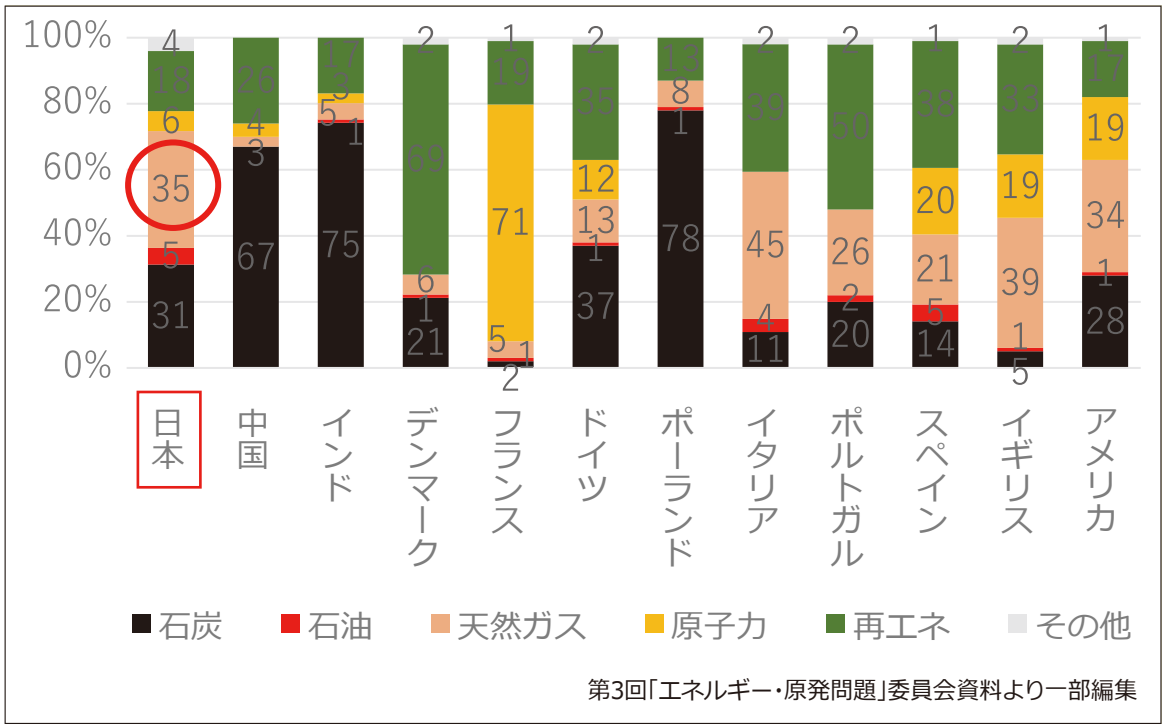

第3回「エネルギー・原発問題」委員会資料より一部編集

日本の電源構成における**火力の割合は約70%**。さらに**その半分をLNGが占めている。**

(2)LNGのメリットとデメリット

■LNGとは…地球上には通常気体として存在する天然ガスを、摂氏−162℃程度まで冷却することで液化したもの。

■LNGのメリット

①気体の状態と比べて体積が約1/600に減ることから、大量輸送に適している。LNG輸送船1隻（9万t）あたり約240万軒／月の家庭使用電力量を賄うことが可能。（輸入量の約7割が発電用、約3割が都市ガス用）

②他の化石燃料（石炭・石油）と比べ燃焼時のCO_2排出量が少なく、窒素酸化物等大気汚染への影響も比較的少ない。

③他の化石燃料と同様ほとんどを輸入に頼っているが、石油は中東への依存度が高いのに対しLNGは2割程度と比較的低く、オーストラリア・東南アジア・ロシア等輸入先が分散していることから、供給安定性が相対的には高い。

■LNGのデメリット

①超低温での輸送・貯蔵にはそれぞれ専用の設備（液化設備・LNG船・特殊な貯蔵タンク 等）が必要になるためコストがかかる。貯蔵が長期化するとコストが膨大になり、また気化を完全には抑えられないため、**輸入後約2週間以内には使用されるように輸入量が計画されている。**

②採掘現場での大気汚染や水質汚濁のリスクがある（メタンガス等が発生）。

Ⅱ. 現況下における「備蓄」の課題

輸入後約2週間以内に使用されるように計画されているということは、仮に**供給が途絶えた場合のLNGの国内備蓄は約2週間分しかない**ということになる。法律（石油備蓄法）が規定するところにより備蓄目標が定められ、現在約200日分が国内に備蓄されている石油と比較すると、脆弱性があることは否めない。

LNG船内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該船の国内LNG基地への接岸ができなくなる可能性がある。また、複数のLNG船で感染が同時発生するような場合には、輸入先が分散しているとはいえ一時的に輸入量が大幅に減少することもありうる。こうした場合、LNG火力発電所では、重油等を代替燃料とすることが設計上不可能であるため、電力供給に多大なる影響を及ぼしかねない。

Ⅲ. エネルギー安全保障の観点から

今回の場合は発電所や管理部門の従事者にも感染リスクがあり、そうしたところから万が一感染が広まってしまったら、燃料調達・備蓄とは無関係に電力供給に支障をきたす恐れもある。（それを防ぐために現場では、作業員を発電所内に用意した簡易テントで寝泊まりさせることで、感染リスクのある公共交通機関の利用を制限することまで想定している）

しかしながら、これは第3回「エネルギー・原発問題」委員会でも提示した論点であるが、そもそも、**日本のエネルギー自給率は原子力を含めても目下約10%である。これはOECD加盟国35カ国中34位と極めて低位な水準**であり、このような**世界的な騒乱の際の燃料調達・電力供給の不安定化リスクは他国よりも高い**ことを改めて認識しておくべきであろう。

これらのリスクを下げるには、エネルギー自給率の向上と、燃料調達手段の更なる多様化を同時に推し進める必要がある。発電に関して前者に貢献し得るエネルギーは再エネ（と準国産エネルギーと位置付けられている原子力）であり、後者は石炭やLNGの調達先の更なる分散化が考えられる。

また、今回は主にエネルギー安全保障の観点からの考察であったが、エネルギー政策全体では、気候変動への対応の必要性が高まっているとされる現在、ESG投資の潮流の中で特に石炭火力発電への風当たりが厳しくなっているなどの事情もある。さらに、発電コストもシビアな問題だ。再エネの一層の導入拡大は気候変動対応だけでなく、自給率向上の観点からも必要と思われるが、全体最適のエネルギーミックスを作りあげる上では火力（石炭もLNGも）や原子力の位置づけをどうしていくかということも考えなければならない。「エネルギー・原発問題」委員会でも引き続き、ファクトベースでの議論を行っていく。

4 感染症の拡大を災害ととらえ取り組むべき活動・支援

～新・災害対策委員会より

〈サマリー〉

Ⅰ. 感染症の拡大も「生団連災害支援スキーム」の対象とするためのポイント

(1)国民に向けて

①防災備蓄の啓発

②活動制限・自粛時の健康や生活への支援

(2)医療の現場にむけて

①医療用物資の支援

②感染リスクの高い集団への支援

③ホテル客室、企業所有施設の提供

④医療・福祉の現場で働く人の健康維持のための支援

(3) 感染症流行下での災害対応に関する情報収集

Ⅱ. 生団連会員の取り組み

新・災害対策委員会ではこれまで自然災害発生時の支援などについて議論・検討しており、新型コロナウイルスのような感染症等のケースは想定していた災害の範囲外だった。今後は、世界的・全国的な感染症の拡大についても災害ととらえ、支援体制整備に向けて検討していく。

Ⅰ. 感染症の拡大も「生団連災害支援スキーム」の対象とするためのポイント

(1)国民(各家庭)に向けて

①防災備蓄の啓発

長期間にわたる使い捨てマスクの継続的品切れ状態からもわかるように、感染症予防に必要とされる品物(マスク、ハンドソープ、除菌グッズなど)は、製造・供給が間に合わず全国的に不足する可能性がある。これを解消するには、普段からの各家庭における備蓄が有効である。災害に備えた防災備蓄に加えて、感染症下で必要となる品物についても備蓄するよう国民へ発信する必要がある。

②活動制限・自粛時の健康や生活への支援

活動制限や活動自粛時には、運動の機会が減少し健康状態に悪影響を与えうる。自宅に滞在する方向けの健康維持に関する情報(健康チェック、エクササイズ動画など)や、自宅で食事をとる機会が増えた方向けの情報(レシピ、栄養バランスチェックなど)といった間接的な支援も必要である。

(2)国医療・福祉現場に向けて

①医療用物資の支援

消毒用液の需要拡大により、厚生労働省は特例として医療機関等での手指消毒用以外の高濃度アルコールの使用について規制を緩和した。これにより、酒類メーカーなどが高濃度アルコールを製造し医療機関に提供することが可能となった。また、国内では衣料品メーカーがマスクの製造を開始、国外ではファッションブランドが医療用ガウンの製造を行うなどの事例もある。

②感染リスクの高い集団への支援

高齢者施設、介護施設などの感染リスクの高い集団へのマスク・消毒液などの支援も必要とされており、こういった支援をすでに行っているNPO団体等もある。ただし、供給自体が不足している物資に

ついては、企業の備蓄物資放出などの検討が必要である。既存災害支援スキームでは、ヤフー株式会社運営の「SEMA」がダイヤモンドプリンセス号の乗客・乗員向けに生活用品等の支援を行った。

③ホテル客室、企業所有施設の提供

軽症・無症状の感染者、濃厚接触者、感染の疑いのある患者、帰国者などの一次受け入れ先や臨時医療施設として、ホテルや企業所有施設・駐車場などの提供も課題である。

④医療・福祉の現場で働く人の健康維持のための支援

食品の物資支援を行うプラットフォーム「WeSupport」が新たに設立。メーカーなどと物流会社、NPOが連携して医療従事者への食を通した栄養サポート及び不安や緊張の緩和を目指している。感染の拡大状況や医療現場の状況によっては、働く方々の健康維持が重要な課題となる。

(3)感染症流行下での災害対応に関する情報収集

感染症が流行している時期に自然災害が発生した場合は、避難所の設置・確保がより重要となる。内閣府などから各地方自治体に通知された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」にて以下の内容が示されている。

①可能な限り多くの避難所の開設　②親戚や友人の家等への避難の検討　③自宅療養者等の避難の検討　④避難者の健康状態の確認　⑤手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底　⑥避難所の衛生環境の確保　⑦十分な換気の実施、スペースの確保等　⑧発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保　⑨避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の事前検討

Ⅱ. 生団連会員の取り組み

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン　空飛ぶ捜索医療団“ARROWS”

- 1月末より中国の医療機関への物資支援
- 2月末より国内の医療機関・福祉機関・保育所などにマスクを支援
- 病院にトレーラーやテントを貸与・設置（発熱外来の待合スペースや来院者の選別を行うトリアージポスト）
- クリーンパーティションを病院に貸与
- 離島における感染症患者搬送訓練（北海道利尻島）
- 医療的ケア児者※家庭・NICUへマスクを支援
  ※難病や障害で人工呼吸器・たんの吸引・経管栄養などが欠かせない人。家族の支援を受け生活。複数の基礎疾患を抱えることも多い。
- クラスターが発生した長崎県のクルーズ船や、愛媛県の病院に医療チームを派遣し支援
- 東大病院等に抗体検査器を寄贈

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

2月に「新型コロナウイルス対策緊急支援」を立ち上げ、上述のPWJ等4つの加盟NGOとともに、以下を含む6事業に助成。既存の人道危機のさらなる悪化防止と、より脆弱な人々への対応を優先して、国内外で支援を実施。

- 加盟NGO PWJによる、日本国内の「感染拡大地域における高齢者施設への感染予防物資支援事業」および「感染者受け入れ医療機関への医療物資支援事業」
- 加盟NGO難民を助ける会による日本国内の「障がい者への物資配付および障がい者団体のテレワーク環境整備支援」等

参考 「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下、「特措法」)について

Ⅰ. 沿革

「感染症法」だけでは対応できない危機管理体制の構築を目指し制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」がベースにある。当初、想定されたのは、①新型インフルエンザ、②再興型インフルエンザ、③新感染症の3つ。(感染症法6条)しかし、今回の新型コロナウイルスは、既に、「指定感染症」に指定、新感染症には該当しないため、特措法への適用を目的とし改正、施行された。

Ⅱ. 特措法の概要

(1)総則

①目的:新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。(1条)

②基本的人権の尊重:新型インフルエンザ等対策を実施する場合において国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。(5条)

(2)発生時における措置

①組織:対策本部が政府(15条)と都道府県(22条)に設置。メンバーは、政府対策本部長に内閣総理大臣、副本部長に管轄の国務大臣、部員に国務大臣らを中心に構成。(16条) 都道府県対策本部は、都道府県対策本部長である都道府県知事を中心に構成。(23条)

②所掌事務と権限規程

a) 政府対策本部

- 所掌事務:基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進。(17条) 基本的対処方針を定めようとするときは、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く必要があり(18条)、諮問委員会がこれに当たる。
- 権限規程:都道府県知事等らに対する総合調整。これに対し、都道府県知事等は政府対策本部長に意見を申し出ることができる。(20条)

b) 都道府県対策本部

- 所掌事務:区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進。(22条)
- 権限規程:関係市町村長等らに対する総合調整であり、関係市町村長等は都道府県知事に意見を申し出ることができる。また、基本的対処方針に基づいて、対策を実施するのも都道府県である。(24条)

(3)緊急事態宣言

①発生要件:政府対策本部長は、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生した場合に宣言される。その際、期間、区域、内容を公示しなければならない。期間は、最大2年間適用される。(32条)

②緊急事態措置時の権限規程

a) 政府対策本部:政府対策本部長は、第20条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。(33条)

b) 都道府県対策本部:都道府県対策本部長は、第24条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係市町村長等に対し、必要な指示をすることができる。(33条)

〈問題点〉

政府と地方自治体の権限境界の明記は、「総合調整」と「意見」、緊急事態措置時の「指示」がある。対策に向けての柔軟性を目指しているが故に、線引きが曖昧となっている。

③緊急事態措置:都道府県知事が実施する

a) 生活維持以外の外出自粛の要請(45条)

b) 多数の者が利用する施設や催し物の中止の要請(45条)

c) 臨時医療施設建設のための土地、家屋、物資の使用(49条)

d) 医薬品などの特定物資の収集、保管(55条)

④罰則、補償規程:特定物資の収集、保管については、命令に従わなかった者への罰則を設けている。(76条)また、Ⅲ.土地、家屋、物資の使用、Ⅳ.特定物資の収集、保管については、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(62条)

〈問題点〉

影響の大きいⅠ.外出自粛、Ⅱ.休業要請に対しては、罰則なしの要請であり強制力が弱い。また、補償についての明記もない。

Ⅲ. 特措法の問題点

特措法の問題点は主に2つ。1つは、政府と地方自治体の権限境界の不明瞭さである。方針を定めるのは政府だが、実施するのは地方自治体である。その線引きが曖昧なため、意見の食い違いが発生し、混乱した国民が不安や不信感を募らせる可能性もある。

もう1つは、緊急事態措置についてである。外出禁止や休業など感染拡大防止策に強制力をもって取り組んでいる国は、罰則等を設けている上、同一の根拠法とは限らないが支援や補償も同時並行で実施している。日本の場合、罰則は設けておらず強制力はない。緊急事態措置の実効性を高めるためには支援や補償を併せてルール化しておくべきだと考える。

参考 新型コロナウイルス感染拡大を受けた生団連の取り組み

1 提言の発信

(1) 4月2日**「新型コロナウイルス対策に関する生活者からの提言」**を政府(首相他)および東京都宛提出。
日常生活および経済活動の不安払しょくが重要であると発信。

(2) 4月17日**「適切な『抗体検査』実施体制の早期整備を」**を政府宛提出。
「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の維持」の両立を図るべく、「抗体検査」に関する諸課題をクリアした上で、適切な実施体制を早期整備するように要望。

(3) 5月1日**「緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を」**を政府宛提出。
命を守るという観点から実効性の高い追加経済対策と、経済活動平常化に向けた取り組み強化を強く要望。

2 情報共有

メールマガジン「生団連通信」にて、新型コロナウイルス感染拡大に関する情報を会員へ随時発信

発信日	内　容
3月 26日　(Vol.13)	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策について
4月　3日　(Vol.14)	新型コロナウイルス感染症に関する生団連会員の取り組み紹介
4月　6日　(Vol.15)	「緊急事態宣言」が出された場合の生活への影響について
4月　7日　(Vol.16)	新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の緊急経済対策案について
4月　9日　(Vol.17)	新・災害対策委員会より 新型コロナウイルス対策支援団体の取り組みについて
4月 22日　(Vol.18)	提言「適切な『抗体検査』実施体制の早期整備を」が新聞各紙に取り上げられました
4月 24日　(Vol.19)	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく政府発表の支援策について
4月 27日　(Vol.20)	新型コロナウイルス抗体検査に関する情報を共有いたします
4月 30日　(Vol.21)	事業者の賃料支払い支援策について
4月 30日　(Vol.22)	「経済は命に関わる問題」 強力な経済対策を～失業率と自殺者数の相関関係
5月　8日　(Vol.23)	新型コロナウイルスの抗ウイルス薬について
5月 12日　(Vol.24)	提言「緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を」が新聞各紙に取り上げられました
5月 14日　(Vol.25)	抗原検査が薬事承認されました ～各検査方式まとめ
5月 15日　(Vol.26)	事業再開に向けた感染防止対策の指針が各団体から発表されました
5月 15日　(Vol.27)	新型コロナウイルス感染症に関連する追加経済対策の概要
5月 19日　(Vol.28)	新型コロナウイルス流行下での災害発生に備えて
5月 28日　(Vol.29)	令和2年度 第2次補正予算の概要について

生団連は引き続き、「感染拡大の防止」と「経済・社会活動の平常化」に向け会員への情報共有と生活者視点からの発信を継続していく。

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 4 月 2 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）

新型コロナウイルス対策に関する生活者視点からの提言

新型コロナウイルス感染拡大が続いており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令が取りざたされるまでの事態となっている。政府および自治体は、根本的重要課題である感染拡大防止、そして医療体制崩壊の阻止と、それらとは両立の難しい経済・社会活動の維持という政策目標を同時に達成しなければならない。専門家の意見や各界のヒヤリングも踏まえながら、重い判断を続けていくこととなる。

こうした重大な国家運営の局面において、「国民の生活・生命を守る」という使命のもと、企業および消費者団体、さらには NPO 法人等が参画し、生活者の生の声が集約される我々生団連は、今後の政策運営に関し、国民生活における不安払しょくのため、生活者視点から以下の 2 点について政府および各自治体に強く要望する。

（1）感染拡大防止策による日常生活の不安の払しょく

不安を抱いたままの自粛が国民生活を混乱させる最大の要因である。政府および自治体は、国民に対して、感染拡大防止策そのものの説明はもとより、生活必需品の供給体制等も含めた日常生活に関する必要十分な合理的かつ具体的な説明を適時適切に行い、国民の納得感と安心感の醸成に努めること。

特に、「緊急事態宣言」の発令やそれに基づく自治体ごとの強力な措置など、国民生活により深刻な影響を及ぼす対策を講じる場合には、その判断に至った科学的根拠や今後の見通し等に関して十分に納得性のある説明が求められる。

（2）経済活動に関する不安の払しょく

企業や家計の経済活動において、一定の制限を受ける中にも将来への安心感が持てるような経済対策を明示し、可及的速やかに実行することを要望する。現在すでに、事業活動へのマイナス影響が大きい分野への経済的支援、雇用の維持、休業補償、現金・商品券給付などの経済対策が議論されているが、手続きの簡素化等を含めた実現性・実効性の高い対策を講じること。

生団連は、以上を要望するとともに、会員である企業・消費者団体が一丸となり、政府や自治体と手を携え、事態打開に向け努力するものである。

以 上

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 4 月 17 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）

適切な「抗体検査」実施体制の早期整備を

今般、緊急事態宣言の対象が全国に拡大され、わが国はまさに国を挙げて新型コロナウイルスの封じ込めへの取組みを強化することとした。しかし、広く国民の行動、活動を制限するこの対策は経済・社会の大きな犠牲を伴い、長期にわたる継続は難しい。しかるべきタイミングでの経済・社会活動の平常化は必須である。 その一方で、短期間ではワクチンの開発は間に合わず、多くの人々が免疫を有する状態である「集団免疫」が獲得される可能性は低い。医療崩壊を招く感染爆発を防ぎつつ、活動制限を緩和、解除していくには、正確な情報に基づく慎重な判断が求められる。こうした考え方から、緊急事態宣言を先行させた欧米諸国は、経済活動の再開を進めるにあたり、感染と免疫獲得状況の把握のため、抗体検査の活用方針を打ち出している。一部報道によればわが国でも月内にも数千人を抽出した抗体検査を実施する方向で調整が進められている。現段階では抗体検査にはその精度、信頼性や大量供給体制の未整備など様々な問題がある。しかし、国民が活動制限に耐えていられる時間には限りがある。これらの問題も的確かつ速やかにクリアされなければならない。

以上を踏まえ、「国民の生活・生命を守る」ことを使命とする生団連は、「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の平常化」の両立を図るべく、以下の２つの観点から、適切な抗体検査実施体制の整備を早期に進めるよう政府に対して要望する。

１．職場や社会への人員復帰や人材再配置が可能に

すでに抗体を有し、再び感染したり他人に感染させるリスクの低い人は、職場への復帰を含め、平時に近い形での社会活動が可能となる。抗体検査により確認された抗体保有者から順次通常の活動に復帰させることで、経済・社会活動を速やかに回復させることが期待できる。また、抗体検査の結果は感染拡大を防ぐための職場、組織での人員の再配置を進めるうえでの有効な判断材料のひとつとなる。とりわけ、医療現場における支援人員の増強と人員再配置は、医療崩壊を回避するという観点からも重要と考えられる。

２．無症状者も含めた感染状況の見える化による安心感・納得感の醸成

抗体検査の継続実施により、無症状者も含めた感染状況が把握できるようになり、社会がどれだけ集団免疫獲得に近づいているかがわかるようになる。さらに、各地域において抗体検査を進めることで、国全体の対処方針の策定だけではなく、各地域がそれぞれの事情に応じた効果的な対策を講じることも可能になる。抗体検査は対策策定の判断指標となるだけでなく、それを国民や地域住民に示すことで、講じられた対策に対する安心感と納得感が醸成される。対策の有効性を高めるうえでも、国民や地域住民の安心感と納得感は極めて重要なものである。

以 上

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

2020 年 5 月 1 日

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）
会 長　　小川 賢太郎

緊急事態宣言延長 ～強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を

政府は５月６日期限の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言を１カ月程度延長する方針を固めた。生団連は改めて、長期化する感染収束に向けた取り組みを下支えするより強力な追加経済対策と経済活動平常化に向けた取り組みの強化を政府に対し強く要望する。

厚生労働省の「自殺対策白書」や数多くの論文・レポートで景気動向や失業率と自殺者数の間には極めて高い相関関係があるとされている。経済はまさに命に関わる問題なのである。緊急経済対策を織り込んだ補正予算が成立したが、緊急事態宣言の延長にあたっては追加の経済対策は不可避である。命を守る観点からは、生活苦にあえぐ家計への給付や雇用維持・事業継続のための事業者支援に重点を置いたより実効性の高い経済対策が求められる。リーマンショック以降、雇用の改善に伴い減少してきた自殺者数（下図参照）。このままではリーマンショック後の１００万人を超える多くの失業者が出るとも言われている中、自殺者数を急増させるような事態は何としても避けなければならない。

一方でこうした公助による支援策には限界がある。目指すべきは経済活動の平常化である。生団連では会員である企業・消費者団体が力を合わせ、知恵を絞り、感染拡大防止のための活動制限に取り組んでいる。しかし、国民が耐えていられる時間には限りがある。生団連は「医療崩壊の阻止」と「経済・社会活動の平常化」の両立を図るべく適切な「抗体検査」実施体制の早期整備を提言した（４月１７日）。政府は感染拡大を防止しながらも、活動制限の緩和・解除と経済・社会活動の平常化に向け、これらの取り組みに全力を挙げてほしい。

以 上

重点課題

1 「国家財政の見える化」の実現に向けて （参考資料 P41-60）

“わが国の財政状況を正確に理解し、国家の持続的な成長を実現するために”

（1）「国家財政の見える化」の実現に向けて必要な具体的アクションの実行/提言

①国家予算全体を表す「連結財務諸表」の国会提出・審議必須化

- ■一般会計・特別会計を含めた国の予算全体について国会に提出され、審議される制度の構築
- ■「一般会計・国の財務書類に関する法律」のように新法として立法する、もしくは既存の法律を改正し条文を加えるなどの法的根拠の確立

②国家予算全体と将来予測を盛り込んだ国民向けの簡易なリーフレットの作成

- ■国民一人ひとりが国家財政について正しく理解し、取るべき政策について見解を持っていることが望ましい
- ■既存の開示資料は極めて複雑で理解しにくいのが実状
- ■まずは概要でもよいので、国家財政の状況の理解を促すより平易なリーフレットを新たに作成し、広く周知していくことから着手

「国家財政の見える化」については、正しい見える化と正しい理解を促進することが特に重要と考え、そのために必要な上記 2 点を実現できるよう早期に意見・要望を取りまとめ、提言として発信していく（現時点の取りまとめ内容は参考資料 P23-30 参照）。取りまとめに際しては、有識者からヒアリングを進めるとともに、「国家財政の見える化」委員会にて議論を行う。

上記の通り、国に対して情報公開を求めていくと同時に、国民が正しく理解できるよう公開されたものを正しく伝える・届けるという役目を生団連としても果たしていく必要がある。

（2）国家の持続的な成長を実現するための予算プロセス「3 ヶ年の複数年度予算」実現

- ■「見える化」の次の段階として予算編成プロセスを見直す必要があり、特に「予算単年度主義」にこそ諸課題の根源があると捉えている
- ■これを「3 ヶ年の複数年度予算」とすることで、3 年単位の歳出上限を設定し規律・シーリングをもたせることに加え、将来の成長を見据えた少なくとも向こう 3 年間の戦略的な予算配分を実現することができる

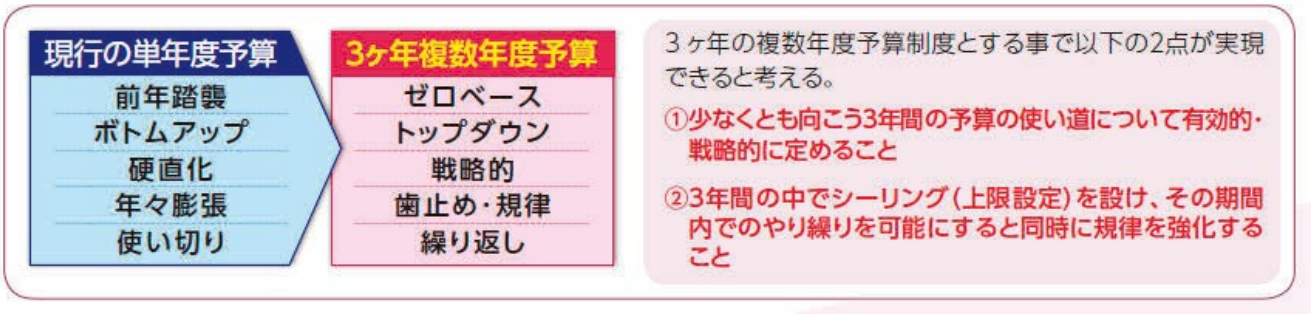

国家財政を議論・検討するにあたっては、まずは国家全体の歳入と歳出を詳らかに開示すること、それを国民が正しく理解することが欠かせない。正しい見える化と正しい理解が進むことで、初めてその先の政策について国民一人ひとりが考えることができる。持続可能な財政運営へ転換するために残された時間はわずかであり、早急に実現させる必要がある。

一方で「見える化」は、あくまでもスタートラインに立つことを求める内容であり、**その先の政策・アクションについてさらに検討を深めていくことが不可欠**である。予算編成プロセス、**特に「予算単年度主義」にこそ諸課題の根源があると考えており、3 ヶ年複数年度予算実現に向けて別途議論を深め提言を取りまとめる**ほか、今後とも国家財政にまつわる課題について委員会を中心に検討を行い、政策提言などを進めていく。

2 「生活者としての外国人」の受入れ体制の構築に向けて （参考資料 P61-77）

“外国人受入れの基本指針を掲げ、分断社会にならないための政策、施策立案への議論を喚起する”

（1）基本指針の掲示

わが国の在留外国人数は増加を続ける一方で、制度の不整備はもとより、受入れの基本的な心構えといった国民のコンセンサス形成が行われていない。生団連として基本指針を示し、これを広く政・官・民へ発信することで国民的議論の喚起を図る。

①（仮称)生団連「外国人の受入れに関する行動指針」

在留外国人はともに社会を構成する構成員という認識のもと、**企業、コミュニティーが受入れに際して持つべき心構えを示した行動指針を作成。これを会員間で共有し、各会員がその指針の採択を行うとともに、生団連と一緒に対外的発信を進める。**

②受入れられる側（外国人）が持つべき要件の整理

わが国の外国人の受入れをより円滑なものとするためには、**受入れられる側の外国人が持つべき要件**も考える必要がある。この議論と発信をベースにわが国における外国人受入れのルール作りについて機運を高めていく。

（2）「教育」に関する具体的な制度設計・整備への提言

将来の社会の分断を回避するためには**外国人の子どもの教育体制を整備することが喫緊の課題**。生団連の現場訪問調査などを通じて明らかになってきたボトルネックを解消するための提言を作成、発信する。

また、若く有能な人材である**留学生**が、日本に定着していく環境や制度を整えることは人口減少社会に突入している日本にとり重要な課題。留学生の生活上の問題および円滑な就職に向けての課題を整理し、その解決に向けた取り組みを進めて行く。

①外国人の子どもの教育：KPI 導入の提言に向けて

■2019 年 6 月「日本語教育に関する推進法」の成立による予算の充実化など、外国人の子どもの教育の問題に対する政策はある程度進んでいる。一方で、その**予算の継続性や最終的に何を達成したいのかということは不明瞭なままである。よって、まず達成すべき目標を定め、**その進捗を確認していくことが必要と考える。

■**将来、社会の分断を生まないための課題**について焦点を当てていく。特に義務教育ですら受けられていないという**不就学児の問題**は重要性が高いと考え、力を入れて発信をしていく。

外国人の子供の教育に関する問題意識

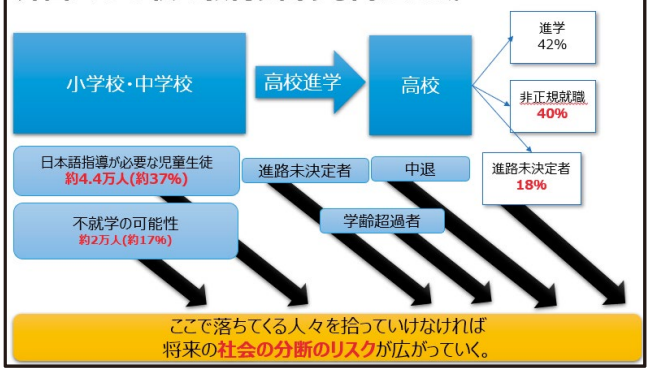

生団連が優先して取り組むべき問題

問題点	対象年齢	子どもが学校と関われているか	推定人数、割合 ※生団連 推計値
不就学児に関する問題	6～14歳	×	最大2.0万人 約17%
日本語指導が必要な児童生徒数の増加	6～14歳	○	約4.4万人 約37%
高等教育機関への進学率や高等学校退学率の日本人との格差の問題	15歳以上	○	約9000人 約58%(※)
学齢超過児童への教育体制の確保	15歳以上	×	最大2.4万人 約62%

※外国人の高校生の内、非正規就職および就職も進学もしない人の人数と割合

何れも大きな課題ではあるものの、対象年齢が若く、現時点での学校とのアクセスがなくより危機的状況と想定される**不就学児の問題に特に取り組んでいきたい。**

②留学生について課題の実態把握のための調査

■留学は就労の為の在留資格では決してない。しかしその一方で、**学業に一生懸命取り組みつつも就労時間制限などを理由に苦しい生活を余儀なくされている学生**がいるとも言われている。外国人材活躍推進協議会と連携し、留学生（専修学校生）が学費負担や借金の返済になどに追われ、経済的事由で留学継続を断念するケースがないかの実態調査を行う。その調査結果をもとに解決すべき課題を分析、提言を行う。

■留学生が日本で就職できないケースが多い。大学に通う留学生のうち約 7 割が日本での就職を希望するが、現状日本で就職できる割合は 4 割程度。専修学校生については 7 割以上の就職希望に対して日本で就職できる割合は 3 割程度。その現状把握と課題の整理を進め、日本での就職率向上に向けた政策提言を進める。

3 「エネルギー・原発問題」の国民的議論に向けて （参考資料 P78-103）

“わが国のエネルギー政策の姿を「ファクト」に基づいて描く”

（1）エネルギー政策に関する「提言」の発信

■2021 年には、新たに国のエネルギー政策の根幹となる「第 6 次エネルギー基本計画」の策定が予想される中、その大前提として、**「ファクト」に基づく国民的議論を喚起**していく

■**海外では再エネを中心としたエネルギーシステムへの転換が着々と進んでいる**にも関わらず、**日本での進捗が比較的低位に留まっている**のはなぜなのか、という観点で、制度面・技術面双方から調査研究

■見出した諸課題の中から数点取り上げて論点を絞り、具体性のある提言とする

（2）原発問題「ファクト」の発信

～核廃棄物の最終処分問題を最大の問題と位置づけ、解決に向けた道筋を考える～

■①国内原発の稼働状況 ②核廃棄物の最終処分問題 ③福島第一原発事故の廃炉作業の状況／処理水、除染土の処分問題 についてそれぞれ「ファクト」を収集、整理して発信

■加えて、義務教育段階での原発、放射線についての教育実態について調査し、「ファクト」に盛り込むことも検討

■それらの「ファクト」を踏まえ、特に**核廃棄物の最終処分問題**については**原発推進・脱原発の立場を問わず国民全員が向き合わなければならない最大の問題**と位置づけ、**解決に向けた現実的なシナリオプランニング**を図る

【具体的活動】

エネルギー政策「提言」 の発信	・有識者や外部団体との連携による知見活用 ・海外（特に欧州）の先進的なエネルギーコントロールシステム等の研究 ・秋頃に委員会開催を計画し、事務局案について議論することを想定 ・12 月の理事会での承認を経て発信 ・政官の他、HP 等を通じて広く発信することを予定
原発問題「ファクト」の発信	・有識者や外部団体、事業者との連携による知見活用 ・複数のファクトチェックを依頼 ・発信内容を冊子化 ・HP 等を通じた発信も予定

（3）省エネに関する会員企業取り組み紹介

■委員会にて企業会員・消費者団体会員双方からの情報ニーズの高かった分野であり、SDG s の実現、環境対応等から必要な観点

■現在会員企業へのヒアリング中。今後もヒアリングを進め、内容をメルマガ「生団連通信」や会報誌で適宜発信することを検討

※いずれも、生団連の強みである**「現地現物活動」**と**「内外ネットワーク」**を活かして調査研究を行っていく

4 「生団連災害支援スキーム」での実効性のある支援実現に向けて

（参考資料 P104-116）

“支援に必要な「情報」を整理・分析し、「支援」の実現性・実効性を高める”

（1）支援の実現性の向上（より確かな支援を）

■過去災害での支援情報を収集し、**災害種別・フェーズ別に想定必要支援を見える化**する
■「見える化」を踏まえて**アンケート**の対象拡大等により、**想定支援物資リストのアップデート**および充実を図る
■**想定必要物資**と生団連の**想定支援物資リスト**を比較分析し、特に支援を行う時期・物品・対象範囲などについて、再度過不足の調整・追加等を行う
■こうしたリストの充実・整備に加え、サプライファースト支援についてはいくつかの会員と具体的な**支援モデルを策定**する

（2）支援の実効性の向上（より効果的な支援を）

■**他団体との協力体制を整備**し、発災に備えて**「生団連災害支援スキーム」**の稼働準備を進める
■発災時には、**緊急情報**および**被災地ニーズ情報**の収集・整理・会員間での共有を行う
■中期的な課題としての**物流の改善**、**マッチングのシステム化**に関する情報を収集・整理する

目標	何をすべきか？	実現のためにどう動くのか？
支援の実現性の向上（より確かな支援を）	・想定必要支援の見える化 ・想定支援物資リストの更新 ・特に支援する対象範囲の検討 ・サプライファースト支援のモデル策定	・過去災害での支援事例および必要支援を、災害別、フェーズ別、対象者別などで多角的に整理する ・想定支援物資リストアンケートを継続して実施する ・収集した情報をもとに、支援に向けて問題点を分析する ・会員内外の協力体制を整備し、協力内容を取り決める
支援の実効性の向上（より効果的な支援を）	・「生団連災害支援スキーム」稼働準備 ・緊急情報および被災地ニーズ情報の共有 ・物流改善およびシステム化に関する情報収集	

生団連災害支援スキーム

※「生団連災害情報ネットワーク」は支援の面も明確に打ち出すため、「生団連災害支援スキーム」と名称を変更（2020 年 2 月 18 日新・災害対策委員会にて決裁）

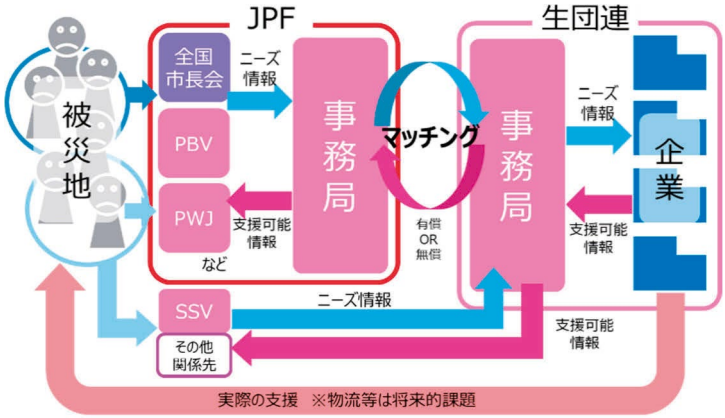

・他団体との連携を軸に広く**ニーズ情報**を収集
・生団連会員の**支援可能情報**は生団連事務局が収集
・収集した情報をもとに、JPF と生団連事務局で**マッチング**
・各支援元企業担当者へのフォローは生団連事務局が行う

JPF：特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
PBV：一般社団法人ピースボート災害支援センター
PWJ：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
SSV：一般社団法人 Smart Supply Vision

研究課題

1 プラスチック問題 （参考資料 P117-119）

プラスチック問題研究会メンバー（生団連会員団体・企業）の拡充を図るとともに、以下の論点について「ファクト」を収集、これに基づく議論の展開を図っていく。

（1）プラスチックのリサイクルについて

■リサイクルの理念と実態（海外・日本）
■マテリアルリサイクル優先の問題点
e.g. ・ごみ焼却の現状
・容リ法等にみられる非合理性
・サーマルリサイクルの見直し・・・他リサイクル方法とのコスト、CO2 排出量比較

（2）海洋プラスチック問題について

■世界の海洋プラスチックの現状と及ぼす影響
■ごみ分別の厳格化と不法投棄・海洋流出との関連性の有無
■プラスチック生産・消費・廃棄量の削減（リデュース）
e.g. ・考え方の整理
・レジ袋削減に向けた取り組み（レジ袋有料義務化等）の実効性検証

2 食品ロス削減推進に向けた活動

■食品ロス削減推進のための活動「もったいないゼロプロジェクト」の展開、各自治体との連携強化
■食品ロスの実態調査、削減効果のある先進的な取り組み、フードバンク等、食品ロス削減に関する調査研究

3 わが国の持続的繁栄のために

（1）地域活性化 ～「地域生団連」の展開とともに

■「地域生団連」を各地で展開し、実際にその地域の住民・企業から現場課題を堀り起こし、議論・活動
■特に、人口減少に関する問題、地方税財政に関する問題については「全国生団連」(「地域生団連」との対比における従来の生団連の呼称)と連携し、取り組みを具体化

(2)人材育成

■国が進める「教育改革」について調査研究
■産学連携により、国・企業の発展に資する人材育成制度の構築について調査研究

（3）国家のあり方について

■ジェンダー問題(ジェンダー不平等、女性活躍等)について調査研究 ～ジェンダー問題研究会の立ち上げを検討
■国家安全保障について調査研究 e.g.防衛に関する現状と課題、憲法について

組織強化に向けた課題

1 内外とのリレーション強化

（1）メディアとのリレーション強化

■提言発表にともなう記者会見やイベント等、メディアへの発信の場を積極的に設ける
■メディアが関心をもつトピックスの提供（発信頻度の向上、ニュースリリース等）
■記者とのコミュニケーション促進による生団連の理解度向上（情報交換、レクチャー等）

（2）行政、政治家、有識者とのリレーション強化

■活動の実効性を高めるための整備（分野別にそれぞれの活動や考え方をフォロー）
■積極的な情報交換およびロビイングを実施

（3）生団連内部のコミュニケーション強化

■生団連内のコミュニケーションの一層の活発化
e.g.「ASU・Mo」～消費者と企業の交流、会員が主体となった勉強会、「We Are Seidanren！」等による
会員の事業・取り組み紹介
■それぞれの会員内組織における情報・意識共有を図る仕組みづくり（社内報の活用、社員懇談会等）

2 「地域生団連」の展開（参考資料 P120-124）

（1）「埼玉県生団連」の本格稼働

■今年度に正式発足予定
■2019 年 12 月開催の発足準備会にて、出席者の問題意識の高かった課題を中心に議論・活動を進めていく
■「全国生団連」の重点課題につながる問題については、課題別委員会との連携により議論を深め、発信力を高める

（2）全国各地への展開を見据えて

■候補地を選定し、企業・消費者団体・NPO へのアプローチ、地元議員との面談等、発足に向けて準備を進める

2020 年度 活動計画

参 考 資 料

SEIDANREN
生団連
国民生活産業・消費者団体連合会

「国家財政の見える化」委員会 より

第3回「国家財政の見える化」委員会

2020年2月25日(火)13:00～15:00　TKPガーデンシティPREMIUM京橋

第3回「国家財政の見える化」委員会を開催し、これまでの活動進捗と、来年度に向けた活動の方向性について議論を行いました。

また、慶應義塾大学経済学部 土居 丈朗 教授に「わが国の財政の諸課題とその処方箋」と題して、ご講演いただきました。

「国家財政の見える化」を重点課題として2年に渡り取り組みを継続しておりますが、**来年度に向けては見える化を進めると同時に、次の段階である「予算編成プロセスの課題」についてさらなる調査・研究を進めてまいります。**

▲キリンビール
井上常務執行役員（座長）

▲札幌消費者協会
高田会長（共同座長）

【今後の活動について】

国家財政の見える化実現に向けて、右記の通り3項目について活動を進めてまいりました。その中で国家財政の問題点について改めて下記4点整理しています。

「見える化」の継続	国家の将来像を見据えた財政制度の構築	従来の制度やムダ遣いの見直しを推進
(1) 連結財務諸表を国会提出資料とする為の法整備 (2) 国民向けの平易なリーフレット作成	(1) 単年度予算からの脱却（複数年度シーリングの実現） (2) 独立財政機関の設置	具体的な見直すべき制度・ムダ遣いについて問題提起

1. **国家の成長に向けた投資ではなく、社会保障費・国債費の償還のような側面で毎年予算が膨張していること**
2. **中長期の経済財政に関する試算が甘く、戦略的な予算配分ができていないこと**
3. **政策の成否に対する検証や国の政策全体に対するPDCAサイクルが欠落していること**
4. **1−3いずれにおいても、国民に対しての説明が乏しく、国民不在で透明性のないまま意思決定されてしまうこと**

これらの問題が生じてしまう要因として**予算編成プロセス・「予算単年度主義」に課題が集約されている**と考え、**【3ヶ年複数年度予算制度】の導入実現**に向けて注力してまいります。

現行の単年度予算	3ヶ年複数年度予算
前年踏襲	ゼロベース
ボトムアップ	トップダウン
硬直化	戦略的
年々膨張	歯止め・規律
使い切り	繰り返し

3ヶ年複数年度予算制度とする事で以下の2点が実現できると考える。

①少なくとも向こう3年間の予算の使い道について有効的・戦略的に定めること

②3年間の中でシーリング（上限設定）を設け、その期間内でのやり繰りを可能にすると同時に規律を強化すること

講演 「わが国の財政の諸課題とその処方箋」

3回目の委員会には、予算編成をはじめ、国の財政全般の在り方を検討する財政制度審議会等財政制度分科会の臨時委員でいらっしゃり、歳出改革部会の会長代理を務めておられる慶應義塾大学経済学部 土居 丈朗 教授に「わが国の財政の諸課題とその処方箋」と題してご講演いただきました。

▲ご講演くださいました 土居 丈朗 教授

【講演要旨】

日本の財政にまつわる誤解

- 日本の政府債務はネット（年金積立金、アメリカ国債など）で見れば多くないから心配ない、景気がよくなれば税収は大きく増えるから増税は必要ないというのは「誤解」であり、その**誤解を払拭して健全な財政運営につなげなければならない。**
- MMT（現代貨幣理論）のように財政は破綻しないというのは15秒で唱えられるが、誤解を解くのには丁寧な説明が必要になる。
- 政府債務をネットで見ればと言うが、楽観論者の主張には負債側に年金給付債務が含まれておらず、やはりグロスで見るべき。政府債務が200%を超過しているのは歴史上3度しかなく、今の日本が4度目。
- 日本の財政は社会保障費と国債費が膨らみ続け、**「財政の硬直化」が一層進んでしまっている。**

今後のわが国の財政運営の展望

- 税収をどう確保するか、税制は日本経済の行く末を決める重要な要素。
- **名目成長率の試算は保守的でなければならない**、現状は楽観的すぎる。
- 楽観的試算であるためにGDPは大きく成長すると見込まれ、政府債務残高対GDP比も下落するシミュレーションになっていることは問題。

予算編成改革

- **予算と決算、行政評価がリンクされなければならない**が、今はそれが全くない。**決算は報告されるだけで、評価は伴わないし、それが改善につながることはない。**
- **当初予算だけでなく、補正予算を含めた予算統制が必要。**補正回しにせず、当初予算で決着をさせるべき。
- **度の過ぎた裁量が働いた補正予算に歯止めをかけるには、中長期的な財政計画が必要。**

複数年度予算編成

- **複数年の歳出総額とアウトプット・アウトカムで中期的に統制すべき**、衆議院議員の任期が4年であることからも3年というのは妥当。
- **予算と政策評価との連動が重要であり、評価するためにも目標設定は具体的なものでなければ意味がない。**
- 今は毎年切った張ったの予算決定だが、**3年という期間を設けることで、3年後の目標設定と評価が可能になる。**
- 評価するからには善し悪しを明確にしなければならない。

【出席者からの発言を一部抜粋】

- 複数年度予算は大いに進めていただきたい。それと同時に単年度の見える化を継続して要望してほしい。財務省に問い合わせると公表していると言うが、それぞれの科目の積算根拠も見えるよう求めていただきたい。
- 3ヶ年の複数年度予算については賛成。1つ抜けている視点があるとすれば女性活躍推進のための予算の導入だと思う。
- 本日のような委員会を含め、より開かれた委員会を考えてほしい。国家財政に関して触れる機会として、オブザーバー参加があっても良いのではないか。
- ぜひ特別会計を深堀してほしい。中を見ると特定の人が専門分野を長年司っているような状況でガラパゴス化していると聞いている。

第3回
「国家財政の見える化」委員会 ※抜粋

2020年2月25日(火)
TKPガーデンシティPREMIUM京橋　ホール22D

アジェンダ

1.講演
「わが国の財政の諸課題とその処方箋」

2.議事
2-1.財政に関する取り組み経緯

2-2.今後の取り組みの方向性

2-3.予算と法律の関係

2-4.今後の進め方・意見交換

1.講演　「わが国の財政の諸課題とその処方箋」

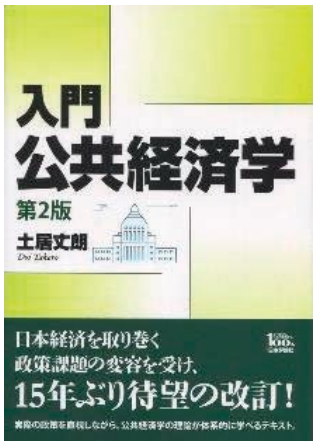

慶應義塾大学
経済学部教授
土居 丈朗（どい たけろう）

<略歴>
1970年奈良県生まれ。
大阪大学経済学部卒業。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。経済学博士（東京大学）。
慶應義塾大学経済学部専任講師、助教授、財務省財務総合政策研究所主任研究官などを経て、現在、慶應義塾大学経済学部教授。
2013年４月より日本経済新聞の「経済論壇から」と題した論壇時評を執筆。毎月最終土曜日の朝刊に掲載。

主な著書：入門　公共経済学［第２版］、入門　財政学、地方債改革の経済学、財政学から見た日本経済など

2.財政に関する取り組み経緯、今後の取り組み方向性

ロ 2019年度：見える化に向けて「具体的な活動」にフォーカス

①「見える化」の継続

(1)予算審議の実質化に向けて、連結財務諸表を国会提出資料とする為の法整備を提言
(2)国民向けの平易なリーフレット作成（現時点・将来予測）の提言

②国家の将来像を見据えた財政制度の構築

・数十年後の日本をどのように描いているのか、どこに向かうのか、ビジョンの必要性
・日本が持続的な成長を続けるに資する財政制度の構築・仕組みを提言
(1)単年度予算からの脱却（複数年度シーリングの実現）
(2)独立財政機関の設置（経済同友会からも昨年11月に提言）

KEIZAI DOYUKAI　公益社団法人 経済同友会 Japan Association of Corporate Executives

③従来制度やムダ遣いの見直しを推進

・現時点で不具合が起きている具体的な見直すべき制度・ムダ遣いについて問題提起

3.今後の取り組みの方向性

生団連

継続

ロ 2019年10月 財務省公会計室との意見交換会　を実施

①-(1)国会等で「国の財政全体」が審議されるために
予算審議の実質化に向けて、連結財務諸表を国会提出資料とする為の法整備すべき

・一般会計と特別会計の連結財務書類は作成されてはいるものの、国会審議には活かされていない
・さらに公開時期は翌年度末の3月であり、次年度の予算編成には影響が薄い

▲公明党・竹谷とし子議員、若松謙維議員と公会計室職員

①-(2) 国民が国家財政の状況・国の将来像を把握するために
国家全体の歳入・歳出状況、中長期的な国家の将来像を描いた「国民目線の平易な見える化リーフレット」の作成すべき

・今すでにある財務書類は複雑かつ大量な情報であり、国民が理解するには程遠い
・足元の今起きている事実しか記載がなく、それが将来どのような国家になるのかが判断できない

「国家財政の見える化」については、国会審議において連結財務書類の正式書類化、国民向けのリーフレット作成という「公会計制度推進議連への提言」を進める

3.今後の取り組みの方向性

生団連

見える化の次のステップ

ロ 生団連の考える国家財政の問題点

① **成長に向けた投資ではなく、社会保障費のような経費的な側面で毎年予算が膨張していること**

✓ 歳出の全体は平成3年：120.6兆円⇒平成29年：229.4兆円　と、およそ**２倍に膨張**
✓ 膨張部分の大半は年金・医療・介護・国債償還に占められ、公共事業や文教・防衛など**国家の繁栄に繋がる投資的歳出は横ばいもしくは減少**さえしている

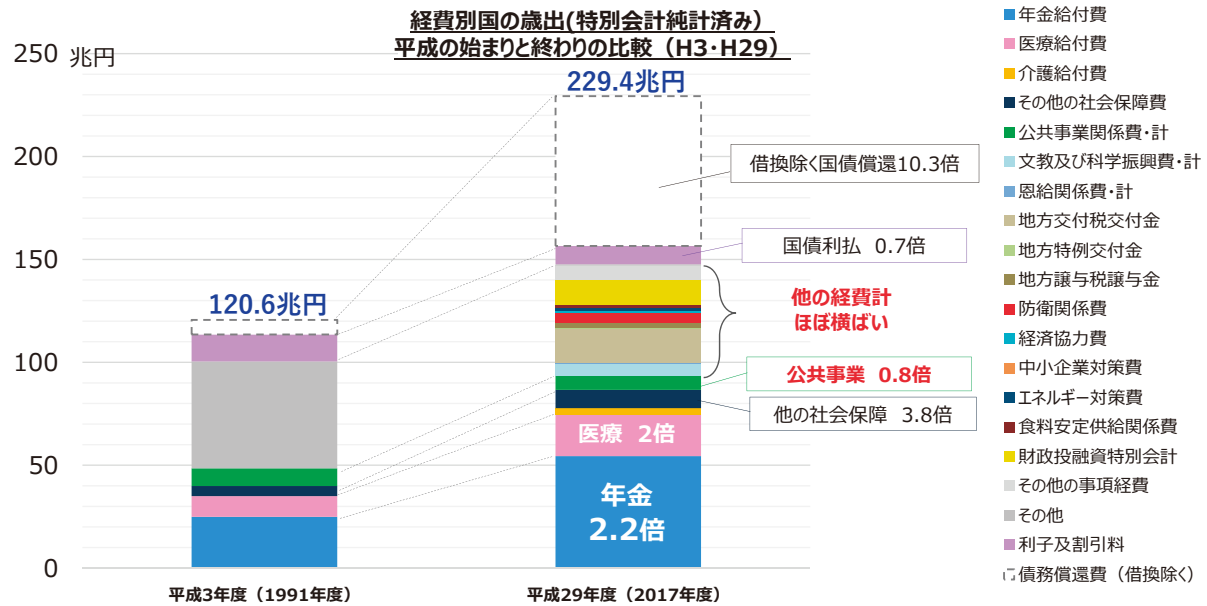

3.今後の取り組みの方向性

□ 生団連の考える国家財政の問題点

② **中長期の経済財政に関する試算が甘く、戦略的な予算配分ができていないこと**

- ✓ 2025年度の基礎的財政収支の赤字幅は昨年7月見通しの2.3兆円から、3.6兆円に拡大するという内閣府の甘い歳出・歳入見通しが指摘（1/18報道）
- ✓ 限られた予算を成長のために本当に必要な政策に振り分けるという意識が乏しく、成長に繋がらない

③ **政策の成否に対する検証や国の政策全体に対するＰＤＣＡサイクルが欠落していること**

- ✓ 省庁・政策単位の検証は行われているものの、国家全体の評価・振り返りを行っている状況にはない
- ✓ 確かな試算を基にした戦略策定⇒予算配分⇒政策実行⇒検証と対策　というPDCAサイクルの全てが仕組み化されていない

④ **上記１－３いずれにおいても、国民に対しての説明が乏しく、国民不在で透明性のないまま意思決定されてしまうこと**

- ✓ 国政のあり方を最終的に決定する主権者である国民に開示・周知がされていない
- ✓ 国家の将来像、現時点の見通し、政策の成否などを国民が理解・判断できるよう周知し、国民の感心を喚起することは喫緊の課題である

3.今後の取り組みの方向性

□ 生団連の考える国家財政の問題点

予算編成プロセス・「予算単年度主義」に課題が集約されている

現行予算編成のプロセス

経済・財政の見通しがない（甘い）まま・・・

- ✓ 該当年度ごとに各府省庁が概算要求をするいわゆる「積み上げ方式予算・ボトムアップ方式」
- ✓ いくら使ったのかという前年度をベースに積み上げることとなり、膨張に歯止めが効かない構図
- ✓ 実績ベースの固定的な予算配分となり、将来の成長を見据えた新しい政策への振り分けが実現しづらく、本来予算配分しなければいけない成長分野への投資が疎かになっている
- ✓ 当初予算を使い切れない場合、翌年度以降に予算が縮小されることを恐れ、年度末に道路工事が増えるなど、安易な使い切りが行われる

わが国の現在の予算編成の過程において、特に**単年度ごとの予算策定が当初予算の膨張を招き、将来の成長を見据えた戦略的な投資ができない要因**だと考える

3.今後の取り組みの方向性

□ 生団連の考える国家財政の解決策

【３ヶ年複数年度予算制度】の導入

現行の単年度予算		3ヶ年の複数年度予算
前年踏襲	⇒	ゼロベース
ボトムアップ		トップダウン
硬直化		戦略的
年々膨張		歯止め・規律
使い切り		繰り越し

POINT!!

3ヶ年の複数年度予算制度とすることで以下の2点が実現できると考える。
① **少なくとも向こう3年間の予算の使い道について有効的・戦略的に定めること**
② **3年間の中でシーリング（上限設定）を設け、その期間内でのやり繰りを可能にすると同時に規律を強化すること**

3.今後の取り組みの方向性

□ 生団連の考える予算編成プロセス

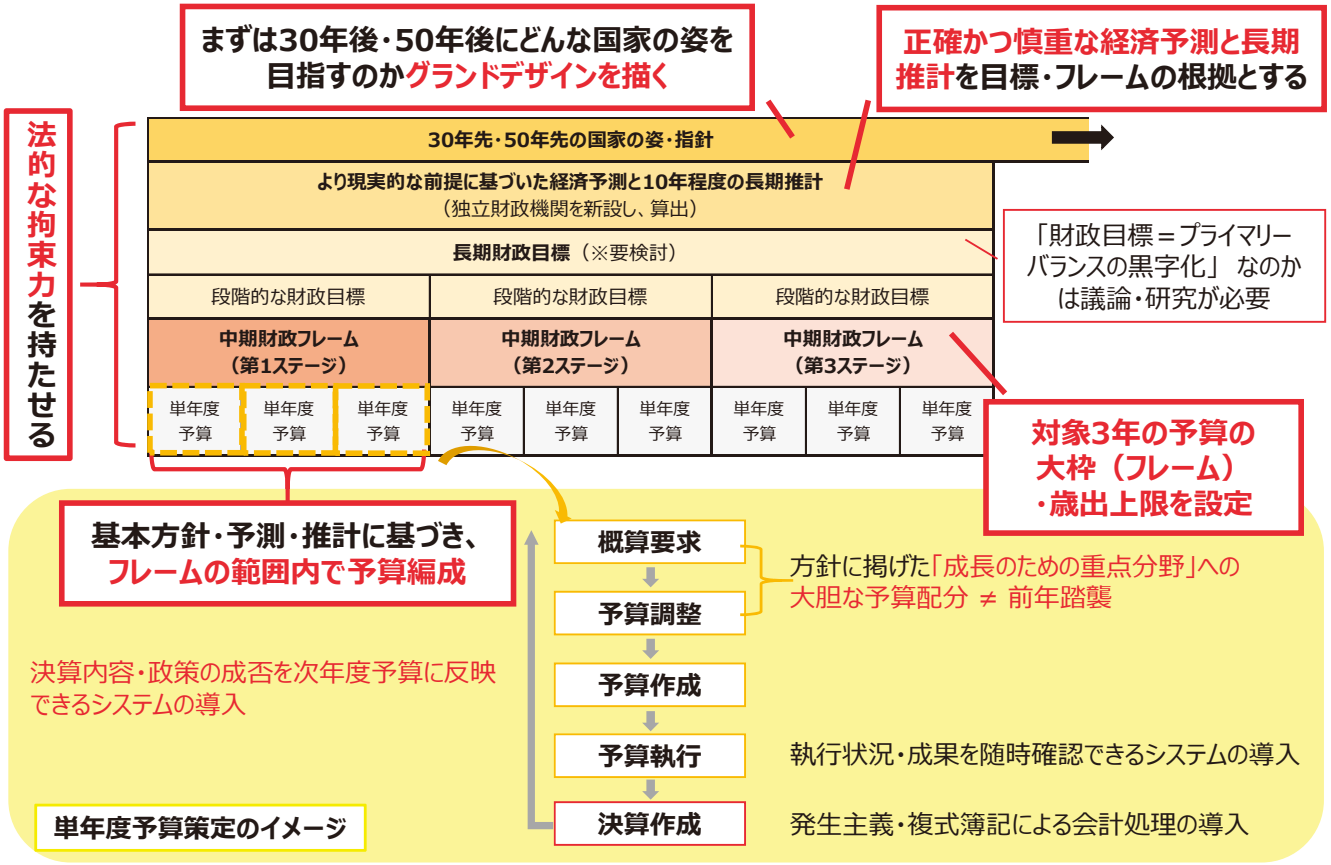

3.今後の取り組みの方向性

□ OECD主要国における中期財政フレーム

国	名称	対象年数	対象範囲	拘束力	成長率等の評価	予測と実績
スウェーデン	フレーム予算	3ヶ年	中央政府	3ヶ年の歳出総額（上限値）を固定 （原則、改定なし） 27分野の主要経費の上限も設定	財務省の経済研究所が評価	予算書類で乖離を説明
ニュージーランド	将来見積り	3ヶ年	中央政府	ベースラインとして拘束、新規の支出は ペイアズユーゴー原則 政権期間中（3ヶ年）の裁量的支出増に 上限設定	財務省	予算書類で乖離を説明
イギリス	歳出見直し	3ヶ年	公的部門	3ヶ年の省庁別裁量的支出を固定	会計検査院が監査	予算書類で乖離を説明
オランダ	トレンドベース予算	4ヶ年	中央政府 医療等	支出総額、医療等の支出を実質値で固定	経済政策分析局が慎重な 見通しを作成	予算書類で乖離を説明
日本	中長期の経済財政に関する試算 （内閣府）	5ヶ年	一般政府 （国・地方）	財政収支・支出・収入の見通し ※拘束力なし	経済財政諮問会議が意見	なし
	後年度影響試算（財務省）	4ヶ年	中央政府 一般会計	財政収支・支出・収入の見通し ※拘束力なし	特になし	なし

※「日本にも類似したフレームがある」という考え方もあるが、日本にあるそれらの仕組みは拘束力がなく、単なる見通しに過ぎない。さらに成長率の評価や、予測と実績の乖離を振り返り、是正する仕組みもない。

① 独立財政機関の慎重な推計をもとに、財政健全化目標を定める
② 一定の拘束力を持つ中期フレームに基づき、単年度予算を編成する
③ 単年度予算については補正予算を含む決算時での実績と乖離分の検証を毎年度実施する

OECD主要国の取り組みと比較しても、
拘束力のある中期財政フレームを設けることの必要性は明白

4.予算と法律との関係

□ 予算単年度主義

【日本国憲法 第86条】

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない

※「毎会計年度」とのみ規定され、会計年度の長さは明確にしていない

＋

【日本国憲法 第90条】

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない

【財政法　第11条】

国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする

↓

✓ 国会の議決の対象となる予算は「1年単位」で作成されなければならない
✓ 国会の議決は「毎年」行わなければならない

4.予算と法律との関係

ロ 会計年度独立の原則

【財政法 第12条】

各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない

【財政法 第42条】

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。
但し歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

✓ **各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁しなければならない**
✓ **特定年度における収入支出は他の年度のそれと区分しなければならない**

4.予算と法律との関係

ロ 財政規律・複数年度予算に関する有識者の見解

法政大学
小黒 一正
経済学部教授

予算に拘束力をどう持たせるか、生団連の言う3ヶ年の複数年度予算も一つの方法。**やるかやらないかの内閣の「意思」であり、現在の制度下でもやればできる。**ただ、今の内閣にはその意思が全くない。

複数年度予算については民主党政権時に取り組んできており、自身も参画していた。**今でも政権が「覚悟」を決めればできる**と思っているが、それができないのが現状。

長期的に財政を維持するためにどう課税して、どう歳出するのか。そのためには**中長期的なフレームを設けること、それに合わせてキャップをはめること。**それでなければ**優先順位がつかない。**

意識改革も大事というのは分かるが、それよりも制度化することが大事。国民に目を向けて、国家戦略に目を向けて**制度を構築しなければいけない。**

慶應義塾大学
土居 丈朗
経済学部教授

✓ **現行制度のままでも政権の「意思・覚悟」次第で複数年度予算は可能**
✓ **中長期フレームを定めて「上限を設けること」、「制度化すること」は必要**

4.予算と法律との関係

□ 財政規律の「具体性と拘束力」の諸形式

（１）閣議決定・・・継続性がない、コミットメントが弱い
（２）憲法改正・・・実現性が低い、時間を要する
（３）予算形式・・・煩雑、予算単年度主義との兼ね合い
（４）法律形式・・・より一層拘束力が高まる、内外への意思表紙、実現性が高い

- ✓ これらの財政規律を定める選択肢では「法律形式」が最も素直で取り組みやすい形式だと考え、検討を進めていきたい
- ✓ 財政運営戦略のうち、下記いずれかを選択するのかは有識者の見解も踏まえ、実際の提言を策定するにあたって検討したい

① 財政健全化目標と中期財政フレームいずれも法律に定める方式
② 財政健全化目標は法律に定めるが、中期財政フレームは規定せず、法律で政府にその策定を義務付け、かつ、政府が策定した中期財政フレームについて国会の承認を必要とする方式

- ✓ 財政法等の法改正の必要性があるとすれば併せて検討したい

「財政規律を定める形式」として、拘束力・継続性・コミットメントを高めるために、より実現性の高い「法律形式」が採用されるよう、「法律制定とその法律案」を提言する

5.今後の進め方

□ 今後検討すべき項目

（１）長期的な国の在り方を描く
（２）独立財政機関による現実的かつ慎重な経済予測とそれに伴う影響を試算
（３）長期財政目標の設定
（４）段階的な中期財政目標（マイルストーン）の設定
（５）中期財政フレームの設定
PRIORITY
（６）（１）-（５）の内容をカバーした法律案の策定と提言

長 → 短

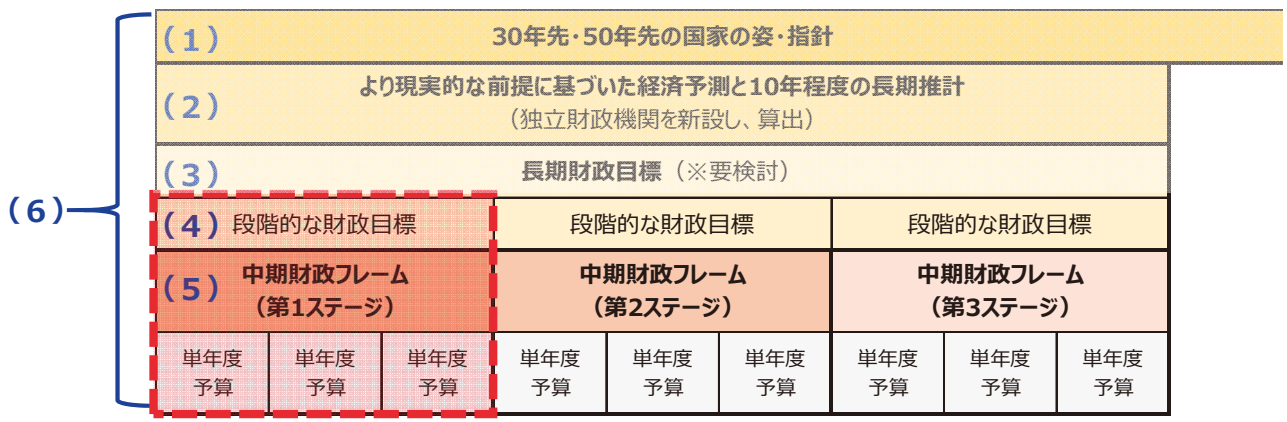

5.今後の進め方　※Appendix

□ 今後検討すべき項目

（1）長期的な国の在り方を描く

国家の発展の長期的な流れについて設計する。

100年後にどうありたいのか、そのためにはどこに一歩を踏み出し、当面の30年・50年を進んでいくのか変革のシナリオを示す。国そのものの行く末を示さなければならない。

✓ **財政規律を定めるための法律形式の冒頭に盛り込み規定する**

⇒**内外に国が歩みを進める先を示す**

（2）独立財政機関による現実的かつ慎重な経済予測とそれに伴う影響の試算

将来にわたる長期財政目標を定めるにあたって、**まずは現状の経済・財政・社会保障などの正確なデータを認識するとともに、それらがどのように推移するのか、長期的かつ客観的に提示される必要がある。**

このままのトレンドであればどこに到達するのか、目指している姿とどれだけギャップがあるのか、これがないと目標が定められない。

✓ **19年11月経済同友会提言「将来世代のために独立財政機関の設置を」をベースに新設を前提に議論を進めるよう求める**

⇒ 公益社団法人 経済同友会 Japan Association of Corporate Executives とも接触し、ともに進めていくことに理解いただいている

5.今後の進め方　※Appendix

□ 今後検討すべき項目

（3）長期財政目標の設定

長期的な国の在り方を見据えて、当面10年程度の定量目標を設定する。

（2）の長期推計をもとに、およそ10年先に目指す定量的な目標を定める。この**目標値をどこに置くか、どの水準にすべきかは検討の余地が大きく、見誤らないように留意する必要がある。**

【財政健全化目標（2018年6月策定）】

2025年度	国・地方を合わせた プライマリーバランス（PB）を黒字化
同時に	債務残高対GDP比の安定的な引下げ

財政とは？
1 国または地方公共団体が、その存立を維持し活動するために必要な財力を取得し、これを管理・処分する一切の作用。
2 個人・家庭・団体などの経済状態。かねまわり。

- **仮に「プライマリーバランスの黒字化」が達成された時、わが国は、私たちの生活は、本当に豊かなものになっているのか？**
- **この目標を達成させることが目的となり、極端な歳出削減・消費増税が行われることはないか？**
- **「収支を健全化」するだけでなく、「日本経済を健全化」するような目標値の選択肢はないか？**

✓ **財政規律を定めるための法律形式に盛り込み規定する**

✓ **その中身については有識者の意見を踏まえて生団連考えとしてまとめる、もしくは選択肢を複数示し、判断を仰ぐ**

5.今後の進め方

ロ 今後検討すべき項目

（４）段階的な中期財政目標（マイルストーン）の設定
（３）で定めた10年程度の定量目標を3年単位に区切ってマイルストーン・KPIを置く。
期中に進捗を追いかけ対策を講じるためにも、さらに細分化した３年単位の節目を設ける。

（５）中期財政フレームの設定
（４）で定めた最初の3年の目標を達成させるための歳出入計画・ルールを設定する。

- 目標達成のためにはどれだけ税収が必要なのか、そのためにどのような税制改革を行うのか。
- 目標達成のためにはどれだけ歳出が可能なのか、限られた予算をどのように資源配分するのか。
- 最初の３年・第1ステージは向こう10年の中でどのような位置づけなのか。
  これらの内容を踏まえた歳出入計画・財政フレームでなければならない。

✓ **3年単位の目標値・KPIを何にすべきか検討する**

✓ **財政規律を定めるための法律形式に盛り込み規定するのか、中期財政フレームとともに法律型式には規定せず、法律によって政府にその策定を義務付けるか検討する**

（６） （１）-（５）の内容をカバーした法律案の策定、提言

✓ **今までに記載内容を網羅した「生団連法律案」を策定し、公会計制度推進議連・国会議員・他団体とともに提言を行う。**

✓ **2020年度中に提言・プレスリリースができるよう取り進める。**

5.今後の進め方

【活動計画案】

1. 「国家財政の見える化」に向けて公会計制度推進議連へ提言	
取り組み内容	①国会審議において連結財務諸表の正式書類化 ②国民向けのリーフレットの作成
協力者との連携	提言案・リーフレット案を作成し、公明党・竹谷参議院議員らと情報交換
時期	3月：案作成・情報交換 → 4/8理事会にて報告 → 提言

2. 「3ヶ年の複数年度予算制度」実現に向けて調査・研究⇒提言	
取り組み内容	「財政運営に関する法律(仮)」案、もしくは提言の作成、有識者からのヒアリング
協力者との連携	法律案を作成し、有識者・国会議員らと情報交換
時期	委員会：方向性について合意 → 4/8理事会にて活動計画報告 → 年内提言提出

現時点で想定している提言案を添付しています。
委員会等で議論を深め、内容を精査してまいります。

2020年　月　日
国民生活産業・消費者団体連合会

「国家財政の見える化」に向けた意見・要望

～わが国の財政状況を国民が正確に理解し、国家の持続的な成長を実現するために～

Ⅰ．はじめに

わが国の財政はかねてより「危機的状況」にあると言われているが、今日に至っても改善の兆しは見られない。政府が目標に掲げる国と地方の基礎的財政収支（PB）の黒字化達成時期は2025年度へと当初から5年先送りされたが、楽観的な経済成長をあてにしているため、現時点での実現性は極めて低いと推察する。ただし、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年には社会保障給付費の大幅な膨張が見込まれており、持続可能な財政運営へと転換するために残された時間はわずかしかない。これ以上将来世代に負担を先送りすることは許されない。

生団連では2017年に税制を軸とした財政問題への取り組みを始めたが、**税制改正や増税・減税などを議論・検討するよりも先に、そもそもわが国は財政に関する透明性が低いことが問題である**と捉え、**【「国家財政の見える化」の実現に向けて】**を重点課題に据えて活動を継続してきた。**主権者である国民がわが国の置かれている財政状況を「正しく」理解すること、受益と負担の関係性を明確にすること、その上で将来の持続的な成長のためにどのような歩みを進めていくのか決断していくことが欠かせない**と考える。今回の提言では、「国家財政の見える化」実現のために特に重要であり、かつ実現可能だと考える項目について、以下の通り示すこととする。

Ⅱ．基本的な考え方

「わが国の財政状況」と言われると専門的かつ複雑であることから、多くの国民の関心は低く、正しく理解しているとは言い難い。また、特に消費増税など国民生活に与える負担増が大きい政策は議論することすら忌避されることが多い。財務省はかねて「わが国の財政状況は深刻だ」と主張しているが、フロー・ストックの両面においてその実態を国民は正しく理解する必要がある。

「国家財政の見える化」について、財務省としては「公開されている」とするが、次の点で問題があると考えている。

- **財務関係書類の内容と周知方法**

  ・そもそも**日本の会計書類は一般会計と特別会計に分かれて表現されており**、さらに議論の中心は一般会計に限った内容であることが多く、**国全体の財政状況がわかりづらい。**

  ・企業会計原則に沿った連結ベースの資料として「日本の財政関係資料」というものがあるが、直近の令和元年 10 月発行のもので 68 ページにも及び、**内容も複雑で国民には理解が難しい。**

  ・国民向けに平易な内容で財政状況を知らせるパンフレットとして「これからの日本のために財政を考える」というものがあるが、一般会計に限った記載内容であり、**国家全体の財政状況を網羅したものになっていない。**

  ・いずれも財務省 HP で閲覧することはできるものの、国民の関心が低い状況の中で**効果的な情報公開になっていない。**

  ・財務省公会計室で作成される性質上、「結果のみ」が記載されており、**将来の予想やその結果が及ぼす影響については記載されていない。**

- **財務書類等の公開時期**

  ・決算内容が国会に提出される時期は通常翌年度の 11 月末であるが、それと並行して作成される各財務書類は 1 月末以降国会に提出、あるいは国民向けに公表される。

  ・一方で翌年度の予算作成は通常 6 月頃から始まっているため、**予算作成の段階では前年度の決算内容、その評価を反映できない状況にある。**

  ・生団連が必要と考える連結財務書類である「国の財務書類」に関しては、翌年度 3 月末の公表となっており、より一層作成に時間を要している。さらに言えばこれは**国民向けの「公表資料」に留まっており、国会提出承認されておらず、作成されこそすれ、有効に活用されているのか定かではない。**

- **国会審議の状況**

  ・「予算委員会」の所管事項には、「1. 予算」とだけ記されており、予算に関連する事項であれば何でも扱われることになっている。テレビ中継されることもあって、その他の委員会よりも生中継の映像や報道等で国民の目に触れる機会が多い。

  ・一方で、委員会内ではスキャンダル追及や政権批判こそあれ、**予算案そのものへの追**

及や配分の是非について議論されている状況にはない。議論を経ることなく例年２月末には衆院を通過し、年度内に成立している。

・前述の通り連結財務書類が国会審議の正式書類になっていないという手続き上の不備もあるが、**そもそもの国会審議が形骸化していることについても改める必要がある。**

Ⅲ. 意見・要望項目

1. 国家予算全体を表す「連結財務諸表」の国会への提出・国会での審議を必須に

財政運営にあたっては、わが国全体の財政状況を正確に把握し、対策を講じる必要がある。それに相応しい財務書類は国家全体の財政状況を表す「国の財務書類（一般会計・特別会計合算）」と考えるが、前述の通り１月末以降に公表される国民向けの資料という扱いでしかない。

現在はまず先に「特別会計財務書類」を作成し、それのみが国会に提出されている。理由は「特別会計に関する法律」に「国会提出書類」と定められているからであり、一般会計にはその法規定がない。故に**一般会計・特別会計を含めた国の予算全体が国会に提出され、審議される為には法整備が欠かせない**と考える。

財務書類等の公表スケジュール（平成29年度分）

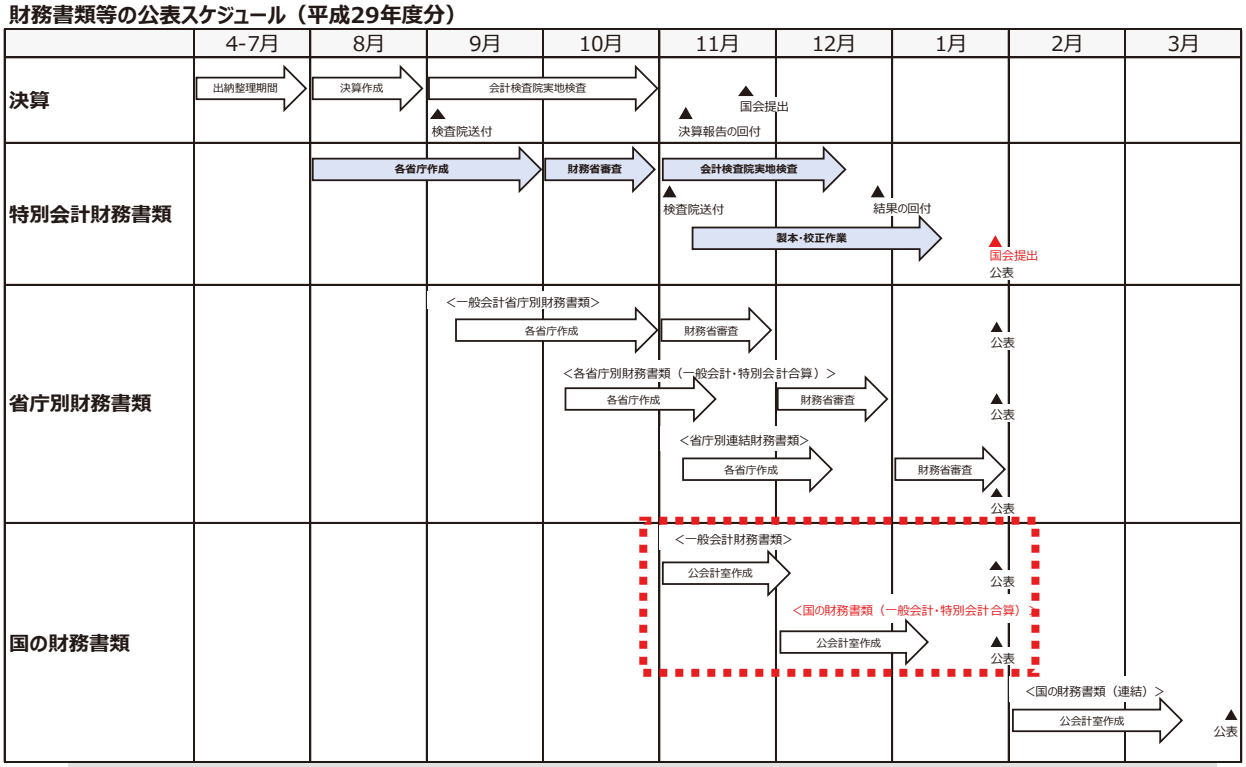

【特別会計に関する法律～第七節　財務情報の開示～（企業会計の慣行を参考とした書類）】

第十九条　所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。
2　内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
3　第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関し必要な事項は、政令で定める。

上記の「特別会計に関する法律」に倣い、**「一般会計・国の財務書類に関する法律」のように新法として立法する、もしくは既存の法律を改正し条文を加える（例えば財政法第 46 条）などが考えられ、実現に向けたアクションを求めたい。**

法整備に加えて国会審議を実質化させるためには国会議員自身が考え方・態度を改めることが最も取り組みやすく容易な手段とは考えるが、マスコミの報道の在り方や、私たち国民の関心事についても表面的なスキャンダルや特定の事象に惑わされることなく、国家の予算という本質的なものにシフトしていかなければならない。

2. 国家予算全体と将来予測を盛り込んだ国民向けの簡易なリーフレットの作成

国家財政の置かれた状況を国民一人ひとりが正しく理解し、政策の是非を判断することが望ましい。現在も様々な財務資料があるが、それらの位置付けは国会で審議されるためではなく国民向けの開示資料である。一方で例えば平成 29 年度分の国の財務書類は 215 ページにも及ぶ内容で、これを読む国民、理解できる国民はほんの一握りであると推察する。より平易に伝えるために「国の財務書類ガイドブック（62 ページ）」、「国の財務書類の骨子（12 ページ）」などが作成されてはいるものの、これらであっても専門的な知識を要するものである。さらに平易なものに「これからの日本のために財政を考える（24 ページ）」があるが、一般会計に関する記述しかなく、国全体の財務状況を広く伝えるものとして相応しいと思えない。

また、いずれの資料も財務省の HP に更新されてはいるものの、国民がアクセスしなければ閲覧されることはなく、残念ながら国民的関心はそこまで高まっていないのが実情だ。

加えて、これらの資料は財務書類という性質上、対象年の決算・事実しか記載されておらず、この現実が望ましいのか、国が将来目指す姿へ近づいているのか遠のいているのかを計り知ることはできない。

このような現状を踏まえ、**現在の状況・その後の将来予測を踏まえた国民向けの平易なリ**

ーフレットを作成すべきと考える**。国民にとっての見える化は**Ⅲ－1 で示した国会提出資料と同様の内容ではなく、**より平易なものである必要がある。**さらに、その内容は**現状の「事実」に加え、その結果辿り着くであろう「将来」の予測がないと判断しかねる**と考える。生団連が考える記載すべき具体的な内容については別添の【国家財政の全体を「見える化」するための平易なリーフレット案】を参照いただきたい。

また、これらが作成されたとしても HP で公開しているだけでは国民の理解は広がらず、**積極的な広報・周知を行っていく必要がある。**「国民団体」を称する生団連としても、国民が国の財政状況を正しく理解するために主体的に取り組んでいく所存である。

Ⅳ．おわりに

国家財政を議論・検討するにあたっては、まずは国家全体の歳入と歳出を詳らかに開示すること、それを国民が正しく理解することが欠かせないと考え、生団連では活動を進めてきた。**正しい見える化と正しい理解が進むことで、初めてその先の政策について国民一人ひとりが考えることができる。**持続可能な財政運営へと転換するために残された時間はわずかであり、早急に実現させる必要がある。

なお、今回の意見・要望はあくまでもわが国の持続的な財政・成長のためのスタートラインに立つことを求める内容であり、その先の政策・アクションについて今後検討を深めていくことが不可欠である。経済同友会などが提言している「独立財政機関の設置」については生団連としても必要な要素だと捉えており、検討を促したい。さらには**予算編成プロセス、特に「予算単年度主義」に諸課題が集約されていると考えており、複数年度予算実現に向けて別途議論を深め提言を取りまとめるほか、今後とも国家財政にまつわる課題について委員会を中心に検討を行い、政策提言などを進めていく。**

以上

国家財政の全体を「見える化」するための平易なリーフレット案

わが国の財政状況を計り知るための資料はいくつか公開されているものの、国民にとってわかりやすく理解できる内容・ボリュームに相応しいとは言い難い。**国民誰もが手に取ることが出来、それを見るだけで国家全体の財政状況が把握できるリーフレット案**を示したい。情報は詰め込み過ぎず、必要最小限に留めることが望ましい。

憲法第 91 条・財政法 46 条には「国民への財政報告」について下記の通り謳われているが、このリーフレットはその子細な報告を簡略化し、国民へ伝えるツールになり得ると考えている。

※参考※

憲法第 91 条

内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

財政法第 46 条

1. 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

2. 前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

すでに財務省から広報されている**「これからの日本のために財政を考える」**がリーフレットのベースになると考えるが、ここに記載されている内容は**増税すること、特に消費税を引き上げることが前提として構成されている。**

生団連では**増税（もしくは減税）などの税制改正ありきではなく、まずは先入観なく国家財政全体の置かれている状況を国民が正確に把握することを目的とし、事実のみが記載されたリーフレットが必要**であると考えている。**これらの事実を理解した上で、その先に必要な政策を国民一人ひとりが考えていかなければならない。**

次ページからリーフレットに掲載すべきと考える内容について記載する。

1．特別会計も含めた 240 兆円規模の国家財政の全体像

100 兆円前後の一般会計については歳入歳出ともに報道や開示資料で目にすることはあるが、国家の歳出の全体像を示すものは右記にあるような主要経費別純計である 240 兆円規模に及ぶ。**まずはこの 240 兆円が何に使われているのか示されなければならない。**

ここで**大事なことは 4 割近くが社会保障関係費に、ほぼ同じ割合が国債費（国の借金の利払いや返済）に費やされているという事実**である。

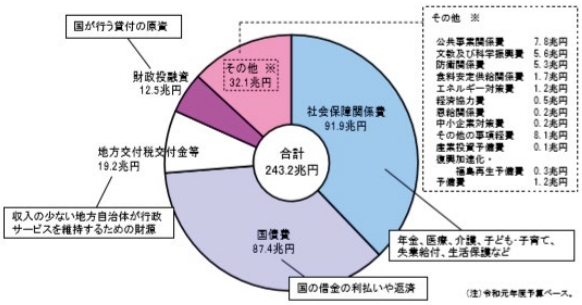

○一般会計・特別会計の歳出予算純計の推移

事　　項	平成29年度（決算額）	平成30年度（決算見込額）	令和元年度（予算額）
一般会計歳出総額　（A）	98.1兆円	105.2兆円	101.5兆円
特別会計歳出総額　（B）	374.2兆円	386.5兆円	389.5兆円
合計　（C＝A＋B）	472.3兆円	491.7兆円	490.9兆円
うち重複額　（D）	136.5兆円	143.4兆円	144.6兆円
差引額　（E＝C－D）	335.8兆円	348.2兆円	346.3兆円
うち控除額　（F）	106.4兆円	104.2兆円	103.1兆円
純計額　（＝E－F）	229.4兆円	244.1兆円	243.2兆円

（注）控除額とは、国債整理基金特別会計における借換償還額を指す。

▲財務省「日本の財政関係資料」令和元年 10 月より

2. 主要経費別の経年比較

現在の歳入歳出について、**主要経費別の増減について過去と比較し、その要因を明らかにしなければならない。**右記に示されているようなイメージであるが、これも 1. と同様に一般会計に限った内容になっており、国家の全体像を示す総額である必要がある。

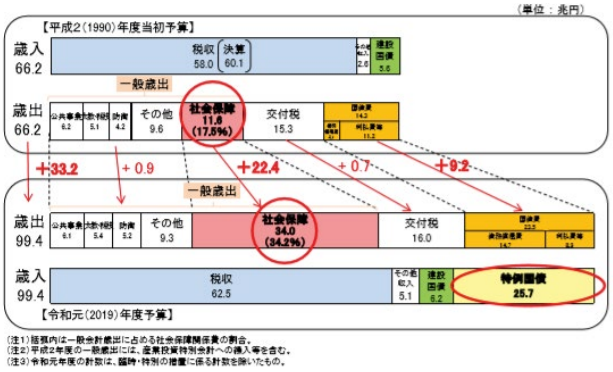

▲財務省「日本の財政関係資料」令和元年 10 月より

示されている事実は、社会保障給付費の増大によって歳出が増大していること、 それに伴い歳入は国債に依存せざるを得ず、さらに歳出増の要因になっていることであるが、それと同時に国の成長に通ずるであろうインフラ整備のための公共事業費、教育に関する文教費は 30 年前とほぼ同額ということである。**大事なことは、国の成長のために必要な経費に投資ができているかどうかを考えること**だ。

3. 社会保障給付費と負担の見通し

2. で示されるように、歳出の増大は社会保障給付費によるものが大きいが、それが今後どのような水準で推移するかを把握しておく必要がある。すでに右記のように示されており、社会保障給付費は団塊の世代全員が75 歳以上となる 2025 年、現役世代が大幅に減少する2040 年に向けて上昇が続く。それらの負担は保険料・公費で賄われることになるが、財源調達のベースとなるGDP の伸びを大きく上回っているため、国民は負担増から逃れられない。GDP が想定通り伸びなかった際にはさらなる負担を余儀なくされる。

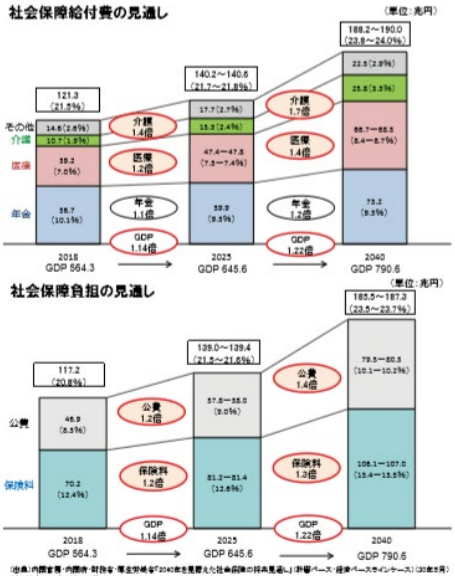

▲財務省「日本の財政関係資料」令和元年 10 月より

このような事実から、**現在の社会保障制度が維持できるのか、受益と負担のバランスは取れているのか、何を優先して取り組む必要があるか考え、決断しなければならない。**

4. 日本の将来推計人口

「今後益々少子高齢化が進む」という感覚は誰しもが持っていることと思われが、実際の数値でイメージできることが重要だ。2019 年以降、日本の人口は右図のように右肩下がりで減少を続ける。

2019 年を起点にした場合、

・10 年で 592 万人減少（兵庫県の人口と同等）
・20 年で 1,397 万人減少（東京都の人口と同等）
・30 年で 2,295 万人減少（近畿地方の人口と同等）
・40 年で 3,200 万人減少（近畿＋中四国地方と同等）

というスピードで人口減少が進んでいく。

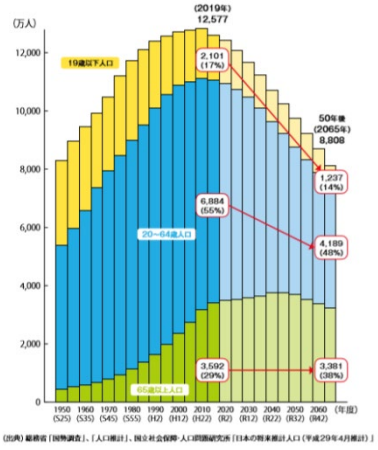

▲財務省「これからの日本のために財政を考える」令和元年 10 月より

一方で 65 歳以上の人口は一定数を維持するため、総人口に占める高齢者の割合は減るどころか断続的に上昇していく。このような**少子高齢化・人口減少という事実から目を逸らすことなく、将来に向けての対策を今から検討しなければならない。**

国民一人ひとりが国家財政の状況を正しく理解することを促し、国家の持続的な成長に向けてとるべき政策について考えなければならない。そのためには 1－4 の要素を盛り込んだ平易なリーフレットの作成・周知が欠かせないと考え、ここに提言する。

以上

SEIDANREN 生団連

第３回
外国人の受入れに関する委員会

これまでの活動の振返り

●第１回委員会　2019年3月

委員会の目的・方向性および各企業・団体の問題認識を共有

（当日発言のキーワード：語学教育について/生活者としての視点での在留資格/諸外国の歴史からの学び/長期の視点での受入れ体制の構築の必要性/外国人受入れを安い労働力として見ることは近視眼的/受入れるという意識改革が必要　など）

●総会　　2019年6月

(1)外国人の受入れに関する基本法の確立へ

わが国の**現状認識と将来の展望を踏まえ**、外国人の受入れに関する国の基本姿勢を示した基本法の確立を目指し、段階的・時系列的に課題対応と法調整を進める。

(2)「教育」に関する具体的な制度設計・整備

社会の分断を回避するためには、**「教育の問題は喫緊の課題**。基本法の確立に向けた活動と並行して、具体的な制度設計・整備に向けた実態調査とその発信を進めて行く。

これまでの活動の振返り

●委員会企画勉強会　2019年9月5日

多文化共生の専門家である明治大学国際日本学部教授の山脇教授を講師として招聘。
地方自治体、国の取組みの動きおよび諸外国における事例を紹介いただく。

●第２回委員会

・外国人受入れ国民会議(仮称)の立ち上げの提案
・教育の現場実体の報告
・留学生の就職・就労状況についての報告

当日のご意見

・国民会議の立上げはかなりの労力を要するのでは？
・教育の問題は深刻。是非取組みを進めて欲しい。

これまでの活動の振返り

●消費者部会

コミュニティとして外国人受入れ体制（地域ルールの共有など）を築いていくべき。

●企業部会

企業が外国人を迎え入れる体制整備が必要。**企業としての**受入れに関する**行動指針**も必要ではないか。

●理事会

今後の活動の方向性として、**具体的課題**に的を絞り、その解決への提言を進めるべきでは？

企業版・コミュニティ版を含めた**「生団連：外国人の受入れに関する行動指針」**を作成。このように段階的に「生活者としての外国人受入れ」を拡充し、実績を積み重ね国民的議論を喚起し、国家としての基本方針策定の機運醸成を図っていく。

(仮名)
生団連：外国人受入れに関する行動指針案について

● （仮名）生団連行動指針案とは
・・・外国人を受入れるにあたっての、企業、地域コミュニティでの理念、心構えを明文化したもの

①(仮名)生団連「外国人の受入れに関する行動指針案」について

●意義・目的

・**既に280万人（2019年9月現在）を超える外国人が日本に在留。**今後もその数の増加が予想されるが、諸外国に見られるような**分断社会にならない**ようにする為にも、受け入れ側の意識を高める必要がある。

・国は受入れに関するグランドデザインがない状態。一部自治体においた多文化共生推進に関する条例などはある。一方で企業、業界団体などで外国人受入れの為の理念などを示したものはない。生団連として、本行動指針を策定し、企業×地域コミュニティーでの採択を進め、世間での多文化共生への機運を醸成。世論を喚起し国の施策の推進を目指す。

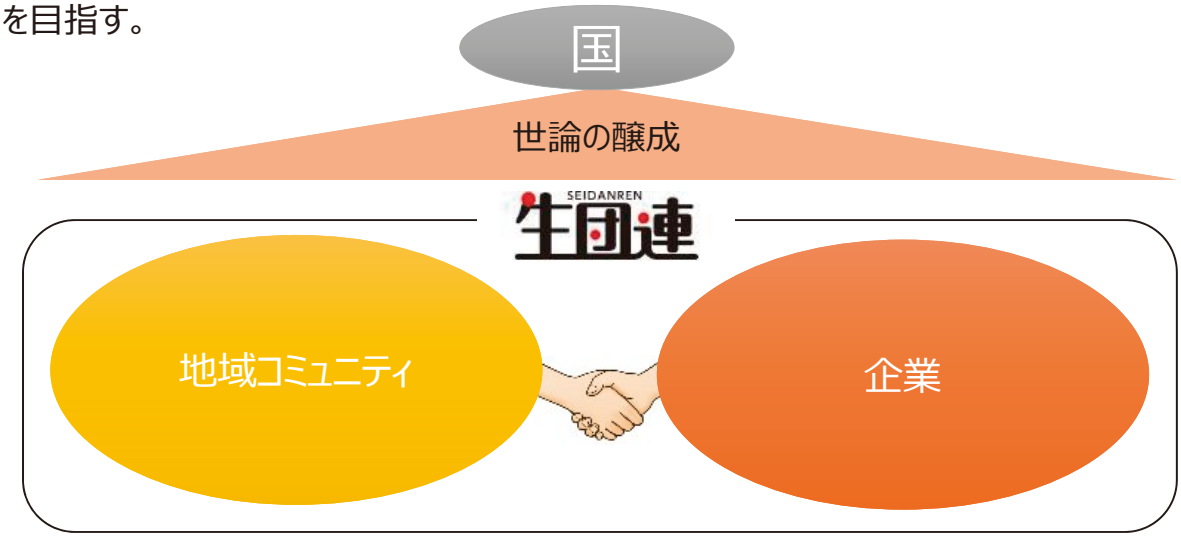

①(仮名)生団連「外国人の受入れに関する行動指針案」について

内容要旨
（※全文については別紙参照）

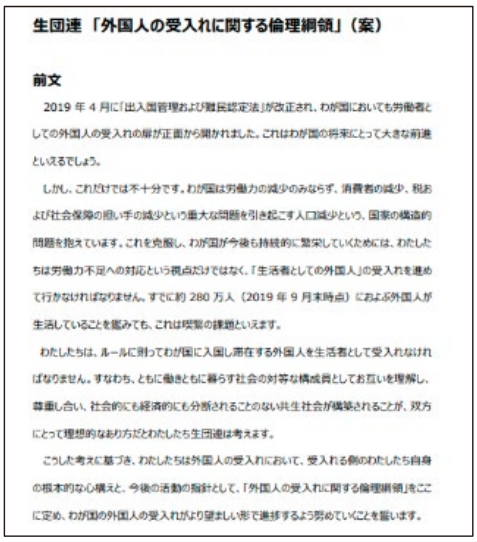

生団連「外国人の受入れに関する倫理綱領」（案）

前文

2019 年 4 月に「出入国管理および難民認定法」が改正され、わが国においても労働者としての外国人の受入れの扉が正面から開かれました。これはわが国の将来にとって大きな前進といえるでしょう。

しかし、これだけでは不十分です。わが国は労働力の減少のみならず、消費者の減少、税および社会保障の担い手の減少という重大な問題を引き起こす人口減少という、国家の構造的問題を抱えています。これを克服し、わが国が今後も持続的に繁栄していくためには、わたしたちは労働力不足への対応という視点だけではなく、「生活者としての外国人」の受入れを進めて行かなければなりません。すでに約 280 万人（2019 年 9 月末時点）におよぶ外国人が生活していることを鑑みても、これは喫緊の課題といえます。

わたしたちは、ルールに則ってわが国に入国し滞在する外国人を生活者として受入れなければなりません。すなわち、ともに働きともに暮らす社会の対等な構成員としてお互いを理解し、尊重し合い、社会的にも経済的にも分断されることのない共生社会が構築されることが、双方にとって理想的なあり方だとわたしたち生団連は考えます。

こうした考えに基づき、わたしたちは外国人の受入れにおいて、受入れる側のわたしたち自身の根本的な心構えと、今後の活動の指針として、「外国人の受入れに関する倫理綱領」をここに定め、わが国の外国人の受入れがより望ましい形で進捗するよう努めていくことを謳います。

【前文】
・人口減少という国家の構造的課題に対し、「生活者としての外国人」の受入れを進めて行く必要がある。

・ルールに則り既に入国している外国人をともに働きともに暮らす社会の対等な構成員としてお互い尊重し合い、社会的、経済的に分断されない共生社会の構築を目指す。

①(仮名)生団連「外国人の受入れに関する行動指針案」について

（※全文については別紙参照）

・企業における行動指針
1．自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築
2．国籍による待遇などについての差別的扱いの禁止
3．能力を有効に発揮できる良好な職場環境の整備
4．企業・社会に貢献できる人材育成
5．本人およびその家族への生活環境整備への努力

・コミュニティの行動指針
1．言語の壁の解消に向けた取組み
2．地域での生活ルール及び生活情報などの共有促進
3．文化、慣習などの相互理解・尊重
4．受入側の共生社会構築の意識強化
5．分断を余儀なくされる既存制度の見直し

①(仮名)生団連「外国人の受入れに関する行動指針案」について

会員ヒアリング（1月～2月）で出た意見

●受入れ側にも責務はあるが、それは**受入れられる側も責務を果たしていることが前提**である。受入れられる側の責務についてもより明示する必要があるのではないか。

●外国人の受入れは**人材不足を補完するという視点ではなく、相互に学びあいお互いを高めあう**、「相互学習」という観点も重要。

●最終的には行動指針があることが問題(外国人と日本人とを区別しているという点で)と言われる社会を目指さなければならない。

●**外国人は多様性をもたらす資源**（経験、価値観等）という認識が必要ではないか。ただし言語などでハンディキャップがあり、日本人と同様というわけではない包括的なアプローチに基づいた受入れという考えを持つべき。

●コミュニティーとして、不就学の問題は大きな問題。SDGｓの「**誰一人取り残さない**世界の実現」という考え方を取り入れてはどうか。

●医療や災害などの**緊急性を要するものの言語面でのサポート**という視点は欠かしてはならない。

教育に関する提言の方向性について

提言の方向性案

社会の分断を起こす教育課題の目標設定とそのKPI管理

②教育体制に関する提言案の方向性について

【在留外国人構成人数（年齢別･在留資格別）】

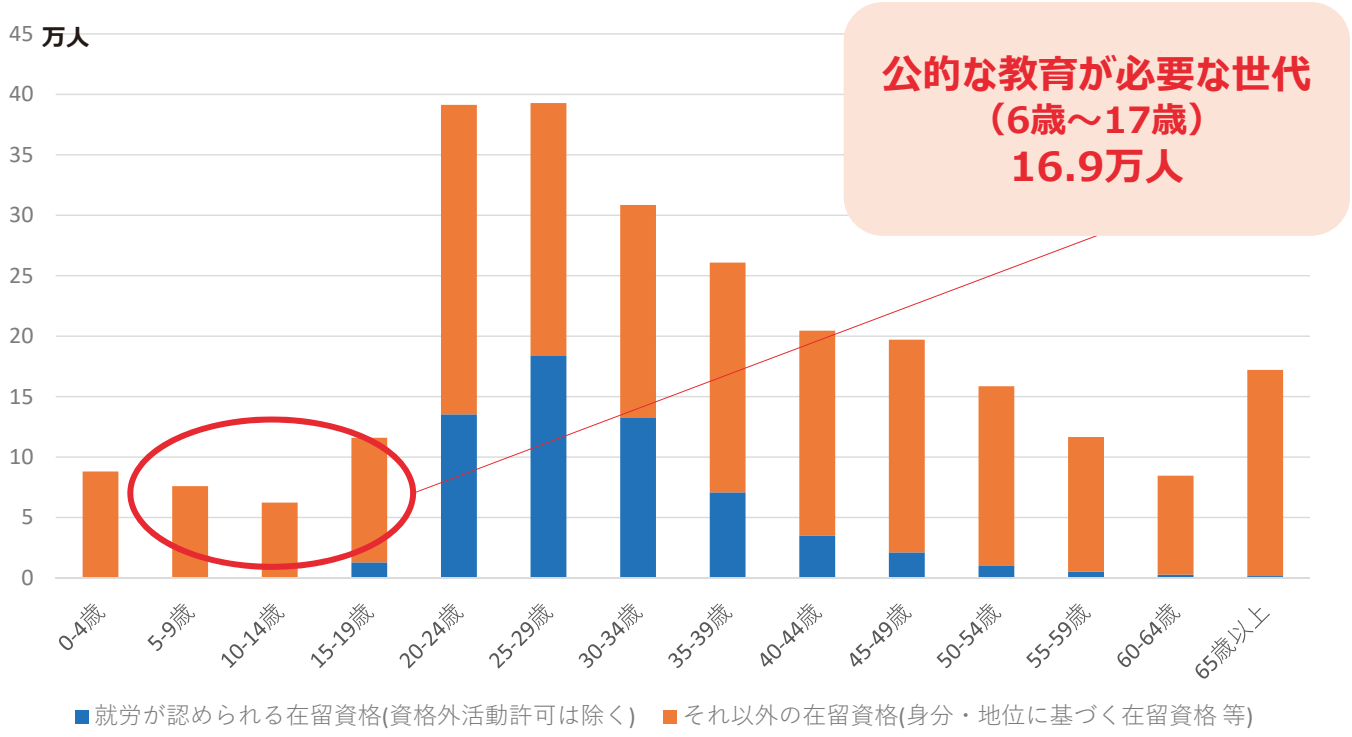

法務省「在留外国人統計」を基に生団連事務局が作成

②教育体制に関する提言案の方向性について

外国人の子供の教育に関する問題意識

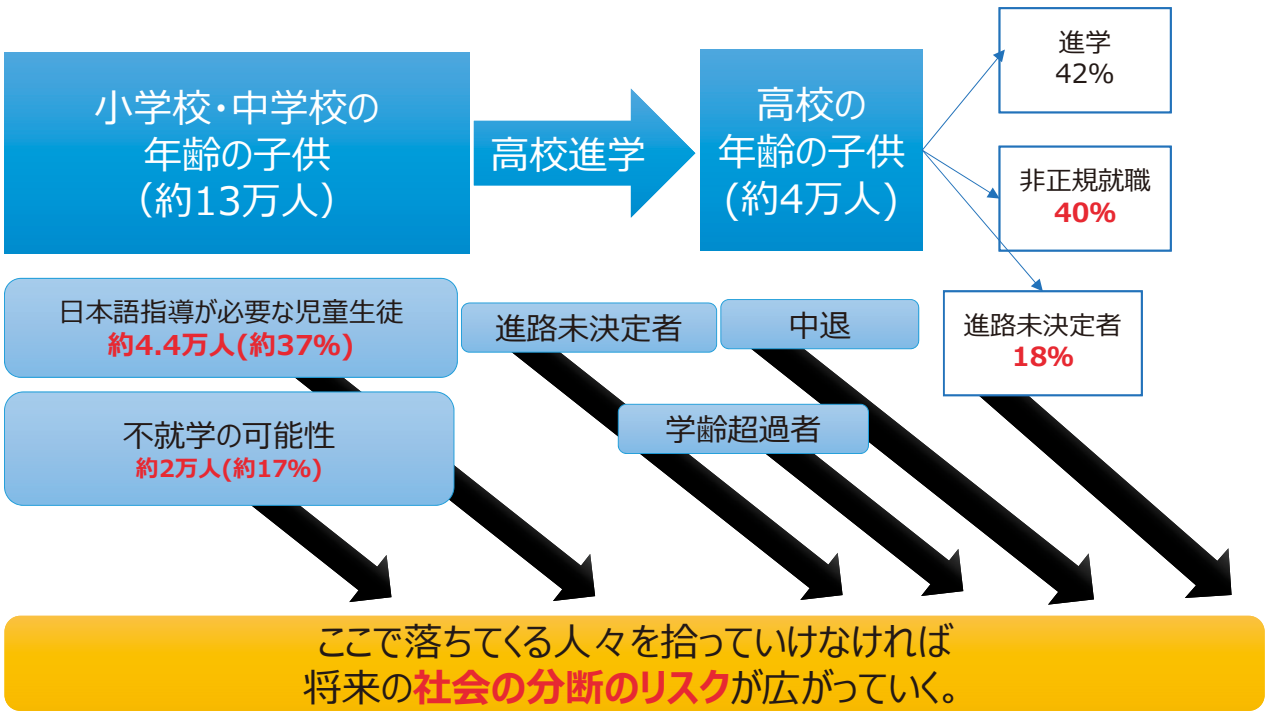

②教育体制に関する提言案の方向性について

【在留外国人数と外国人児童生徒数の比較】

年齢	在留外国人数	学校の外国人在籍数	差異
小学校在籍相当年齢（6歳~11歳）	91,360人	66,017 人	25,343人
中学校在籍相当年齢（12～14歳）	38,233人	25,822人	12,411人
高等学校在籍相当年齢（15歳~17歳）	39,646人	14,996人	24,650人
計	169,239人	106,835人	62,404人

出所：法務省「在留外国人統計」、文部科学省「学校基本調査」を基に生団連事務局が作成

※外国人学校（インターナショナルスクール）に通う生徒数は **約3.2万人** 残りの **約3.0万人** については、就労の可能性もあるが、**社会的所属を持たない青少年が相当数存在すると思われる。**

【問題点】
・外国人の児童生徒には義務教育が法的に義務化されていない（＝不就学児の解決の遅れ）
・学校側の受入れ体制の不備　・いじめ等による不登校　・家族収入の問題　・学齢超過の問題 等

②教育体制に関する提言案の方向性について

参照：教育の不備と犯罪発生数のリスク

表1 刑務所入所者の学歴構成（%）

	男性	女性	合計
①:小学校中退	0.2	0.5	0.2
②:小学校卒業	0.6	0.9	0.6
③:中学校中退	0.3	0.5	0.4
④:中学校卒業	42.1	37.6	41.7
⑤:高等学校在学	0.1	0.0	0.1
⑥:高等学校中退	24.2	21.3	24.0
⑦:高等学校卒業	25.2	30.2	25.6
⑧:大学在学	0.1	0.0	0.1
⑨:大学中退	2.7	2.4	2.7
⑩:大学卒業	4.4	6.1	4.6
⑪:不就学	0.1	0.3	0.1
⑫:不詳	0.1	0.1	0.1
合計	100.0	100.0	100.0
〈実数〉	〈24,873〉	〈2,206〉	〈27,079〉

表2 学歴別の刑務所入所率（2010年）

		a 人口	b 入所者	b／a 入所率（対10万人）
男性	小・中卒（②, ④, ⑥）	7,416,705	16,625	224.2
	高卒（⑦, ⑨）	19,197,369	6,936	36.1
	大卒（⑩）	15,748,763	1,101	7.0
	合計	53,154,614	24,873	46.8
女性	小・中卒（②, ④, ⑥）	9,339,457	1,319	14.1
	高卒（⑦, ⑨）	22,202,899	720	3.2
	大卒（⑩）	15,154,820	135	0.9
	合計	57,122,871	2,206	3.9

＊合計には，在学者，不就学者，学歴不詳者も含む。
＊大卒のベース人口には，短大・高専卒業者も含む。
＊総務省『国勢調査』（2010年），法務省『矯正統計』（2010年）より筆者作成。

出典：President　Online

学歴の高低と犯罪率に有意性が見られる。

②教育体制に関する提言案の方向性について

参照：来日外国人犯罪の検挙状況の推移

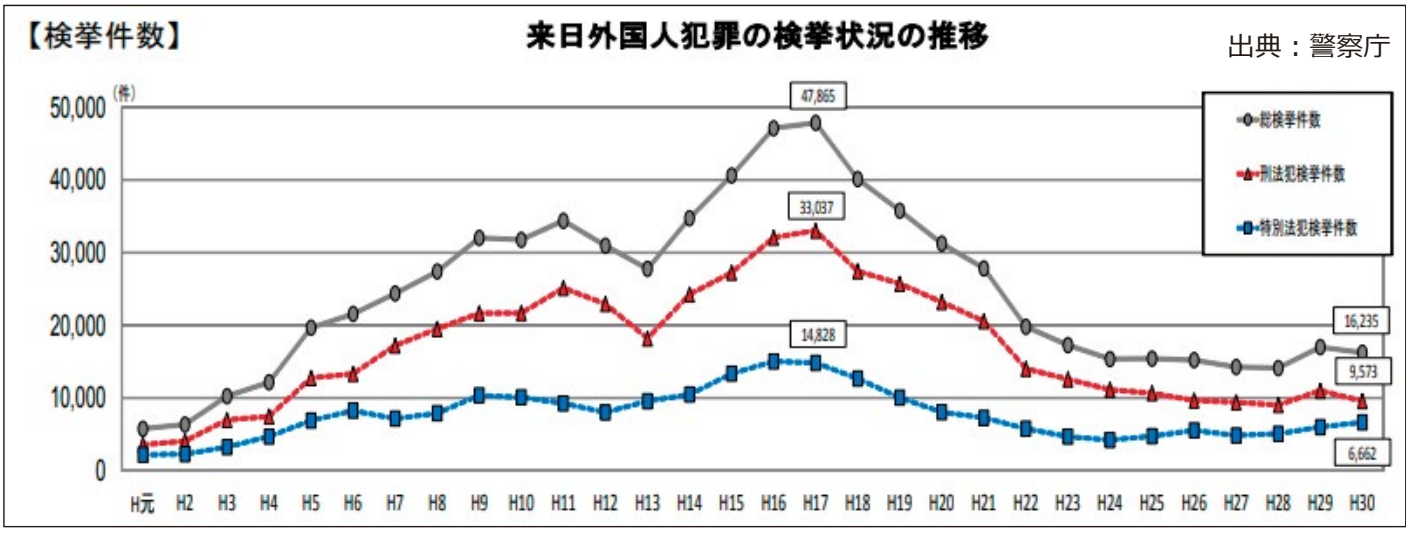

近年の外国人数の増加率ほど犯罪件数は増えていない。

外国人が増えても犯罪は増えないが、教育の未整備など外国人の受入れ方を間違えると犯罪が増える可能性はある。

②教育体制に関する提言案の方向性について

特に社会の分断に繋がりかねない問題

①不就学児に関する問題
②進学率や退学率の日本人との格差の問題（高等学校）
③日本語指導が必要な児童生徒数の増加
④学齢超過児童への教育体制の確保

現場調査やヒアリングより

日本語教育に関する推進法の成立なども受け、各項目の**対策が一定程度は進んでいる**

ただし、

予算の継続性および最終的に何を達成したいのかは**不明瞭**。核となる定量的目標（KPI)を設定し、**達成すべきことと、その基準を明確にする**必要があるのではないか？あるべき**目標から逆算し、予算付けをしていくべき**。

②教育体制に関する提言案の方向性について

提言の素案①

●不就学児に関する問題

【提言するKPI】
5年後の・・・
・不就学児の見える化を達成率100%　・5年後の不就学の児童生徒数3千人以内

【現状の課題】
①不就学児の**可能性**約2.0万人(見える化できておらずよくわかっていない)
②見える化できた際に、相当数不就学児がいることが判明すれば、就学に向けた対応が必要となる。

【現状の国の対策】
・学齢簿を作成するよう、各自治体に文部科学省より通達。

※その後どうするのかが不明。上記のようなKPIが必要ではないか？

義務教育範囲の現状の解釈
外国人の児童生徒については本人が希望する場合には教育を受けさせるが、特に希望の無い場合には特に面倒を見る必要がない。(背景：憲法26条にて義務教育の対象を「国民」と規定)

一方、国際人権規約では

国際人権規約

Article 13 2(a) Primary education shall be compulsory and available free to all;
第13条 2 a初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償なものとすること(外務省HP訳)
※日本国憲法98条では国際条約の順守義務を謳っており、その整合性についても課題がある。

②教育体制に関する提言案の方向性について

提言の素案②

●進学率や退学率の日本人との格差の問題

【提言するKPI】
5年後の・・・
・中途退学率5%以下　・進学率60%以上
・非正規就職率20%以下　・非進学、非就職率10%以下

【現状】（赤字が外国人高校生、カッコ内黒字が全高校生）

中途退学率 9.6%（1.3%）	非正規職率 40.0%（4.3%）
進学率 42.2%（71.1%）	非進学、非就職率 18.2%（6.7%）

②教育体制に関する提言案の方向性について

提言の素案③

●日本語指導が必要な児童生徒数の増加

【提言するKPI】
5年後の・・・
・(日本語指導が必要な児童生徒の内)日本語指導など特別な支援を受けている生徒の割合95% ※現状は75%前後

【現状の課題】
①日本語指導が必要な外国籍の児童生徒約4.0万人、日本国籍の児童生徒約1.0万人
②在留外国人の増加とともに大幅に増加傾向

提言の素案④

●学齢超過児童への教育体制の確保

【提言するKPI】
5年後の・・・
・15－17歳の高校進学率６０%強
・夜間中学校数の90校超

【現状の課題】
①学齢超過後の中学校での受入れ不可。公的な学びの場の不足（NPO法人などの支援に頼り切り）
②外国人児童生徒の高校進学率40%台

②教育体制に関する提言案の方向性について

生団連が優先して取り組むべき問題

問題点	対象年齢	子どもが学校と関われているか	推定人数、割合 ※生団連 推計値
不就学児に関する問題	6～14歳	×	最大2.0万人 約17%
日本語指導が必要な児童生徒数の増加	6～14歳	○	約4.4万人 約37%
高等教育機関への進学率や高等学校退学率の日本人との格差の問題	15歳以上	○	約9000人 約58%(※)
学齢超過児童への教育体制の確保	15歳以上	×	最大2.4万人 約62%

※外国人の高校生の内、非正規就職および就職も進学もしない人の人数と割合

何れも大きな課題ではあるものの、対象年齢が若く、現時点での学校とのアクセスがなくより危機的状況と想定される**不就学児の問題に特に取り組んでいきたい。**

※本案を叩き台に、外部有識者などへのヒアリング、意見交換なども行い、委員会での議論を深め内容を精査してまいります。理事会等機関決定後に外部発信を行う予定。

（仮称）生団連「外国人の受入れに関する行動指針案」

前文

2019 年 4 月に「出入国管理および難民認定法」が改正され、わが国においても労働者としての外国人の受入れの扉が正面から開かれました。これはわが国の将来にとって大きな前進といえるでしょう。

しかし、これだけでは不十分です。わが国は労働力の減少のみならず、消費者の減少、税および社会保障の担い手の減少という重大な問題を引き起こす人口減少という、国家の構造的問題を抱えています。これを克服し、わが国が今後も持続的に繁栄していくためには、わたしたちは労働力不足への対応という視点だけではなく、「生活者としての外国人」の受入れを進めて行かなければなりません。すでに約 280 万人（2019 年 9 月末時点）におよぶ外国人が生活していることを鑑みても、これは喫緊の課題といえます。

わたしたちは、ルールに則ってわが国に入国し滞在する外国人を生活者として受入れなければなりません。すなわち、ともに働きともに暮らす社会の対等な構成員としてお互いを理解し、尊重し合い、社会的にも経済的にも分断されることのない共生社会が構築されることが、双方にとって理想的なあり方だとわたしたち生団連は考えます。

こうした考えに基づき、わたしたちは外国人の受入れにおいて、受入れる側のわたしたち自身の根本的な心構えを示す「外国人の受入れに関する行動指針」をここに定め、わが国の外国人の受入れがより望ましい形で進捗するよう努めていくことを誓います。

①企業における行動指針

１．自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

わたしたちは在留外国人労働者を雇用するにあたり、彼ら彼女ら一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

また、就労先の変更が困難な在留資格や、その他の事由で弱い立場にある外国人労働者がいるという現実を認識し、この点についても最大限配慮します。

２．国籍による待遇などについての差別的扱いの禁止

わたしたちは、在留外国人労働者の処遇について、日本人を含め国籍等による差別的な扱いはしません。

報酬、教育訓練の機会、福利厚生、その他の待遇について、すべての労働者が公平かつ公正な基準で評価され、処せられるように最善を尽くします。

３．能力を有効に発揮できる良好な職場環境の整備

わたしたちは、在留外国人労働者が在留年限に関わらずその能力を十分に発揮できるよう、また、彼ら彼女らが日本人労働者と同等に能力向上やスキルアップを果たせるよう、良好な職場環境を整備・維持します。

４．企業・社会に貢献できる人材育成

わたしたちは、日本人と同様に在留外国人労働者の能力開発も進め、企業や社会に貢献できる人材育成に努めます。さらに、在留外国人がわが国において安定的かつ円滑に生活ができるよう、企業人としての教育に留まらず、語学やその他の教育機会を積極的に提供します。

５．本人およびその家族への生活環境整備への努力

わたしたちは、在留外国人労働者本人のみならず、その家族の生活環境整備も最大限支援します。「生活者としての外国人」という視点に立ち、安心して在留を続けられるための環境整備に努めます。

②コミュニティーにおける行動指針

１．言葉の壁の解消に向けた取組み

わたしたちは、在留外国人が日常生活を営む上で必要な情報を、行政サービスとの連携を図り、容易に入手できるよう努めます。言語教育の環境整備はもとより、医療、災害など緊急性の高い情報の多言語対応はもとより、平易な日本語の活用を進めていきます。

２．地域での生活ルールおよび生活情報などの共有促進

わたしたちは、在留外国人が地域コミュニティーに容易にアクセスできるよう努め、コミュニケーションの場の拡充により、在留外国人が生活ルールおよび生活情報の入手に困らない環境を整えます。

３．文化、慣習等の相互理解・尊重

わたしたちは、わたしたちの国や地域の文化・慣習の理解促進を在留外国人に対して積極的に行うと同時に、彼らの母語や母国文化を尊重します。言葉、文化、慣習および行動、考えは個々人を形成してきた背景により多様であることを十分に認識し、相互理解、尊重に努めます。

４．受入れ側の共生社会構築の意識強化

わたしたちは、既存の地域コミュニティーの構成員に対して、共生社会を構築する意識を高めるよう働きかけていきます。在留外国人を生活者として捉え、ともに地域を活性化していくパートナーであるという認識を地域コミュニティーの共通認識とし、意識の壁を取り除くため最善を尽くします。

５．分断を生まないための制度の壁解消に向けて

わたしたちは、在留外国人の地域社会活動への参加を阻害するなど、将来の社会の分断を引き起こしかねないような諸制度や慣行の解消に向けて誠意をもって取り組んで行くことを約束します。

以上

We Are SEIDANREN

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター レポート

SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」を目指して ―外国人の子どもの教育機会保障に必要なこととは

生団連では、「生活者としての外国人」の受入れ体制構築を重点課題の一つとして掲げ、外国人の受入れに関する委員会を中心に議論・発信を続けています。特に、外国人の子どもたちの「教育」環境未整備については重大な問題と捉えており、社会の分断を回避するためには「教育」に関する具体的な制度設計・整備が喫緊の課題であると考えています。

今号では、外国にルーツを持つ子ども・若者たちの教育支援を年間100人以上行っている青少年自立援助センターの田中宝紀様から、教育環境の実態レポートを寄稿いただきました。生団連会員の皆様へのメッセージも込められています。私たち生団連の活動の重要性があらためて認識できるレポートです。

特定非営利活動法人
青少年自立援助センター
定住外国人支援事業部
田中（たなか）　宝紀（いき）様

不就学の可能性がある外国人の子ども約20,000人の衝撃

2019年9月、文部科学省は初となる外国籍の子どもの就学状況全国調査の結果を発表しました。これは、1,741すべての自治体について、2019年5月1日時点で外国籍の学齢期児童生徒について就学しているか否か、その状況を確認できているかどうか等について調べたものです。

その結果、学齢相当にある外国人の子ども124,049人のうち、1,000人が不就学であることがわかりました。

〈学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況〉　(n=1,741)

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居（予定含む）	⑤ 就学状況確認できず	計（人）	⑥（備考）学齢相当の外国人の子供の基本台帳上の人数との差（人）
	①義務教育諸学校	②外国人学校等					
小学生相当 計	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
（構成比）	(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
（構成比）	(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
（構成比）	(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる(さらに④を加えると22,701人)。
④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際に在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

出典:文部科学省

加えて、就学しているかどうか自治体が把握を試みたものの連絡がつかず状況が確認できなかったり、就学状況確認の対象としていないため不明となった子どもたち、合計19,654人が不就学もしくは不就学の可能性があることがわかりました。

また、人数規模別での就学状況の把握状況(注)を調べたところ、住民基本台帳上の外国籍の子どもが500人以上暮らす自治体では、不就学の可能性がある子どもたちの割合が約20%前後に上るなど、対象となる数が多い場合に就学状況の把握が難しい傾向にあることがわかりました。一方で、比較的子どもの数が少ない場合でも、不就学の可能性がある子どもの割合は自治体によって5%から11.6%と、就学状況の把握のための取り組みに、自治体間によるばらつきが明らかとなりました。

(注)文部科学省『外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)に関する補足資料』に掲載
https://www.mext.go.jp/content/20191216-mxt_kyousei01-000003206_5.pdf

不就学状態の子ども
複合的なリスク抱えやすい懸念

なぜ、約20,000人もの子どもたちの就学状況が把握されていないのか。なぜ、自治体によってその取り組みにばらつきがあるのか。最も大きな要因として挙げられるのは、法的根拠の不在です。外国籍の子どもは、義務教育の対象外となっています。このため、外国人保護者の子どもが不就学の可能性が高くても各家庭に踏み込んで確認することが難しかったり、就学状況の把握の根拠自体がないため、保護者への説明や対応に困難を感じている自治体が存在しています。

また、不就学の子どもが生まれてしまう要因の一つに、学校の受け入れ体制の整備が進んでいないという問題もあります。外国人の少ない地域を中心に、学校に日本語指導体制がないことを理由に、就学・編入手続きを行わず、ほかのところや家庭で日本語を勉強してくるように求めるといった対応が見られます。また、日本語指導がないままで受け入れを行ったことで、日本語がわからない子どもが学校生活に困難をきたし、中学校を中退して不就学状態になるような事例もあります。

不就学の子どもたちは自宅にこもりきりとなったり、保護者が働くため小さなきょうだいの面倒や家事を親代わりとして担ったり、年齢を偽り働いていたりなど様々な生活を送っています。教育機会から断絶されていることにより、行政にもその存在が把握されづらいことで、その子どもの健康状態や安全かどうかを確認する機会がほとんどありません。また、万が一安全に過ごせない環境にあっても、子ども自身がSOSを発することが難しい状況です。教育を受ける機会を失っている中で、心身の健康な発達への影響も懸念されます。私たちがこれまでに支援してきた不就学の子どもの中には、幼少期に来日して

子どもたちの教育を受ける権利を社会全体で守っていかなくてはなりません(写真提供:青少年自立援助センター)

以降一度も保育園や学校へ行ったことがないという小学生がいましたが、貧困やネグレクトといった複合的な困難を抱えており危険な状態でした。

現在、外国籍の子どもの就学状況の把握については国レベルでも検討が進んでいます。まずはすべての自治体に、外国籍の学齢期の子どもの就学状況把握を義務付けることが必要です。先駆的な取り組みを行ってきた地域では、多言語に翻訳された就学案内の送付や窓口での多言語対応の強化、ソーシャルワーカー等を活用した不就学の可能性がある家庭への全戸訪問など、一定の成果につながった取り組みやそのノウハウが蓄積されています。これらの先駆事例をもとに、各自治体が不就学ゼロを目指してゆくことが急務です。

社会全体での取り組みが必要不可欠

一方で、国や自治体の取り組みには少なからず限界や隙間が生じてしまうものです。行政任せでは間に合わない部分は、NPOや企業、地域住民などによる民間の取り組みが必要不可欠です。特に不就学状態にある子どもたちは、行政が「発見」することが難しい存在です。民生委員や教会、同国出身者コミュニティなどにより草の根で見つけられることもありますが、発見のための「目」は多いに越したことがありません。子どもの安全確保のためにも1人でも多くの関与が必要です。

また、外国人保護者自身も、言葉や文化の壁がある中での子育て・子どもの教育について悩みを抱えていたり、不安を感じているかもしれません。彼らが安心して子育てができる環境の整備も、子どもの教育機会の保障にとって欠かせない重要事項です。

そこで、生団連企業会員の皆様にお願いしたいことは、皆様の直接あるいは間接的に雇用を行っている従業員に、子どもを持つ外国人保護者がいるような場合には、そのお子さんの就学状況を含めた教育機会へのアクセスがきちんと確保されているか、について関心を持っていただきたいということです。

例えば、採用後に「お子さんの学校はもう決まっているの?」などと声をかけていただいたり、義務教育ではないけれど外国人の子どもも日本の学校で学べることなどを伝えていただく等のささやかな取り組みが功を奏するかもしれません。

現在は自治体や弁護士会などで多言語の無料相談会を定期的に開催していたり、恒常的な相談窓口が設置されている場合も増えてきました。教育や子育てでの悩みを抱える外国人保護者がいれば、どこで相談可能なのかといった情報提供も重要なサポートとなります。

また、あまり多くはありませんが、外国人の中には悪質なブローカーに騙され、多額の借金を背負って来日した上、ブローカーが用意した住居で半ば軟禁状態におかれるケースがあります。私たちも同様の事例で、派遣先と

してサービス業や工場のライン作業などで昼夜問わず働かされていたという外国人保護者に出会ったことがあり、そこに子どもが帯同している場合は、教育機会が限定されやすい可能性を疑う必要があります。また、前述のとおり、不就学状態の10代の子どもが年齢を偽り、児童労働をさせられていたという事例もあります。

ぜひ会員の皆様の周辺で、このような状況に置かれた外国人保護者や子どもがいないかどうか、改めて関心を持っていただきたいと思います。

近年、話題となっているSDGs（持続可能な開発目標）の目標4は「質の高い教育をみんなに」であり、具体的なターゲットとして「教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」ことなどが盛り込まれています。

すべての子どもたちが、どこにいても安心、安全な状況で質の高い教育機会へのアクセスが保障されることの大切さは疑う余地がありません。日本国内で暮らす、外国籍の子どもたちや海外にルーツを持つ子どもたちの教育機会拡大および外国人保護者の就労、子育て環境の充実と拡大に向けて、社会全体で取り組んでいけたらと願っています。

「エネルギー・原発問題」委員会 より

第3回「エネルギー・原発問題」委員会

2020年2月25日(火)15:15～17:15　TKPガーデンシティPREMIUM京橋

第3回「エネルギー・原発問題」委員会を開催し、これまでの活動進捗の報告と、来年度活動の方向性について議論を行いました。

また、東京財団政策研究所　資源・エネルギーユニット研究員　平沼　光　様に「世界で進むエネルギー転換と日本のエネルギー政策」と題して、ご講演いただきました。

▲髙島屋
鈴木会長(座長)

▲東京都地域婦人団体連盟
谷茂岡会長(共同座長)

【来年度活動の方向性】

①エネルギー政策に関する「提言」の発信

- 2021年第6次エネルギー基本計画策定が予想される中、**ファクトに基づく透明性の高い議論を喚起していく。**
- 「海外では再生可能エネルギーを中心としたエネルギーシステムへの転換が着々と進んでいるにも関わらず、日本での進捗がそれに比べて低位にあるのはなぜなのか」という観点で、**制度的・技術的諸課題の中から数点取り上げて論点を絞り、具体性のある提言とする。**

②原発問題「ファクト」の発信

- 大筋は委員会での発信案の通り。
  ((1)国内原発の現状(2)核廃棄物の処分問題(3)福島第一原発事故)
- 加えて、義務教育段階での**原発、放射線についての教育実態について調査。**ファクトに盛り込むことを検討。

③省エネに関する会員企業取組み紹介

- 現在ヒアリング中。
- 今後もヒアリングを進め、内容をメールマガジン「生団連通信」や会報誌で適宜発信することを検討。

講演 「世界で進むエネルギー転換と日本のエネルギー政策」

▲東京財団政策研究所 平沼様

【講演要旨】

◆世界で進むエネルギー転換

- エネルギー転換の推進要因となったのはまず「気候変動問題」。IEA（国際エネルギー機関）によれば、産業革命前からの気温上昇2℃未満という目標達成のためには2040年時点で再エネ割合60%の実現が必要。欧米を中心に再エネ導入拡大、石炭火力発電フェードアウトの取り組みが進められている。
- ICT（情報通信技術）の進歩により変動性のある再エネを電力系統に統合し、需給計画の中に組み込むことが可能になった**（IoE=インターネット・オブ・エナジー）**。
- V2G（Vehicle to Grid）
  …晴れた日に再エネで余った電力は街中のEV（電気自動車）に貯め、曇り・雨で足りないときはEVから電力を融通してもらう。系統安定化の役割をEVが担う。系統安定化に貢献した報酬をEV所有者が電力会社から受け取ることで、結果、リーズナブルに自動車を所有・運転できるということも考えられる。EV 1台あたり年間5−13万円の報酬が得られると試算されている。
- **欧州では今や再エネが最も安い電源になりつつある。**
- 欧米では事業者も供給者も市場も変化。市場については、**クリーンエネルギー市場**（=再エネ導入と需給調整システム構築 その他）**ができあがりつつある。** 2013年40兆円であったが、**2030年160兆円**（≒世界の自動車産業の規模）を見込む巨大市場。このグローバル市場でのシェア獲得のために各国が自国での再エネ導入拡大を進めている。

◆日本のエネルギー政策を考える

- 従来の「3E+S」ではなく**「3E+C+S」**で考える必要がある。
  ※C=Competitiveness in the clean energy market（クリーンエネルギー市場での競争力獲得）
- 地域由来である再エネは、**地産地消が最も効率的。** 地域の理解と主体的な参加が不可欠。
  注目されているのが**ドイツのシュタットベルケ**。再エネ発電事業だけでなく、ガス事業や熱供給事業など様々な公共サービスを幅広く担い、内部相互補助により採算性を安定させ、地域住民に様々な公共サービスを提供。**再エネの変動性調整はアグリゲーターカンパニーが一手に担っている。**
- 日本がポテンシャル発揮できるのは洋上風力。これまで遠浅の海が少なく風力は難しい（着床式洋上風力の適地が少ない）と言われてきたが、スコットランドでは**浮体式洋上風力**の実証試験が成功し、商業化も進んでおり、日本での商業化も実現の可能性が高まっている。
- 再エネの導入拡大は石炭火力発電にとっても喜ばしいこと。再エネ余剰電力で水を電気分解→取り出した水素を石炭火力発電の排出CO_2の炭素と化合させて天然ガスに**（メタネーション）**→パイプラインで事業者・家庭に供給という一連の流れを作れば、石炭火力発電の実質CO_2フリー化につながる。

◆エネルギー転換に伴うリスク

- エネルギー転換は化石燃料依存を解消する一方、**鉱物資源への依存を高めるというリスクもある。** 第二、第三のレアアースショックが起こる可能性がある。欧州では**サーキュラーエコノミー**の考え方が提唱され、産業経済戦略としての3Rが重要となっている。再生資源の利用が国際流通における基本ルールとなる可能性もある。リサイクル内訳の多くが焼却、熱回収（サーマルリサイクル）の日本はこのままでは対応が困難になる。

◆ファクト・エビデンスベースの政策を

- 本来、エネルギー政策は分野横断的な課題であり、一つの省庁で策定するような性格のものではない。
- 各省庁の研究機関の他、生団連のような国民団体、各地域の住民等も含め、一つのプラットフォームで**ファクト・エビデンスベースの議論**が行われ、皆で明確な結論を一つずつ出していくことが重要なのではないかと考えている。

【質疑応答】

- シュタットベルケが非常に参考になった。日本の自治体では公社をよく作っているが、シュタットベルケの導入可能性はどれほどのものか。
- 縦割りの日本の公共事業体の中では、シュタットベルケの立ち上げや運営の働きかけが難しいのでは?

（平沼様返答）

十分に可能性はあると思うが、シュタットベルケと第三セクターの相違点を予め明確にしておかないと失敗してしまう。日本の第三セクターが失敗したのは見込みの甘さが原因。顧客ニーズを掴めておらず、赤字を出し続けて破綻したところが多い。

ドイツのシュタットベルケが違うのは、住民投票等地域の声を反映して立ち上げているところ。ニーズの確認が取れているので続いていく。さらに利益が地域に還元されるとなれば、地域のために多少高くてもシュタットベルケの公共サービスを利用するようになり事業の継続性が高まる。地域理解が極めて重要。

日本版シュタットベルケを立ち上げようと協会もできあがっている。地方創生の機運もあり実現可能性は高まっている。トリガーの存在が必要で、一つ事例ができれば途端に広がっていくと思う。

2020年2月25日（火）

SEIDANREN 生団連

第3回
「エネルギー・原発問題」委員会

国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）

今年度活動の振り返り

SEIDANREN 生団連

【2019年度：“わが国のあるべきエネルギー政策を考える「議論の輪」の拡大” ～再生可能エネルギー・原発の2軸での調査研究～】

時期	活動内容	確認事項・方向性
（3月）	**第1回「エネルギー・原発問題」委員会　開催** 広く世界・日本のエネルギー政策を要約し論点整理	**「再エネ」・「原発」の2軸**で、生団連の強みである「現地現物活動」「内外ネットワーク」を活かした調査研究を進める方向性を確認。
3～6月	**消費者部会・企業部会幹事会・理事会・総会** 第1回委員会の開催報告 総会で活動計画を承認	**“わが国のあるべきエネルギー政策を考える「議論の輪」の拡大”**を今年度活動計画に据えた。
7月	**委員会主催　勉強会開催** 講師：橘川武郎　氏 （東京理科大学大学院教授）	講師は、2018年閣議決定された**「第5次エネルギー基本計画」策定の当事者**（エネ庁　基本政策分科会委員）。**再エネ拡大、今後の国内原発のあり方等について具体的方策の研究にも注力することに合意。**
7～10月	**施設見学・有識者へのヒアリング**	**再エネ拡大のボトルネック解消の具体的手段、原発の核廃棄物の処分問題**について。

今年度活動の振り返り（続）

【2019年度：“わが国のあるべきエネルギー政策を考える「議論の輪」の拡大”　～再生可能エネルギー・原発の2軸での調査研究～】

時期	活動内容	確認事項・方向性
11月	**第2回「エネルギー・原発問題」委員会　開催** 講師：岡本　浩　氏 （東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長）	**来年度活動の方向性①** 委員会での議論内容をまとめ、**理事会、総会での承認を前提に「提言」を発信** **来年度活動の方向性②** **省エネについての生団連会員企業・団体の取組み紹介** それぞれについて確認。
11月～12月	**消費者部会・企業部会幹事会・理事会**	上記①・②の方向性承認とともに、 **来年度の活動の方向性③** **原発問題についての「ファクト」の発信** について確認、承認。

本日は、主に①・③の発信内容・方向性について議論を深めたい

※②については、現在会員企業へのヒアリングを実施中。
メルマガ「生団連通信」や会報誌での紹介・共有を検討。

事務局より報告

(1)来年度提言への論点提示

(2)原発問題の「ファクト」発信について

(3)今後の活動予定

(1)来年度提言への論点提示

各国電源構成比（2018年、17カ国）

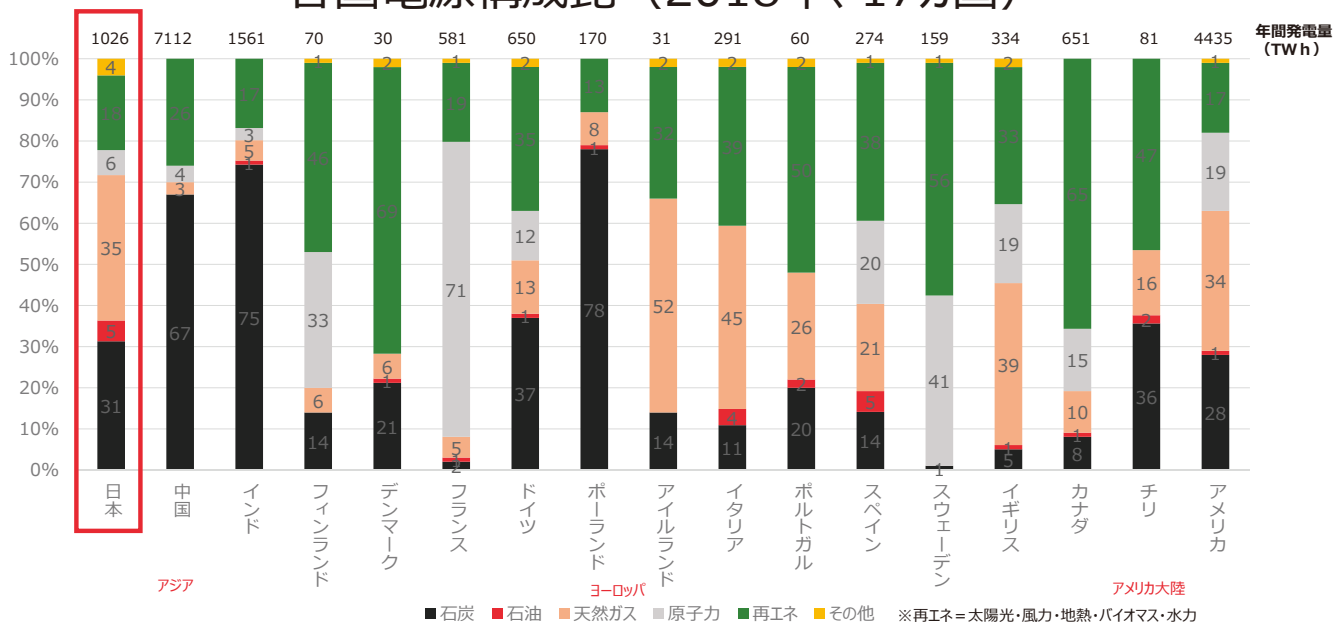

IEA、自然エネルギー財団HPより生団連作成

(1)来年度提言への論点提示

【改めての確認・・・】

◎第5次エネルギー基本計画に見る将来的な各電源の位置づけ

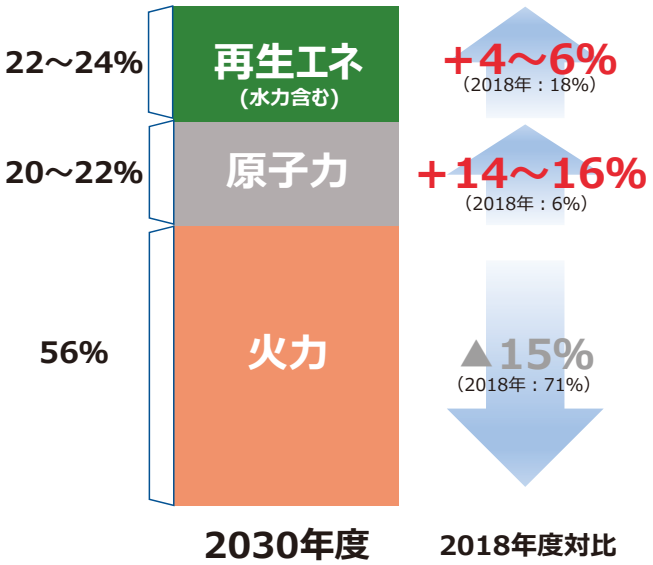

再エネ

主力電源化への確実な布石として、系統強化・規制の合理化・低コスト化等を進め、経済性等とのバランスもとれた開発を引き続き積極的に推進

原子力

安定的・効率的な**ベースロード電源**として、安全と国民理解を前提に、メリットを活かせる規模まで規制に基づく再稼働を進めるが、依存度は極力低減

火力

出力調整に資する重要な**ミドル、ピーク電源**として、高効率化や次世代化を推進し、各資源の特性に応じ、環境負荷の低減を見据えつつ活用

(1)来年度提言への論点提示

エネルギー政策の基本的視点とされる「3E+S」

第1回「エネルギー・原発問題」委員会資料より

Energy Security
安定供給(重要なインフラとして)
安全保障(自給の必要性)

Environment
環境適合(周囲や自然への負荷)
脱炭素化(気候変動リスク)

Economic Efficiency
経済効率(発電コスト)
国民負担(電気料金)

Safety
安全確保(技術・管理の信頼性)
事故対策(リスクへの対応体制)

意識すべき最近のトピック
相次ぐ自然災害
ブラックアウト
産油国の情勢
ESG投資
パリ条約
原発事故の影響
：

「**Sを大前提**に**3Eをいかにバランスよく確立するか**」という観点でグランドデザインを描くことが必要

(1)来年度提言への論点提示

“Energy Security” 極めて低位にある日本のエネルギー自給率

主要国の一次エネルギー自給率比較(2017年)

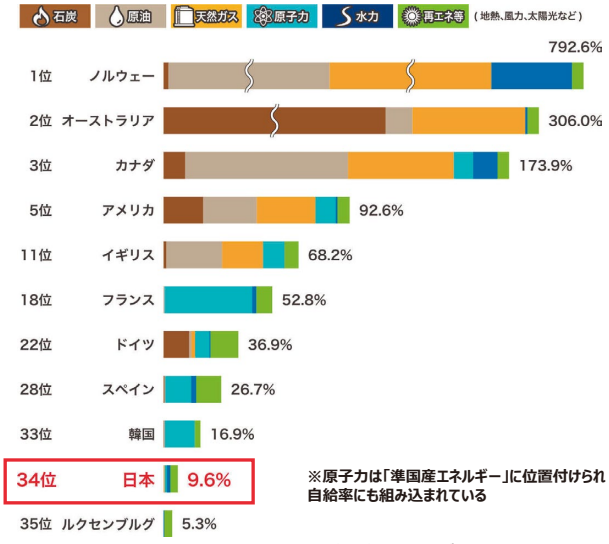

※原子力は「準国産エネルギー」に位置付けられ自給率にも組み込まれている

経済産業省HP「エネルギーの今を知る10の質問」

日本のエネルギー自給率推移

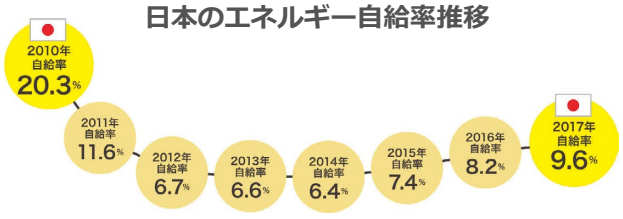

経済産業省HP「エネルギーの今を知る10の質問」

・2011年の東日本大震災以後、日本のエネルギー自給率は**10%を割り込む状況**が続いている。
・OECD加盟国中では**35カ国中34位**と、**極めて低位**。
・日本において**自給率向上に活用できる電源は再エネ（及び原子力）**。

・また、特に中東に偏っている石油調達には**ホルムズリスク**が存在し、**各資源の調達手段多様化によるリスク分散**も必要な観点となる。
（70年代オイルショック後に日本は石炭火力発電を拡大）

(1)来年度提言への論点提示

“Energy Security” レジリエンスとしての分散型電源や地域間連系線の増強

2018年9月6日北海道胆振東部地震によるブラックアウト

2019年9月の台風15号で大規模停電が発生する中、新電力会社（自治体出資）の発電設備と自営線により数時間で電力復旧を果たした千葉県睦沢町
（2020年1月22日　日本経済新聞）

◎北海道胆振東部地震における発電所停止の概略（発生順）

① 苫東厚真火力発電所（2号機･4号機）の停止（116万kW）“機器損傷”
　➥道内需要（約310万kW）の**約半分をカバー**していた
② 風力発電所の停止（17万kW）“供給＜需要となり周波数低下”
③ 水力発電所の停止（43万kW）“複数の送電線の損傷”
④ 苫東厚真火力発電所（1号機）の停止（30万kW）
⇨ブラックアウト発生　**“複数の要因により連鎖的に発電所が停止”**

※本州からの送電（**北本連系線：当時60万kW**）行われるも足りず

経済産業省HP
「日本初の“ブラックアウト”、その時一体何が起きたのか」より

・北海道でのブラックアウト発生後、**災害時におけるレジリエンス（回復力）確保**が大きな論点の一つになっている。
・**太陽光や小水力、バイオマス等の電源を「分散型電源」として活用**する他、**EV（電気自動車）を地域の足＋非常用電源として活用**する構想。
・**発送電分離（今年4月～）、配電の免許制導入（見込み）**で新電力による事業が進みやすくなる？
・**ドイツ**では各地に**シュタットベルケ**という自治体・住民出資の**総合インフラ運営会社**（電力・水道・交通等）が存在し、地域へ包括的なサービスを提供している。

・北本連系線については30万kW増強（2019年3月運転開始）。
⇨**他の地域間連系線についても、透明性の高い費用便益分析（＝投資費用と得られる有形・無形の「価値」の比較）に基づく適切な投資が必要。**

(1)来年度提言への論点提示

“Environment” 化石燃料（特に石炭）への風当たりが強まる中、今後の見通しは？

JCLP（日本気候リーダーズパートナーシップ）資料より

◎ダイベストメントの例

世界	・世界銀行→石炭火力発電への融資制限を表明（2013年）
	・ノルウェー政府年金基金→石炭関連77社からの投資引揚げを表明（2015年）
	・アクサ（フランス）→石炭関連事業から総額約24億ユーロの投資引揚げを表明（2017年）
	・ＤＢＳ、ＯＣＢＣ（シンガポール銀行大手2行）→石炭火力発電への新規融資停止を表明（2019年）
国内	・第一生命→海外石炭火力発電への投融資中止を表明（2018年）
	・日本生命→国内外の石炭火力発電への新規投融資停止を表明（2018年）
	・三井住友銀行→石炭火力発電への融資基準を「超々臨界圧」以上に限定する方針を策定（2018年）
	・三菱ＵＦＪＦＧ→石炭火力発電への新規融資原則停止を表明（2019年）
	・みずほＦＧ→石炭火力発電への融資基準を「超々臨界圧」以上に限定する方針を策定（2019年）

・**ESG投資の潮流が本格化。**脱炭素の観点から**石炭火力への風当たりが増し、投資撤退（ダイベストメント）が相次ぐ。**

・**再エネ導入拡大への圧力が強まる。**
米アップル社が自社だけでなく、サプライヤーに対しても納入品製造を再エネ100%で行うことを求めるなど、**サプライチェーン全体での再エネ100%実現を求める動き**もある。

・また、原子力業界からは、**脱炭素の観点で原発稼働の必要性が提唱される**ことが増えてきている。

(1)来年度提言への論点提示

“Environment”　**途上国を中心に続いている石炭利用**

◎世界の発電電力量推移

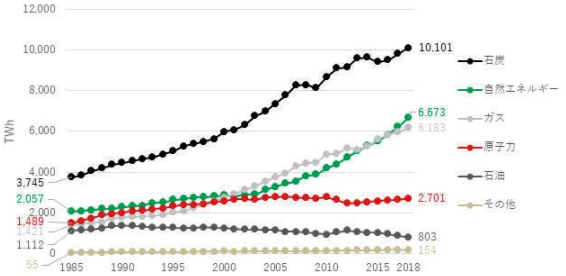

◎世界の電源構成（2018年）

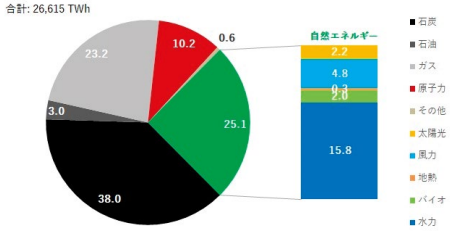

いずれも自然エネルギー財団HP

・自然エネルギー（＝再エネ）の伸びが顕著であるが、世界全体での電源構成では**石炭火力が依然として最大**。

・途上国を中心に化石燃料の利用が続く国も存在する中、「日本の**先進石炭火力発電技術の輸出によるCO2削減・大気汚染対策**を進めるべき」、「日本が石炭火力輸出を縮小させても石炭火力の世界的な減少にはつながらず、**一帯一路政策を進める中国による石炭火力技術輸出が増えることになるだけ**で、**経済・外交上のデメリットが大きい**」という論も存在する。

・石炭火力発電により排出されるCO2の利活用（メタネーション＝水素と合成してメタン化、人工光合成、触媒開発、トマト等の促成栽培への利用等）が商業ベースに乗るにはしばらく時間がかかる？

(1)来年度提言への論点提示

各国電源構成比（2018年、17カ国）**※石炭火力割合順**

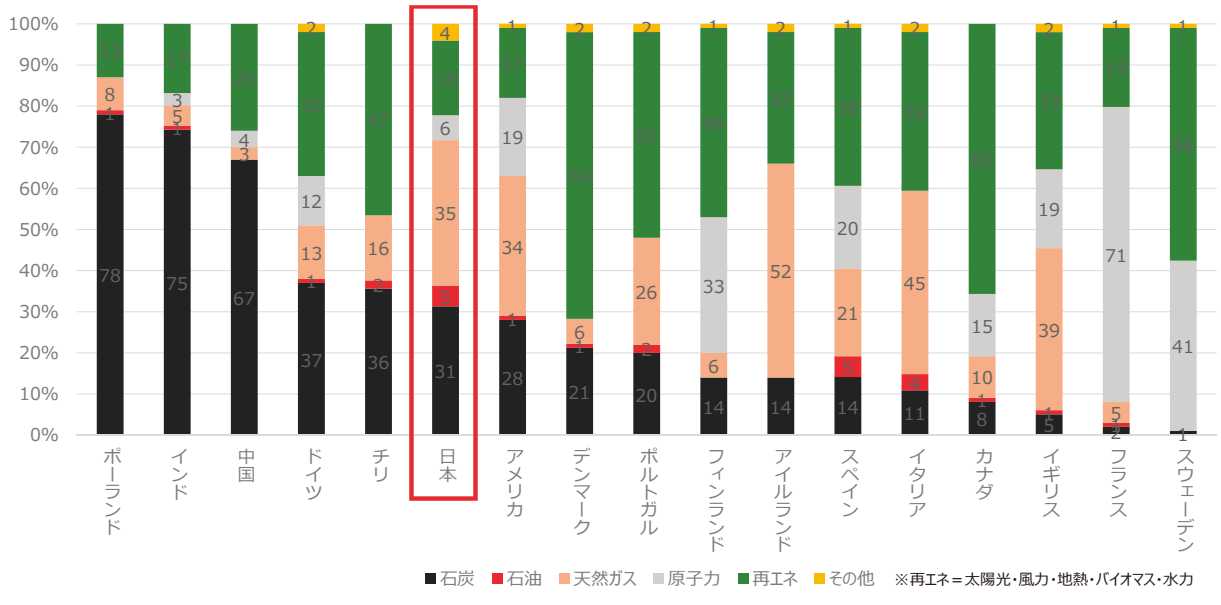

IEA、自然エネルギー財団HPより生団連作成

(1)来年度提言への論点提示

“Economic Efficiency”

太陽光発電コスト（円／kWh）2016年

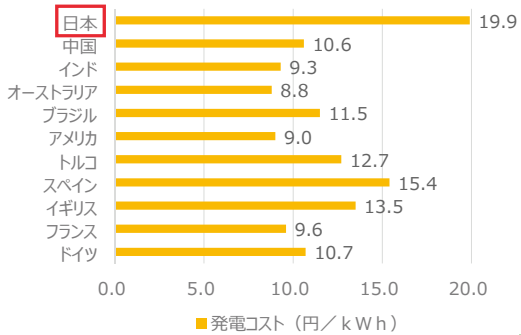

世界的には再エネ価格下落　日本は高コスト

風力発電コスト（円／kWh）　2016年

第2回「エネルギー・原発問題」委員会資料より

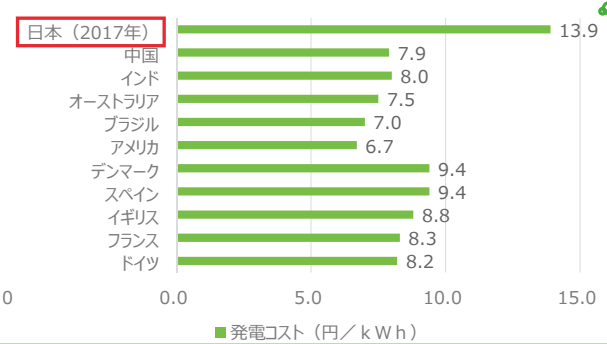

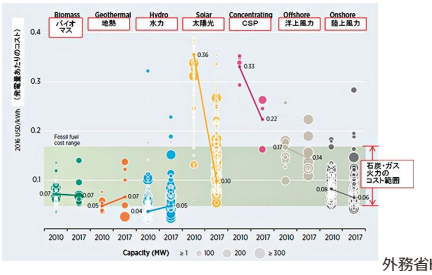

・世界的には、再エネの発電コストは化石燃料、原子力による発電コストと**同等かそれ以下**まで下がってきている（左下図）。
・一方、日本における再エネ発電コストは**依然高位**。
・FIT（固定価格買取制度）による賦課金（国民負担）は**足元で2.4兆円、2030年度には4兆円程度になる**と思われる。
（2030年以降は高価格の買取契約の終了で漸減していく見込み。）
⇨**「投資・負担コスト」と得られる「便益」について今一度透明性の高い分析・議論を行う必要。**

外務省HP　IRENA発行「再生可能エネルギー発電コスト2017」レポートの概要

(1)来年度提言への論点提示

“Safety”

どの電源にも事故リスク・健康へのリスクは存在し、ゼロにはならない
リスク低減への不断の努力が求められるとともに、外部コストとしての適切な評価が必要

再エネ

太陽光パネルの発火、不法投棄による環境破壊リスク
風車の騒音・低周波による健康へのリスク　等

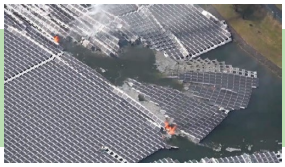

原子力

事故での被曝リスク／ 海洋、土壌汚染リスク
放射性廃棄物（核廃棄物）・プルトニウムの処分問題　等

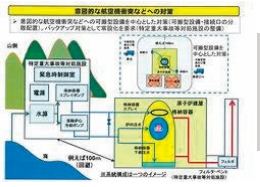

火力

事故による発火リスク
大気汚染（SOx、NOx）による健康へのリスク　等

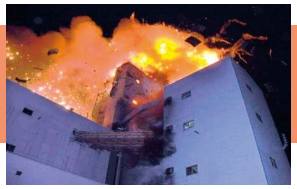

(1)来年度提言への論点提示

【まとめ】

	ネガティブポイント	ポジティブポイント
再生エネ（水力含む）	・（日本では）発電コスト高位 ・（太陽光・風力）出力変動性 ・系統制約（第2回委員会より） ※既存の電力システム・市場の問題？（要調査） ・事故、太陽光パネル不法投棄問題 ・騒音等健康リスク	・エネルギー自給率向上 ・災害時レジリエンス ・脱炭素（ESG投資） ・（世界的には）発電コスト低位
原子力	・放射性廃棄物（核廃棄物）処分問題 ・増大するプルトニウム ・被ばくリスク、海洋・土壌汚染リスク	・（エネルギー自給率向上） ・脱炭素 ・（既設のものは）経済性 ・エネルギー効率大
火力	・（石油）ホルムズリスク ・脱炭素（ダイベストメント） ・CO2、大気汚染リスク	・（石炭）調達手段の多様化 （＝エネルギー安全保障） ・発電コスト低位

様々な要素の包括的検討、透明性の高い費用便益分析に基づき将来的なエネルギー政策が明確に示される必要がある。

(2)原発問題の「ファクト」発信について

「原発問題」については、2018年度（平成30年度）から調査研究を開始

時期	活動内容	方向性
2018年4月	理事会 2018年度の事業計画について意見交換	「原発問題についても、賛否ということではなく生活者目線で議論を進めてはどうか」という意見から、調査研究を開始
〃 5～6月	各部会・総会 同問題の議論をスタート 総会で事業計画を承認	「核廃棄物」を原発が抱える最大の問題（賛否を問わず向き合わなければならない問題）と位置づけ、政策の見直し等も含めて議論
〃 9～10月	現地調査 フィンランド、青森県の原発関連施設へ	核廃棄物の現地調査として、最終処分場、再処理工場等を視察。他国との比較も含め、わが国の原発問題を再整理
〃 10～11月	各部会・理事会 調査結果を踏まえた論点について意見交換	「事実・現実としての原発問題」として論点を整理。

・原発については、**感情的な「賛成」・「反対」の二分論に陥りがち。**今後の日本のエネルギー政策における原発の位置づけや課題について、建設的な議論が行われていないことに対する問題意識。

・2019年度についても、**原発への賛否を問わず向き合わなければならない「放射性廃棄物（核廃棄物）」**の問題を中心に調査研究。

できる限り客観的な「ファクト」を集め、発信することで、国民的な議論を喚起していきたい。

(2)原発問題の「ファクト」発信について

1国内の原発の稼働状況
・3.11時点と現在
・特定重大事故等対処施設
・原子力人材の減少

2放射性廃棄物（核廃棄物）
・核燃料サイクルの頓挫
・使用済み核燃料
・プルトニウム
・放射性廃棄物の分類
・放射性廃棄物の処分

3福島第一原発事故
・廃炉作業の計画と現状
・処理水
・除染土
・事故処理費用

別添資料参照

原発問題
～「ファクト」の発信（案）

はじめに

生団連では、2018年度より「原発問題」について調査・研究を行ってきました。特に2011年の東日本大震災により発生した福島第一原発事故以降、わが国のエネルギー政策における原発の位置づけについては政官民それぞれにおいて様々な議論が行われておりますが、とかく感情的な「賛成」・「反対」の二分論に陥りがちです。

「放射性廃棄物（核廃棄物）」の処分や、福島第一原発事故によって現在もなお発生している汚染水、除染土の処分については、本来国民一人一人が原発への賛否を超えて主体的に考えていかなければならない問題であると考えます。

この度、原発に関する「ファクト」を集め、まとめました。
単なる「賛成」・「反対」ということを超えて、わが国において原発と向き合っていくための議論の一助になりましたら幸いです。

目次

1国内原発の稼働状況

“今後、原発による電力の安定供給は可能か？”

(1)3.11時点と現在

(2)電源構成の変化

(3)2030年電源構成

(4)特定重大事故等対処施設

(5)原子力人材の減少

2放射性廃棄物（核廃棄物）

“最終的な処分は見通せず、溜まり続けている”

(1)核燃料サイクルの頓挫

(2)MOX燃料

(3)使用済み核燃料

(4)プルトニウム

(5)放射性廃棄物の分類

(6)放射性廃棄物の処分

3福島第一原発事故

“日々行われている廃炉に向けた作業と、増える処理水・除染土”

(1)廃炉作業の計画と現状

(2)処理水

(3)除染土

(4)事故処理費用

1国内原発の稼働状況

“今後、原発による電力の安定供給は可能か？”

①国内原発の稼働状況

(1)3.11時点と現在

“震災後、稼働原発は大幅減少”

・2011年3月11日時点

既設：54基　**4896万ｋW**

（うち稼働中：35基、定期検査等停止中：19基）

廃炉決定：3基

建設中：3基

計：60基

・2020年2月3日現在

稼働中：7基

定期検査停止中：2基

913万ｋW

新規制基準適合性審査　許可：6基

〃　申請中（未許可）：10基

未申請：9基

廃炉決定（廃炉作業中含む）：24基

建設中：3基

（うち新規制基準適合性審査申請中：2基）

計：60基

福島第一原発事故後、原子力規制委員会にて策定。原子力施設の設置や運転等の可否を判断する基準となっている。

①国内原発の稼働状況

（現在の稼働状況）

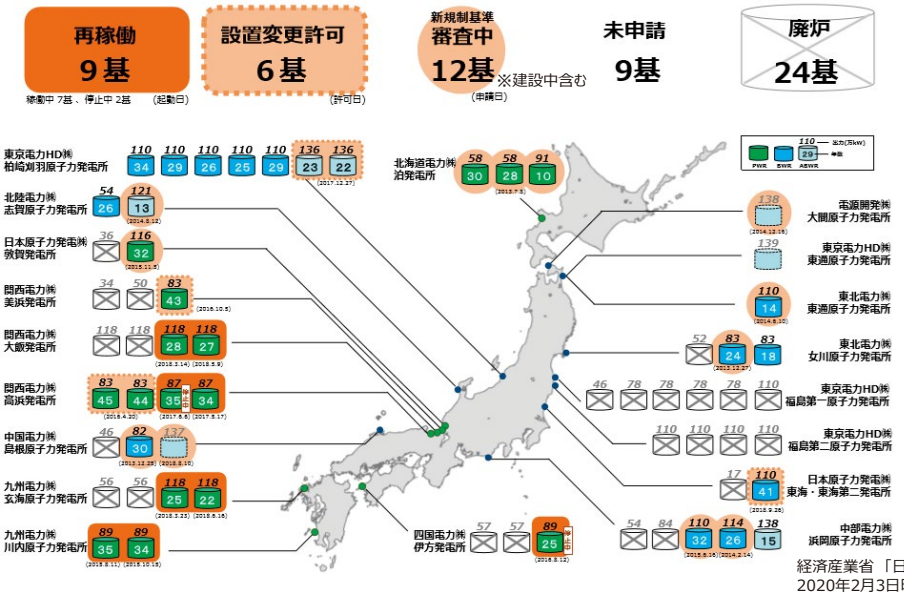

経済産業省「日本の原子力発電所の状況」
2020年2月3日時点

①国内原発の稼働状況

(2)電源構成の変化

“発電量も減少”

発電電力量構成比（%、2010年）
総発電量：11,494億kWh

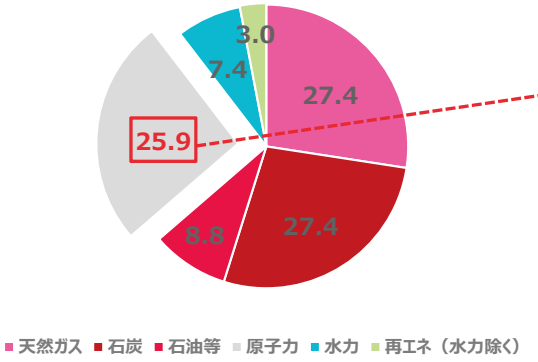

発電電力量構成比（%、2017年）
総発電量：10,602億kWh

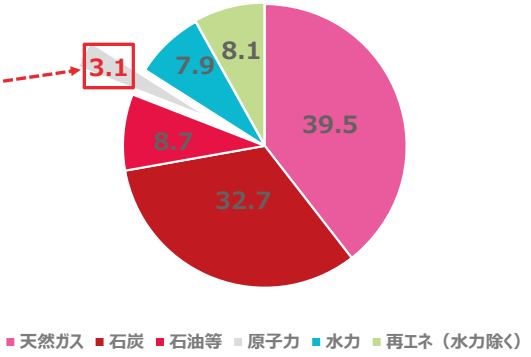

①国内原発の稼働状況

(3)2030年電源構成

“現状と将来の計画値との乖離”

第5次エネルギー基本計画より
発電電力量構成比計画値（%、2030年）
総発電量：10,650億kWh

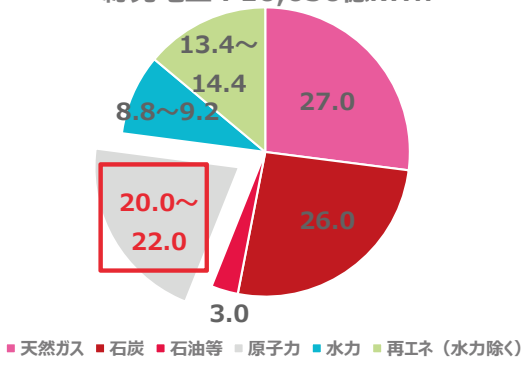

・2030年の発電電力量に占める原子力の割合は**20～22%**の計画。

・これは、おおよそ**原発30基分**（1基あたり約100万kW、設備利用率約70%）が稼働して得られる電力量となる。

・再稼働未申請の原発も複数存在し、地元合意の難しさも増している中、**計画達成は極めて困難になってきている。**

①国内原発の稼働状況

(4)特定重大事故等対処施設

“再稼働後の運転停止を迫られる例も･･･安定稼働･供給への険しい道のり”

「特定重大事故等対処施設（特重施設）」

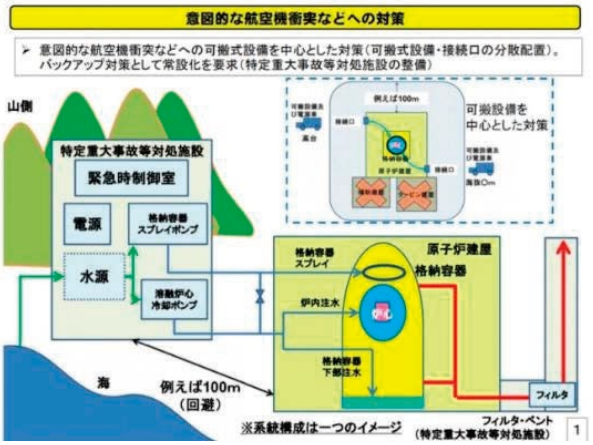

原子力規制委員会資料

・原子力発電所がテロ攻撃等を受けた際、中央制御室から運転員が避難して中央制御室から離れた（100m以上）別の場所から原子炉を制御して原子炉の事故を防止するための施設。
2013年施行の新規制基準に盛り込まれた。

・原子力規制委員会は再稼働に向けた**工事計画認可から5年以内の設置**を要求し、**特重施設の完成が遅延した場合、完成まで運転停止とする方針**を決めている。

・また、自然災害等に対する新知見が得られた場合には、**稼働後であっても都度追加の対応が必要**となっている**（バックフィット規制）**。

・九州電力　**川内原発1･2号機**は**特重施設完成遅延により2020年3･5月にそれぞれ運転停止**となることを発表。

・関西電力　**高浜原発3･4号機も同様に2020年8･10月に運転停止**となることを発表した。

①国内原発の稼働状況

(5)原子力人材の減少

“減少している原子力人材　原発の維持･廃炉共通の課題”

直近10年の原子力従事者数

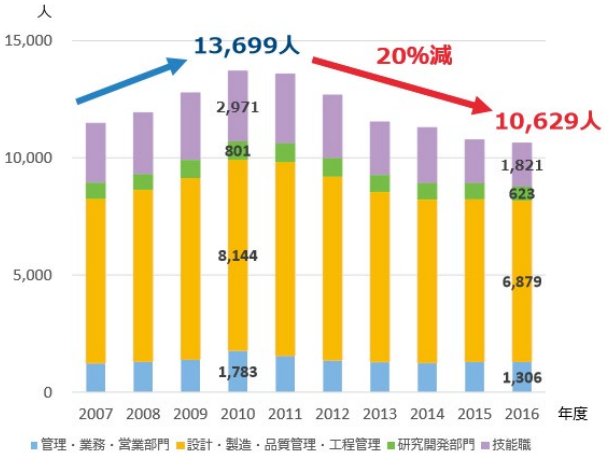

経済産業省「原子力発電所の解体（一般廃炉）の 現状と課題について」

・福島第一原発事故を境に、**原子力関連の従事者数は減少傾向。**

・これは原発の維持、管理にとっての課題であるのみならず、既に決定している20基超、そして今後運転期限（40年or60年）を迎えてさらに増えると見込まれる**原発の廃炉作業にとっても大きな課題**となっている。

②放射性廃棄物（核廃棄物）

“最終的な処分は見通せず、溜まり続けている”

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(1)核燃料サイクルの頓挫

“日本の原発政策の大前提の頓挫”

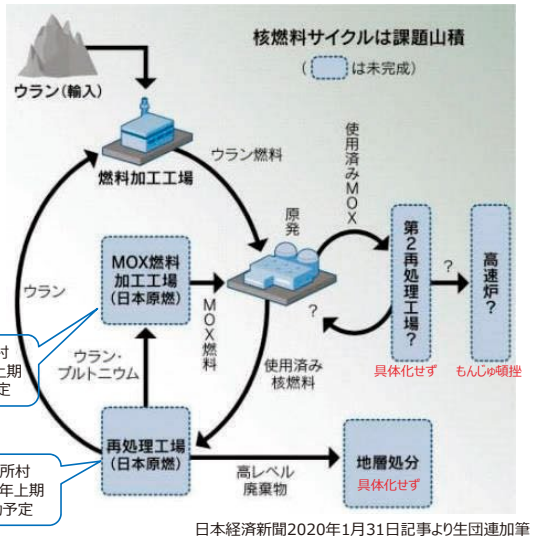

日本経済新聞2020年1月31日記事より生団連加筆

各電力会社では「加工中等核燃料」（≒使用済み核燃料）として資産計上されている。
ex.関西電力：4000億円超（連結売上高約3兆3000億円、営業利益約2000億円）

・**使用済み核燃料を再処理し、MOX燃料として再利用**（さらにMOX燃料も再処理、加工して再々利用・・・）するというのが「核燃料サイクル」の基本コンセプト。

・これにより、最終処分対象の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）発生量も減らす目算であった。

・再処理工場、MOX燃料加工工場は2020年1月現在未稼働。

・**MOX燃料の大消費先となるはずであった高速炉の開発の進捗は芳しくない。**（高速増殖炉もんじゅの廃炉決定、フランスの実証高速炉ASTRIDの開発凍結）

・軽水炉でのMOX燃料利用（プルサーマル）は行われているものの、、**大部分の使用済み核燃料、MOX燃料、プルトニウムは行き場が無い状況。**

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(2)MOX燃料

“プルサーマルでのウラン資源節約効果は僅か”

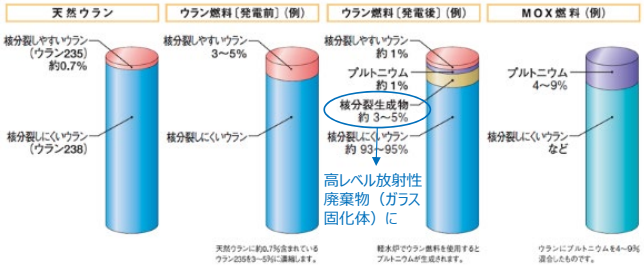

日本原燃HPより生団連一部加筆

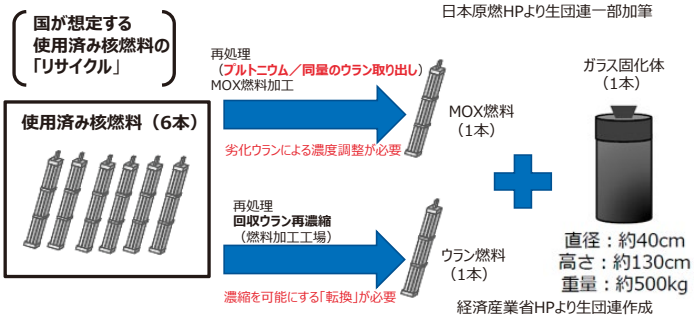

経済産業省HPより生団連作成

・MOX燃料の製造効率は、おおよそ**使用済み核燃料6本につき1本。**

・しかし、MOX燃料製造の際には劣化ウラン（ほとんどウラン235で構成）で濃度調整が必要で、**使用済み核燃料のみから出来るわけではない。ウラン資源節約効果は1割程度。**

・また、再処理、プルトニウム取り出し後の残ったウラン（回収ウラン）を再度濃縮してウラン燃料を製造することも技術的には可能だが、再濃縮前に必要な「転換」（ウランの化学的な性状を変える）を行うことができる工場が国内にないため**現状は極めて困難。**

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(3)使用済み核燃料

“溜まり続ける使用済み核燃料”

・使用済み核燃料：約18000t（原発内使用済み燃料プールの**7割超**が埋まっている）

※100万kW級原発1基あたり約20t／年の使用済み核燃料が発生。

・原発によっては、格納間隔を狭くしたり（**リラッキング**）、数年経過し温度が下がってきたものを順次**乾式貯蔵**に回すなど容量確保の努力が行われているが、使用済み核燃料が無くなるわけではない。乾式貯蔵の保管は**有限**（40年想定）。

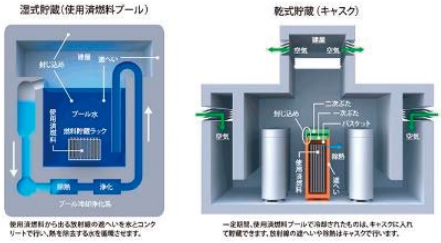

電気事業連合会HPより

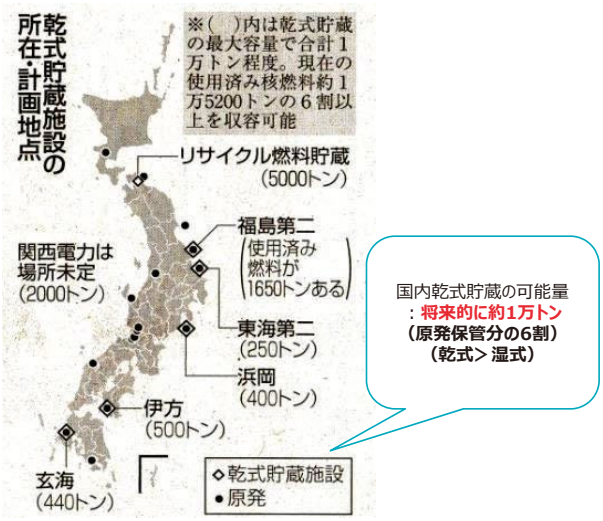

東京新聞2019年8月15日記事

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(4)プルトニウム

“プルトニウムの大量保管は他国から懸念を持たれている”

・プルトニウム：45.7t（2018年末時点）

（国内保管：9.0t／海外（英仏）保管：36.7t）

→ナガサキ型**原爆数千～一万発分**とされる。

※兵器用プルトニウムは核分裂性同位体239の比率が94%以上であるのに対し、原子炉級プルトニウムは239の割合が60～70%であり比較が難しい面もある。

※国際原子力機関（IAEA）は原子炉級プルトニウムも兵器への転用が可能という見解。

・今後、六ヶ所再処理工場が稼働すると**最大約8トン／年のプルトニウムが発生。**（使用済み核燃料最大処理能力800トン／年）

・プルサーマルによるプルトニウム消費量は1基あたり約0.3t／年。稼働原発でプルサーマル実施は4基（燃料中のMOX燃料割合は3分の1以下）。

・建設中の大間原発は、**世界初のMOX燃料のみでの発電を構想中**（プルトニウム消費量約1.1t／年）。

各国の分離プルトニウム保有量（2016年末時点）

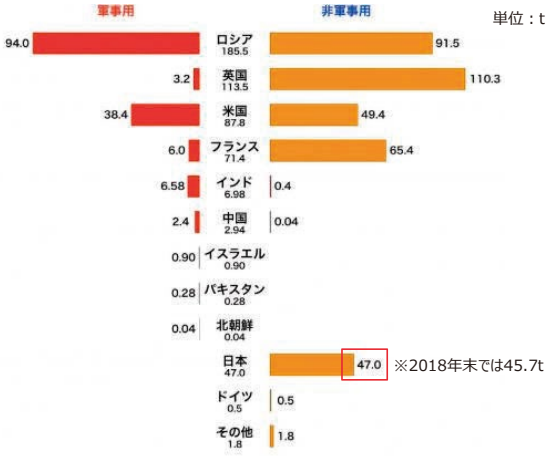

長崎大学核兵器廃絶研究センター「分離プルトニウム保有マップ」

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(5)放射性廃棄物の分類

“核燃料サイクル前提の放射性廃棄物処分”

・放射性廃棄物（核廃棄物）は**核燃料サイクルを前提に、**以下の2種類に大別される。

・高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）

：使用済み核燃料を再処理した際に出る**高放射能レベルの廃液を、ガラスと溶かし合わせて固化**したもの。（右図参照）

・低レベル放射性廃棄物

：原発や関連施設の運転に伴い放射化した構造物や廃液。放射能レベルの高い順に**L1**（制御棒、原子炉内構造物など）、**L2**（廃液など）、**L3**（コンクリートなど）に分類される。解体廃棄物の約2%が該当。

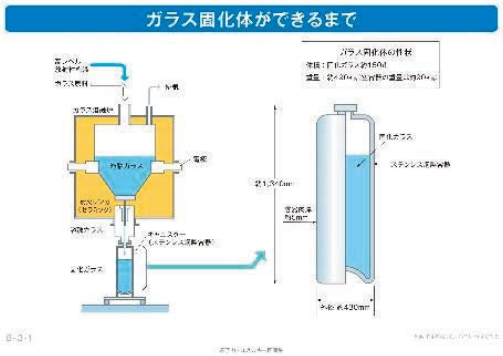

日本原子力文化財団「原子力・エネルギー図面集」

②放射性廃棄物（核廃棄物）

(6)放射性廃棄物の処分

“処分の見通し立たず・・・”

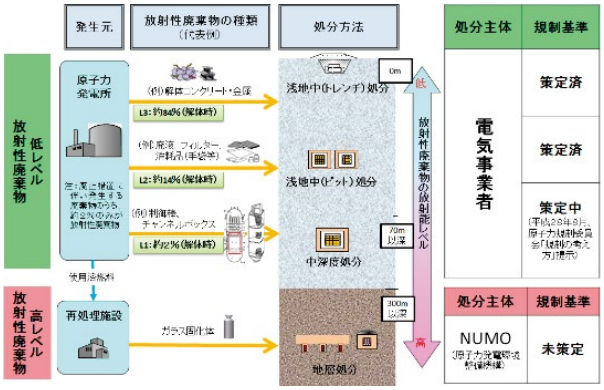

経済産業省HP「放射性廃棄物について」

・低レベル放射性廃棄物については、比較的放射能レベルの低いL2、L3は青森県六ケ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センター等で一部処分が行われている。しかし、今後の原発廃炉に伴う**16万トン超**の低レベル放射性廃棄物のうち**9割の行先は未決定。**

・高レベル放射性廃棄物については、政府としては、NUMO主催の説明会を重ねながら、各地方自治体、市民の放射性廃棄物に対する理解・受容を促進していく計画であるが、**2020年1月現在、最終処分場建設の誘致を表明した自治体は無い。**

最終処分場の想定キャパシティ：ガラス固化体40000本超
現存の使用済み核燃料（約18000トン）を全て再処理したと仮定した場合、
生じるガラス固化体：**約25000本**
国内に既に存在するガラス固化体：約2500本（六ヶ所貯蔵管理センター等で保管）
※**最終処分は、使用済み核燃料の再処理＝核燃料サイクルが前提。**フィンランド等で計画されている、**使用済み核燃料のワンスルー方式での処分は想定していない。**

③福島第一原発事故

“廃炉に向けた作業が日々行われるも、増える処理水・除染土”

③福島第一原発事故

(1)廃炉作業の計画と現状

“多難な廃炉への道のり　最終的な姿は？”

・廃炉作業の計画と現状

①燃料取り出し

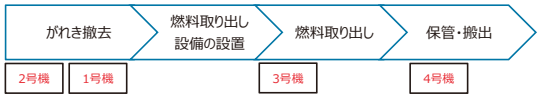

②燃料デブリ取り出し

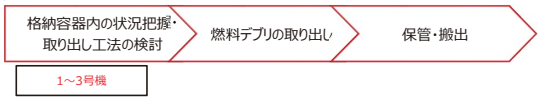

③原子炉施設の解体等

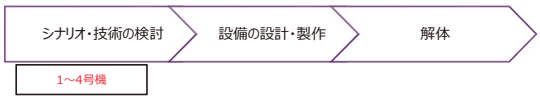

・中長期ロードマップ（最新版：2019年12月27日閣僚等会議にて承認）に基づく廃炉作業が行われているが、**1,2号機の燃料取り出しなど全体的に作業の遅れが生じている。**

・2041～2051年頃の廃炉完了の目標は据え置かれているが、そもそも、**どこまでの作業を以て「廃炉完了」とするかの定義は為されていない。**

（更地化？地下構造物は残る？）

③福島第一原発事故

(廃炉作業の現状)

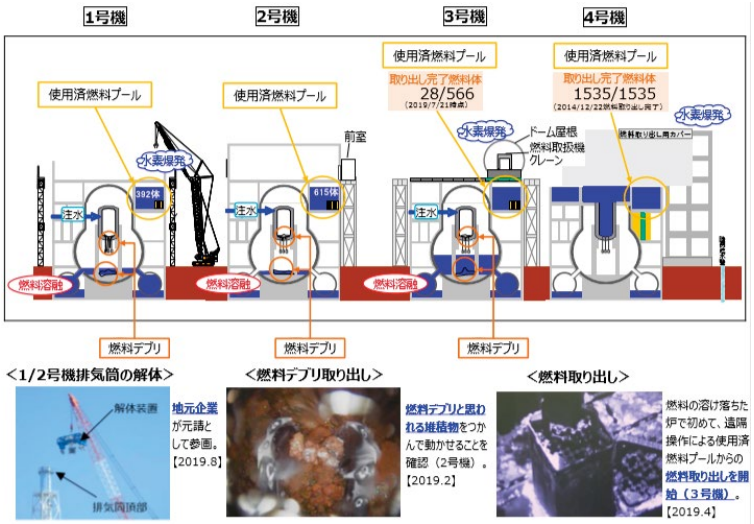

第4回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議（2019年12月27日）
「福島第一原子力発電所の廃炉に向けた 中長期ロードマップ改訂案について」
福島第一原子力発電所　1～4号機の現状

③福島第一原発事故
(2)処理水

“逼迫している処理水保管容量”

◎汚染水処理・保管フロー

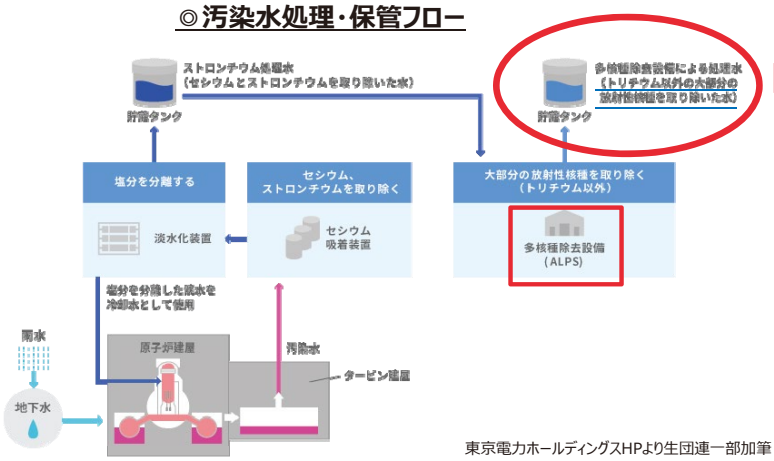

東京電力ホールディングスHPより生団連一部加筆

2020年1月現在、貯蔵タンクは約960基
＝処理水約118万トン
（ストロンチウム処理水含む）

2020年末までのタンク建設計画によれば、
保管可能容量は**137万トン**

汚染水発生量は現在約170トン／日

2022年夏頃に貯蔵タンクが満杯となる目算（東京電力の報道発表）

③福島第一原発事故
(2)処理水

“処理水が含む放射性物質「トリチウム」”

・トリチウム＝三重水素（陽子1つと中性子2つ）
半減期：約12.3年

・非常に弱い放射能を持つが、**分離が困難。**

・宇宙線と大気の反応により、天然にも生成されている（地球全体で7.2京ベクレル／年）。

・人間の体内にも数十ベクレルのトリチウムが存在。

・人体への影響についてはほとんど無いとされているが、長期的な影響等については一部議論もある。

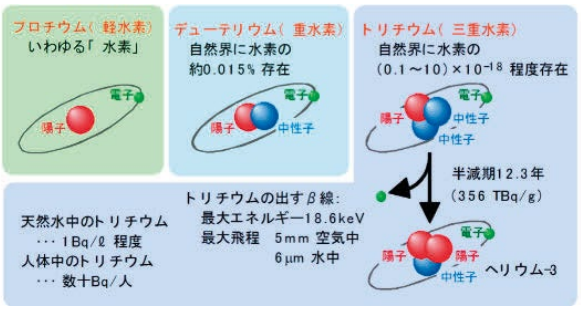

経済産業省「トリチウム水タスクフォース報告書」

③福島第一原発事故
(2)処理水

“検討されている処理水放出”

・経産省内の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」において

以下の2つの処理水の放出方法が検討されている。

ケース1：海洋放出（希釈して海に流す）

国内外の稼働中原発においてはトリチウム水の海洋放出が行われている。

ケース2：水蒸気放出（蒸発させ大気中に出す）

米スリーマイル島原発事故の際に実施（約24兆ベクレル、2年間）。

また、液体→気体ではないが、稼働中原発の換気の際に水蒸気放出自体は行われることがある。

③福島第一原発事故
(2)処理水

“トリチウム水は国内外の原発で海洋放出”

・海外原発・再処理施設のトリチウム水放出状況

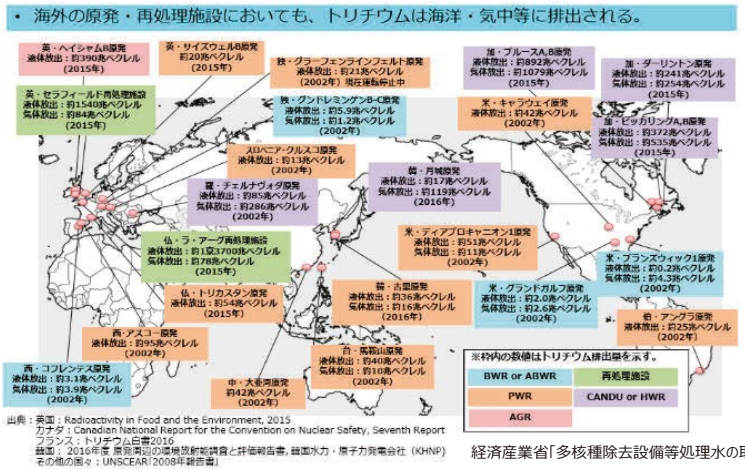

出典：英国：Radioactivity in Food and the Environment, 2015
カナダ：Canadian National Report for the Convention on Nuclear Safety, Seventh Report
フランス：トリチウム白書2016
韓国：2016年度 原発周辺の環境放射能調査と評価報告書, 韓国水力・原子力発電会社（KHNP）
その他の国々：UNSCEAR「2008年報告書」

経済産業省「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」資料

・東京電力では、2020年1月1日時点の福島第一原発におけるトリチウム量は**2069兆ベクレル**（処理水タンク内約860兆ベクレル、建屋内1200兆ベクレル）と推定。

・福島第一原発では、**事故前は22兆ベクレル／年　以下での海洋へのトリチウム水希釈放出を行っていた。**

③福島第一原発事故
(2)処理水

“処理水＝トリチウム水・・・？”

・一方、**一部の処理水にトリチウム以外の核種も告示濃度限度を超えて含まれている**ことが判明。

・**他の稼働中原発のトリチウム水と同列に扱うことを疑問視**し、海洋放出に反対する意見も挙がっている。（地元漁協、市民団体、環境保護団体等）

・また、海洋放出による処理水の環境、生態系への影響が仮に無いとしても、**地元漁業等への風評被害につながることを懸念**する意見も多く出されている。

ALPS処理水の測定において告示濃度限度を超過した回数　TEPCO

			2018		2017		2016		2015			2014			2013
			既設	増設	既設	増設	既設	増設	既設	増設	高性能	既設	増設	高性能	既設
セシウム	Cs-134	超過回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		測定回数	17	44	49	138	102	118	92	258	15	298	172	57	168
	Cs-137	超過回数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
		測定回数	17	44	49	138	102	118	92	258	15	298	172	57	168
ストロンチウム	Sr-90	超過回数	0	0	0	1	0	0	0	0	25	31	0	71	1
		測定回数	17	45	33	118	56	69	42	110	67	110	65	108	88
ヨウ素	I-129	超過回数	0	15	12	53	2	4	13	90	6	150	47	1	149
		測定回数	16	43	37	118	75	71	34	159	10	160	99	9	157
ルテニウム	Ru-106	超過回数	0	0	0	0	0	0	0	18	1	10	2	18	20
		測定回数	17	44	49	138	102	118	92	258	15	298	172	57	168
コバルト	Co-60	超過回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		測定回数	17	44	49	138	102	118	92	258	15	298	172	57	168
アンチモン	Sb-125	超過回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		測定回数	17	44	49	138	102	118	92	258	15	298	172	57	168

東京電力ホールディングス「ALPS処理水　データ集（出口濃度推移）」より生団連一部加筆

※東京電力は、海洋放出の際にはこうした処理水を再度ALPS（多核種除去設備）で処理すると説明している。

③福島第一原発事故
(3)除染土

“除染土処理の道のりも険しい”

・福島県内　除染土処理ロードマップ

① •汚染土壌の除去
•土壌や側溝の汚泥、草木や枯葉を除去し、容器に収容

② •仮置き場、除染現場での一時保管

③ •福島県内の中間貯蔵施設（福島第一原発周辺）での保管
•減容化

④ •濃縮等を行い、**県外**最終処分場へ搬出
•最終処分（30年後を予定）　※最終処分場は未決定

中間貯蔵施設の最終処分地化を懸念する声も・・・

・福島県内仮置場の除染土保管量推移

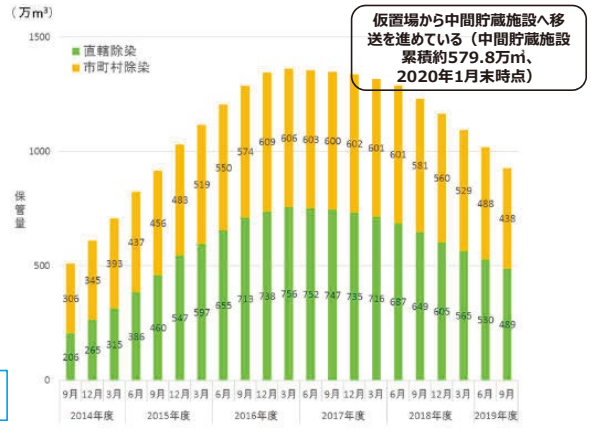

仮置場から中間貯蔵施設へ移送を進めている（中間貯蔵施設累積約579.8万㎥、2020年1月末時点）

環境省HP「除染情報サイト」

除染土は仮置場＋中間貯蔵施設で約1400万㎥＝東京ドーム約12個分

③福島第一原発事故
(3)除染土

“事故当初には無かった除染土再利用方針”

・環境省は福島県内で実施した除染で生じた約1400万㎥（東京ドーム約12個分）の土のうち、**放射性物質8000ベクレル／kg以下と見込まれる約80%については再利用する方針。（最終処分量を減らす）**

・また、環境省は30年後には放射性物質の濃度が下がり、**99%が8000ベクレル／kg以下**になると試算。

・道路や防潮堤、園芸作物（花きなど）の農地造成への利用を計画している。

・環境省は除染土の再利用に向けた実証事業を2017年以降、福島県南相馬市の除染土仮置場と飯舘村の帰還困難区域で進めている。

※再利用可能8000ベクレル以下の根拠

工事中の作業員や周辺住民の被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう、除染土1キロに含まれる放射性セシウム濃度を制限。

くぼ地をならす作業に1年間継続して関わる場合は除染土1キロ当たり5000ベクレル以下、1年のうち半年なら8000ベクレル以下としている。

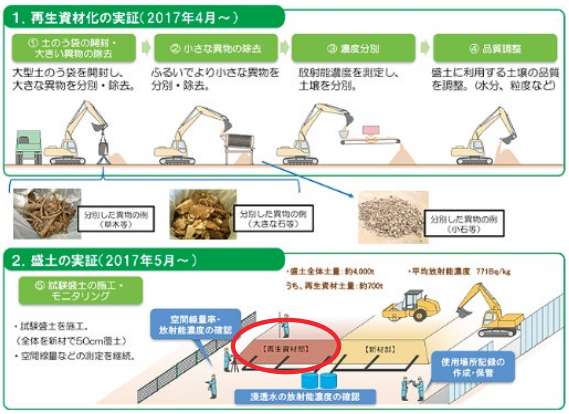

環境省HP　中間貯蔵施設情報サイト「南相馬市における再生利用実証事業」

③福島第一原発事故
(3)除染土

“福島県外の除染土は埋立処分に？”

・福島県外の除染土（約33万㎥）については、環境省内で**埋立処分**が検討されており、環境省令やガイドライン策定に向けた有識者会合や埋立実証事業が行われている。

・実証事業が行われているのは茨城県東海村と栃木県那須町の2ヶ所。（右図参照）

・空間線量率や土壌・浸透水の放射能濃度、作業者の被ばく線量、気象条件等をモニタリングしている。

・環境省は、福島県外除染土の放射性物質の中央値は 800ベクレル/kg 、約 95 %は 2,500ベクレル/kg 以下としているが、**実際に埋め立てる土に含まれている放射性物質量は現段階では不明。**

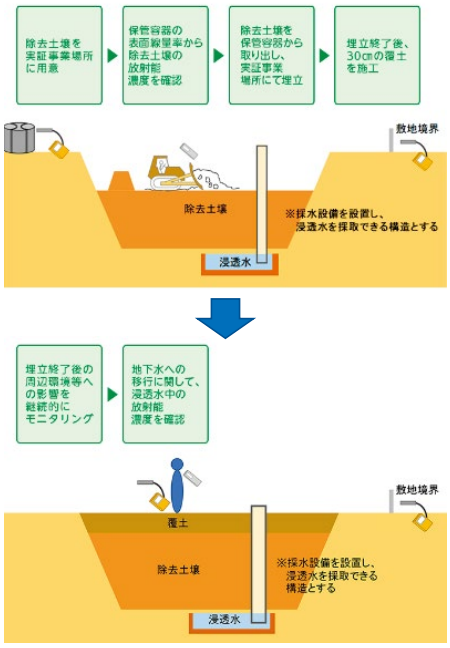

環境省HP「除染情報サイト」

③福島第一原発事故

(4)事故処理費用

“見通せぬ、事故処理コストの全体像”

課題	当初想定（2014年）	政府試算（2016年）	（公社）日本経済研究センター試算（2019年）
廃炉・汚染水処理	2兆円	8兆円	①4.3兆円（廃炉せず石棺方式 処理水海洋放出） ②11兆円（処理水海洋放出） ③51兆円（処理水海洋放出せず）
賠償	5兆円	8兆円	10兆円
除染・中間貯蔵施設	4兆円	6兆円	20兆円
合計	**11兆円**	**22兆円**	**35～81兆円**

※わずか2年の間に政府試算による事故処理費用が2倍に膨れ上がるなど、**各作業の進捗が順調とは言えず不透明な部分を大きく残している**現状においては、**今後も費用が大きく変動する可能性がある。**

「生団連災害支援スキーム」での実効性のある支援実現に向けて

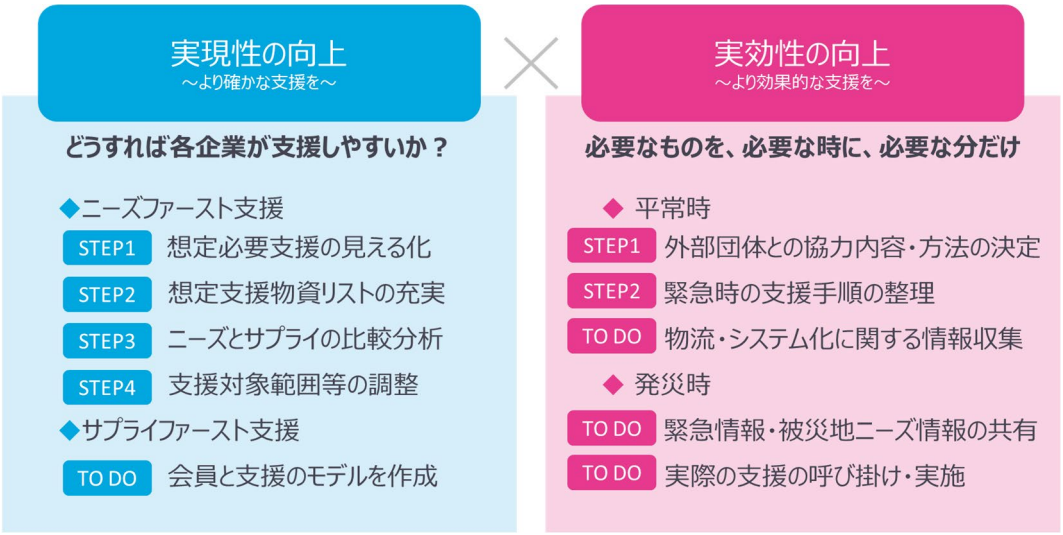

1. 実現性の向上にむけて

ニーズファースト支援 ＝ **ニーズの把握が支援の出発点**

- 地域支援組織、地方自治体または各企業が被災者や避難所のニーズを把握
- 集約されたニーズを共有し、それぞれの会員(企業)が対応できる支援を行う

サプライファースト支援 ＝ **会員の支援できるものをもとに考える支援の形**

- 災害時に必要となる物資について、あらかじめ対応可能な企業とのマッチングを行う
- 発災後の煩雑なやり取りを経てニーズと物資提供者のマッチングをする必要がない

(1) ニーズファースト支援の実現性向上のための情報整理・分析

STEP1 **必要想定支援の見える化**

災害時に必要とされる支援は、その災害の種類・地域特性・時期等の条件によって大きく異なる。会員・関係先団体が過去の災害時に得たニーズ情報や実際に行った支援情報を収集し、地震・台風・水害等の災害種別ごと、発災後すぐの緊急期・その後の応急期・生活再建の復旧期のフェーズごとに整理していく。全体に広く必要とされる支援だけではなく、高齢者、子ども、女性、障がい者等の災害弱者となりうる方々の視点からみた必要支援についても情報を拡充する。

STEP2 **想定支援物資リストの充実**

STEP 1 で整理した情報および他の災害支援スキームのノウハウをもとに、2019 年度に実施した「災害時想定支援物資リストアンケート」の内容をアップデート、またアンケート対象範囲も拡大する。

STEP3 **ニーズとサプライの比較分析**

STEP1 で整理した想定必要支援と、STEP2 の生団連の「想定支援物資リストアンケート」の結果を比較・分析する。どの時期のニーズに生団連が答えられるのか、どの部分でニーズとサプライの間にずれがあるのかなどの問題点を抽出・分析する。

STEP4 **支援対象範囲等の調整**

STEP3 の結果をもとに、特に支援に取り組む時期や品目、支援対象範囲の調整を行う。

(2)　サプライファースト支援の具体的支援モデルの策定

TO DO **支援モデルの策定**

これまでのヒアリングや「想定支援物資リストアンケート」の結果などをもとに、発災前の段階においていくつかの会員とともに具体的な支援モデルを策定しておく。

2.　実効性の向上にむけて

(1)　平常時の取り組み

STEP1 **外部団体との協力内容・方法の決定**

外部団体との協力内容や発災時の協力方法について、事前に決定しておく。

STEP2 **緊急時の支援手順の整理**

災害状況や支援方法などによってケースバイケースで支援手順が異なるが、協力先団体の過去の支援事例等をもとに、基本パターンの支援手順を取り決め会員に周知する。

TO DO **物流・システム化に関する情報収集**

物流改善および支援のマッチングのシステム化については中期的課題として取り扱う。ラストマイルを含む物流改善については情報収集・整理を進める。マッチングのシステム化については、他の災害時のシステムなどとの連動性にも留意して進めていく必要がある。これについても広く情報収集を行う。

(2)　発災時の取り組み

TO DO **緊急情報・被災地ニーズ情報の共有**

緊急情報および被災地ニーズ情報を整理し、Facebook グループ・ウェブサイト・メールなどで会員間での共有を行う。

TO DO **実際の支援の呼び掛け・実施**

被災地ニーズ情報に応じ、平常時に取り決めた基本パターンの支援手順に沿って各企業へ支援の呼び掛けを行い、マッチングした支援を実施する。基本パターンで対応できない場合は、状況に応じて柔軟に対応する。

新・災害対策委員会 より

第3回 新・災害対策委員会

2020年2月18日(火)14:00～16:00　TKPカンファレンスPREMIUM京橋

第3回となる新・災害対策委員会を開催いたしました。「生団連災害支援スキーム」について、昨年6月開催の総会以降の取り組みと実際の支援内容、今後の取り組みの方向性について報告いたしました。また、東京大学大学院 情報学環 総合防災情報研究センター特任助教 宇田川 真之様のご講演および生団連会員団体の活動報告を通じ、災害支援の現状を改めて確認いたしました。

【「生団連災害支援スキーム」について】

「生団連災害支援スキーム」は会員を中心とするネットワークをもって得た正確な情報を、実際の支援に繋げるスキームです。

2019年は、平常時および発災時の情報共有、災害支援団体等とのリレーションの拡充と情報面の整備に取り組んできました。支援面では災害時想定支援物資リストアンケート、会員および災害支援関係団体へのヒアリングを実施しました。また発災時には初めて生団連を通じて会員企業からの支援が実現いたしました。今後はマッチングノウハウと支援実績の蓄積、情報網の拡充、支援の実効性の向上が課題となっています。

※JPF:特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
PBV:一般社団法人ピースボート災害支援センター
PWJ:特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン
SSV:一般社団法人Smart Supply Vision

生団連災害支援スキームの全体イメージ

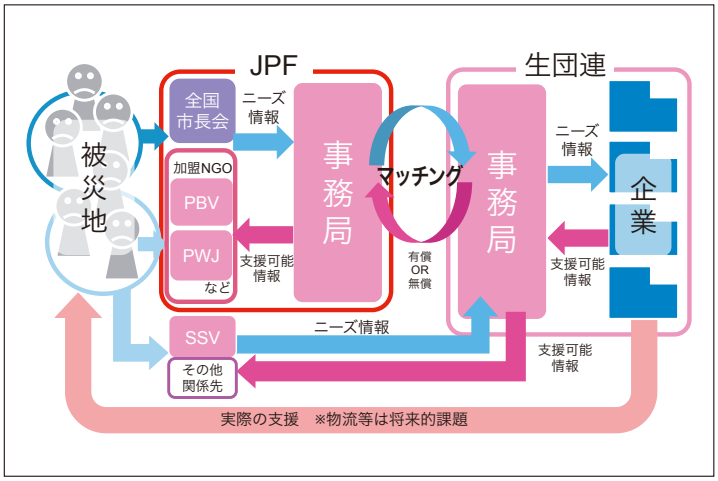

今後の方向性　新たにジャパン・プラットフォーム(JPF)との協力体制を構築

- 生団連が持っていない災害現場のマッチング・支援ノウハウ、情報ネットワークを持つ、JPFとの協力体制を構築。
- 一般社団法人 Smart Supply Visionをはじめとする、会員・関係先とも引き続き連携を続ける。
- 中長期的課題としての、システム活用や物流改善に向けた情報収集も進めていく。

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム　髙橋 丈晴事務局長

NGOと経済界・政府をつなぐプラットフォームで、外務省からの助成、企業・個人からの支援金等を元に国内外における緊急人道支援を展開している団体である。生団連会員のPWJやPBVもJPFの加盟NGOである。それぞれの団体が、それぞれの専門性を活かして活動している。新たに全国市長会と協定を結んでおり、より現場に近いニーズ把握を目指している。こうした中で生団連とも連携し支援の実効力を高めていきたい。被災地への物資支援については被災者の手元に支援が届かないラストワンマイルの課題改善にも取り組んでいきたい。

【会員団体活動報告】

特定非営利活動法人ピース・ウィンズジャパン(PWJ)　会沢 裕貴様

PWJの災害支援の特徴は大きく3つ、ヘリコプターでの捜索・救助支援、専属の医師による医療支援、被災者の生活支援を行っている。台風被災地では、届いた物資をどう分配したらいいかわからないという現場でノウハウを提供。今後、政府からのプッシュ支援との兼ね合いも考えながら物資提供を続けていく。また、細かいニーズに対応するのは公ではなく、NPO・民間がやっていかなければならない。仮設住宅に住まう際の家電などについては災害救助法の対象外。企業に依頼して家電を届けるほか、被災地の電器店で使える家電購入券も発行している。

一般社団法人ピースボート災害支援センター（PBV）　上島 安裕事務局長／理事

緊急支援・復興支援のほか、事前の防災・減災に取り組んでおり、災害時に動ける人材を育てておくことが必要。東日本大震災の被災地でも地域振興という形で支援を継続している。避難所の課題は、生活環境が良くないこと。在宅避難や車中泊など様々な避難の形態があるが、行政の職員の人手不足があり物資の分配にも影響がでている。そういったところにPBVなどの団体が入ってヒアリングなどを行いながらニーズを集めて災害対策本部にあげている。支援の重複・漏れがないように支援者間の情報共有も重要である。

講演「我が国における救援物資対策の現状」

【講演要旨】

- 公的支援物資供給の仕組みは、万人に公平な支援には適しているが、個別の事情や要望にきめ細かく対応する支援は不得手。
- 企業や個人によるボランタリーな義捐物資は、個別の事情に応じた支援として重要。
- 災害時には時期に応じて、
  ①備蓄物資②プッシュ型支援③プル型支援④義捐物資の順に概ね推移
- 行政は平時に生活物資に関する情報網や輸送網を持たないため、発災時には情報や物流の滞りが起きる。
- 東日本大震災以降、都道府県レベルでは民間物流事業者、倉庫、総合展示場とあらかじめ連携をとる体制整備が進んでいる。
- 市町村レベルでは避難所・物流拠点等での対応方法のマニュアル化が未整備の自治体が多い。
- 発災初期、応急期、プレ復旧期とフェーズごとに適した支援の方法がある。

東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター
特任助教
宇田川 真之様

委員会での主なご質問・ご意見

Q 避難所での女性・子どもへの被害、人権侵害の実態は?

A 実態としてある。支援団体間で情報共有をおこなっている。PWJやPBVのような団体が支援に入った避難所ではすぐに改善に取り掛かるが、現状として避難所運営改善の視点を持った自治体の人材が少ない。災害発生以前の段階で人材を教育する制度が整っていない。避難所でのヒアリングには女性スタッフが必ず同行する。災害時の男女共同参画は現在政府でも検討されている。

Q 避難所生活環境や人間の尊厳の最低限の保障への取り組みはどうなっているのか。

A ガイドラインはあるが、自治体により状況はまちまちである。

Q 現在、自身が地域防災計画策定に携わっているが、実際に支援が届く姿が想像できない。行政頼みではなく、違った角度からの改善方法はあるのか。

A ①公助のレベルをどこまで上げるか②公助でどこまでやるのかという2つの観点で考えた上で、公助でやらない部分は民間企業とタイアップする。

Q 想定支援物資リストに関して、性犯罪の抑止力としてホイッスルを加えるなども考えてほしい。

A (事務局)時期別・災害種別に加えて、女性視点、災害弱者の視点からも見直し、整理していく。

第3回
新・災害対策委員会

2020年2月18日(火)
TKPガーデンシティPREMIUM京橋

本日の目的

- 少しずつ変化してきた**災害支援現場の実状**を確認し、理解を深める

- 今後の**「生団連災害支援スキーム」の方向性**について意見交換を行う

1. 「災害情報ネットワーク」のこれまで

「生団連災害情報ネットワーク」とは

Facebookグループ
「災害情報共有の場」

情報 × 支援

生団連サプライ
（Smart Supply Visionと連携）

ミッション：

- 生団連の会員ネットワークを活用した、**被災地・被災者の正確な情報の収集・集約の仕組み**作り
- 収集・集約された現地情報を会員企業・団体、更に政府自治体と情報共有することで**被災地の実情に則した支援活動を展開**

ビジョン：

- **「生団連に聞いたら正確な情報が入ってくる」**
- **「生団連加盟企業はその情報（要望）に合致する支援ができる」**

1. 「災害情報ネットワーク」のこれまで（情報）

Facebookグループ

生団連ウェブサイト

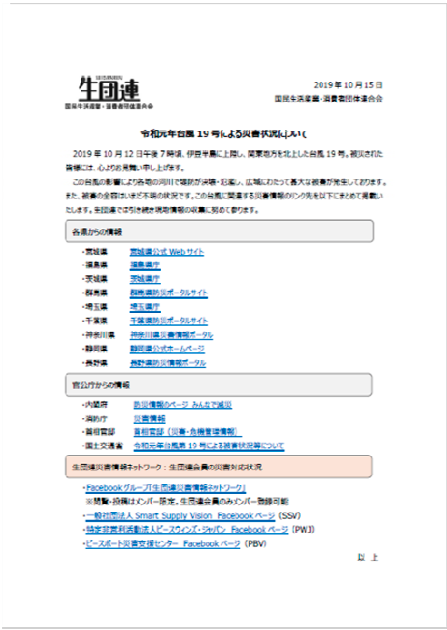

✧Facebookグループ、生団連ウェブサイトでの情報共有

1. 「災害情報ネットワーク」のこれまで（支援）

「生団連サプライ」構想

※Smart Supplyを活用したシステムを想定

災害への準備不足により、企業の自己犠牲による
その場限りの単発的な社会貢献になってしまう

国や地方自治体、企業等による
一点集中管理・一方通行の支援体制だけでは
「本当の安心感」を得ることができない

「生団連サプライ」支援体制の構築

有事の社会貢献においても
「事業の継続」が可能になる

ポイント：

- ✧ 持続的な社会貢献と事業が両立できる
- ✧ 企業の持つ強みを活かし社会問題を解決する

「本当の安心感」

ポイント：

- ✧ ニーズの多様化にも対応できる
- ✧ 生活者自身が支援側・受援側双方に回ることができる
- ✧ テクノロジーを活用して広範囲に支援を募る

1. 「災害情報ネットワーク」のこれまで（支援）

「生団連サプライ」構想

①**「ニーズファースト」支援　＝　ニーズの把握が支援の出発点**

- 地域支援組織、地方自治体または各企業によって被災者や避難所のニーズを把握
- 集約されたニーズを共有し、それぞれの会員(企業)が対応できる支援を行う

②**「サプライファースト」支援**

- **災害時に必要となる物資について、あらかじめ対応可能な企業とのマッチング**を行う
- 発災後煩雑なやり取りを経てニーズと物資提供者のマッチングをする必要がなくなり、支援側は通常の業務（ネットスーパーやECサイト等）と同じような流れで支援が可能

1. 「災害情報ネットワーク」のこれまで（支援）

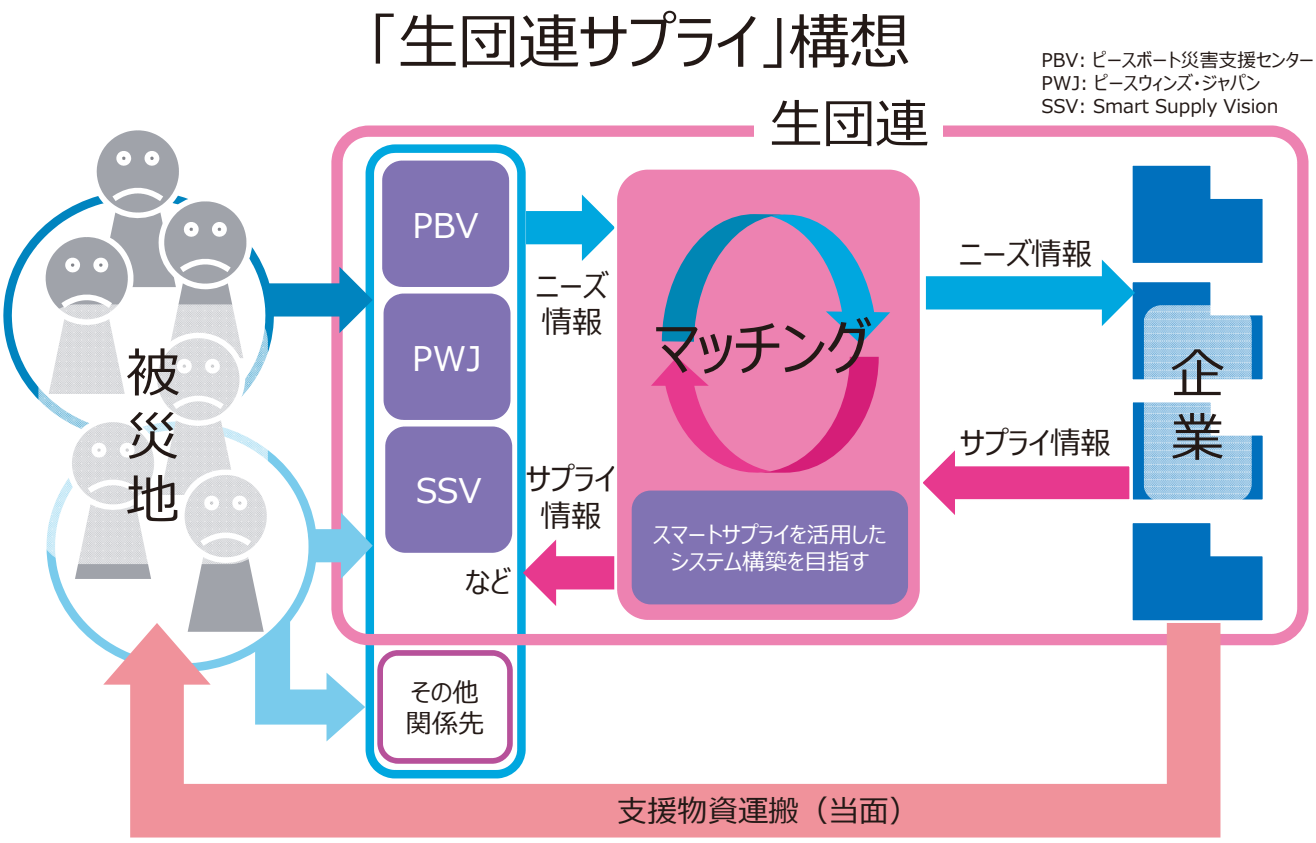

2. 講演「我が国における救援物資対策の現状」

講師

宇田川　真之　氏

東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター 特任助教

東京大学大学院理学系研究科地球惑星物理学専攻博士課程修了。博士（理学）。東京大学地震研究所などを経て、2008年度から2017年度まで人と防災未来センター研究員、同研究主幹。2018年度から現職。災害情報，救援物資の調達・輸配送業務の改善、自治体の応援受援活動などの調査研究、研修などに従事。

経済産業省・新たなコンビニのあり方検討会委員(2019年度)
神戸市 災害時物資円滑供給検討会　座長(2018年度～)
国土交通省　ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送の実現に向けた検討会座長(2018年度)
愛知県災害物流円滑化検討会　座長(2017年度～)
災害情報ハブ（物資・ライフライン情報）に関する検討会座長(2017年度)
内閣府 地方公共団体の受援体制に関する検討会委員(2016年度)　など

3. 2019年度総会以降の取り組み

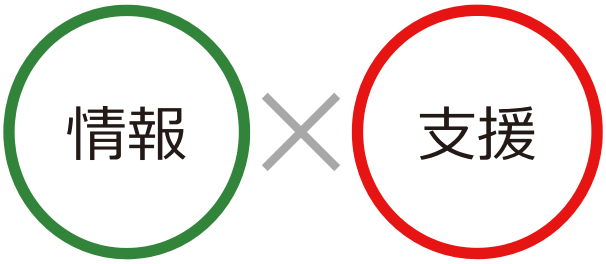

正確な情報をもって、支援を実施する

「生団連災害情報ネットワーク」

「生団連災害支援スキーム」

3. 2019年度総会以降の取り組み

2019年度総会以降の取り組み

情報

平常時・発災時の情報共有
- Facebookグループ「災害情報共有の場」
- メールマガジン「生団連通信」
- 生団連ウェブサイト

被災地支援団体等とのネットワーク拡充
- 人と防災未来センター　訪問
- ピースボート災害支援センター　新規入会　など

支援

平常時
- 災害時想定支援物資リストアンケートの実施
- 物資支援に関するヒアリング（会員企業）
- 物資支援のスキームを持つ団体等へのヒアリング

発災時
- 各関連団体等から得た、被災地のニーズ情報に応じて支援の呼び掛け、実際の支援実施

3. 2019年度総会以降の取り組み

想定支援物資リストアンケートの実施（委員・役員）

分類	物資	具体的内容
飲料	水	水500ml、水2L、長期保存水２L イオン水500ml、イオン水２L
	ジュース	野菜ジュース
	コーヒー	コーヒー、カフェオレ
	茶	お茶500ml、お茶2L
	牛乳	
	スポーツドリンク	
	その他飲料	大人の粉ミルク、飲む酢
主食	麺	インスタントラーメン、カップ麺
	ごはん	おにぎり
	パン	菓子パン、総菜パン
	栄養補助食品	栄養補助飲料、ビスケットサンド
	その他主食	弁当、すし、ふりかけ、釜めしの素
副食	食材	豆腐、常温ソーセージ
	レトルト	ごはん、カレー
	缶詰	
	調味料	中濃ソース
	総菜	
	スープ	
	ケア食品	やわらか食
	チョコレート	
	ケーキ	
	他菓子	ビスケット、チョコチップクッキー バタークッキー、デザート
菓子	スナック	
	グミ	
	ゼリー	
	飴	
	バナナ	
下着	肌着	
	パンツ	
	ブラジャー	
	シャツ	
	靴下	
服	ズボン	
	シャツ	
	パジャマ	
下着	雨具	

分類	物資	具体的内容
衛生用品	薬	
	体温計	
	除菌	
	衛生雑貨	
	ウェットティッシュ	ウェットティッシュ、ボディペーパー
	生理用品	生理ナプキン各サイズ
	殺虫剤	
	歯磨き	歯磨きシート、歯磨き粉、歯ブラシ
	洗剤	
	消臭剤	
	ぞうきん	
	冷却保温剤	
	ペーパー類	ティッシュペーパー、トイレットペーパー
	清掃道具	
	洗濯ばさみ	
	その他衛生商品	蚊取り線香、絆創膏、簡易トイレ、大 簡易トイレ、マスク、トイレ消臭剤、 大人用おむつ、髭剃り
部材	土のう袋	
	プラダン	
	養生テープ	
	ロープ	
	電池	
	ガムテープ	
	LED電球	
	フレコンバック	
	ハトメ	
	ねじ	
	紐	
	木材	
	ロックタイ	
キッチン用品	ポリ袋	
	鍋	鍋、フライパン
	タッパーウェア	
	ラップ	
	他キッチン	キッチンペーパー、蓋付ゴミ箱
食器	使い捨て食器	
	他食器	食器

分類	物資	具体的内容
器具	地震警報器	
	コンパータ	
	高圧洗浄機	
	草刈り機	
	チェンソー	
	延長コード	
	ライト	懐中電灯
	キャリーカート	
	台車	
	ガソリン携行缶	
	インパクトドライバー	
	グラインダー	
	はしご	
	自転車	
	他器具	
ガス石油製品	ガス	
	ストーブ	
	コンロ	
	ホース	
家電	洗濯機	
	冷蔵庫	
	扇風機	
	掃除機	
	炊飯器	3合炊、5.5合炊
	コンロ	IHクッキングヒーター
	電子レンジ	
	その他家電	電気ケトル
発電	ソーラー	
	バッテリー	
	発電機	
工具	安全用具	
	手袋	
	のこぎり	
	ハンマー	
	工具袋	
	バール	
	温度計	
	他工具	

分類	物資	具体的内容
キャンプ用品	テント	
	マット	
	水筒	
	他キャンプ	
シート	ブルーシート	
	グランドシート	
寝具	枕	
	寝袋	
	枕カバー	
	他寝具	三つ折りマットレス、布団 シーツ、肌掛け布団、敷きパッド
設備家具	インテリア	
	住宅設備	シーリングライト
	家具その他	衣類ケース、ジョイントマット
乳児食	ベビーフード	離乳食、レトルト食品、お弁当、 粉末ベビーフード
	ジュース	
	麦茶	
	水	
	菓子	
	ミルク	粉ミルク、アレルギー用粉ミルク
ベビー	おしりふき	
	おむつ	紙おむつ
	パンツ	
	他ベビー用品	歯磨きシート
ペット用品	ペットフード	
	猫用	
	犬用	
遊具	防災本	
	CD	
	絵本	
	他遊具	
	CDプレイヤー	
	その他	
園芸用品	箕	
	ホース	
	他園芸	
燃料	軽油	

- ✧ 過去の支援実績と発災時に支援できる可能性のある内容を回答
- ✧ 対象60企業中、44企業より回答があり、内26企業からなんらかの物資について支援検討可の回答

*対象企業会員：メーカー、商社、小売、外食等。対象企業会員以外からも一部ご返信をいただいております。

3. 2019年度総会以降の取り組み

2019年九州北部豪雨被災地への支援

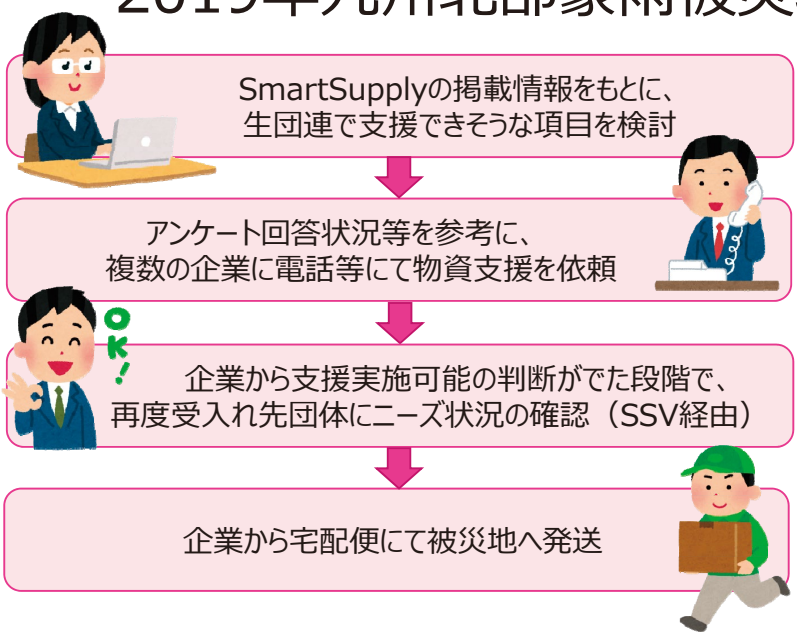

- ✧ キリンビール様より支援が実現
- ✧ 髙島屋様より支援のお申し出（ニーズ変化により支援中止）

3. 2019年度総会以降の取り組み

会員・各関係先へのヒアリング

企業担当者

ウェブシステムを使った支援の決定・決済など、
顔の見えにくいやり取りには不安がある…

企業担当者

消化仕入が多く商品を支援できるかは社内だけで判断ができない。
期限の迫った備蓄物資であれば支援できる可能性がある。

企業担当者

発災時は、店舗を開店させることが第一の被災地支援。
その支障とならない範囲で、支援は検討したい。

企業担当者

支援はしたいが物流の確保はできない。
何か方法は？

既存災害支援スキーム
担当者

発災時の支援の呼び掛けは、全て人海戦術でやっている。メールで全体に共有し、支援できそうな企業をピンポイントで選んで電話をかけている。

✧ 支援実績・ノウハウがないため、企業会員の不安・疑問を解消できない。

4.「生団連災害支援スキーム」今後の取り組み

実際の支援拡大への課題

✧ マッチングノウハウ・実績の蓄積

✧ 情報網の拡充

- 地方公共団体からの情報
- 全国を網羅するネットワーク

✧ 支援の実効性の向上

- 具体的手続き

✧ 物流の改善

これらを解決するために…

生団連にないノウハウ・情報網・ネットワークを持つ団体との
協力体制を構築

JPFとの連携のポイント

- JPFはマッチングノウハウと支援実績を持っている
- 情報網を拡充できる
  - 地方公共団体（全国市長会）からの情報
  - 全国に広がるネットワーク
- 支援の実効性が高まる
  - 具体的な支援先との連携
  - 支援時の連絡内容
- 物流の確保を目指して協議できる

被災地と企業をマッチングし、
より多くの支援を実現できるスキームを目指して全面協力

4.「生団連災害支援スキーム」今後の取り組み

「生団連災害支援スキーム」全体イメージ

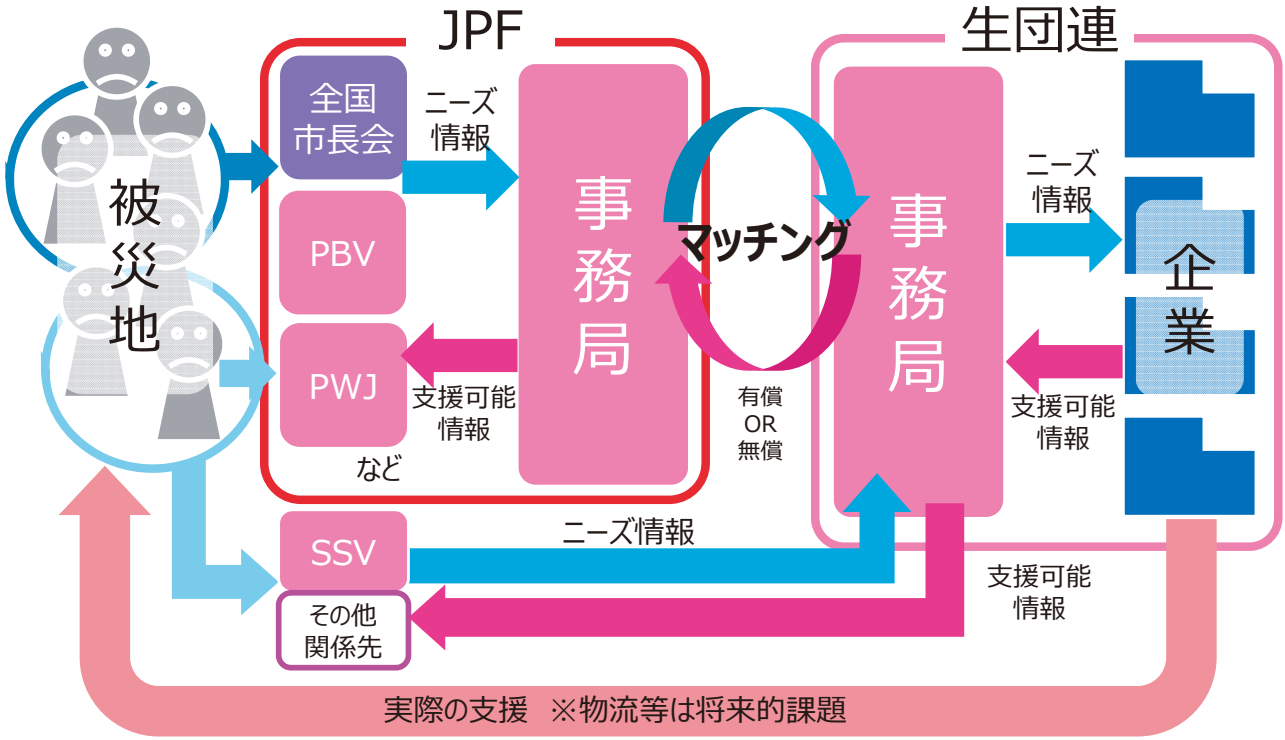

4.「生団連災害支援スキーム」今後の取り組み

「生団災害支援スキーム」取組内容

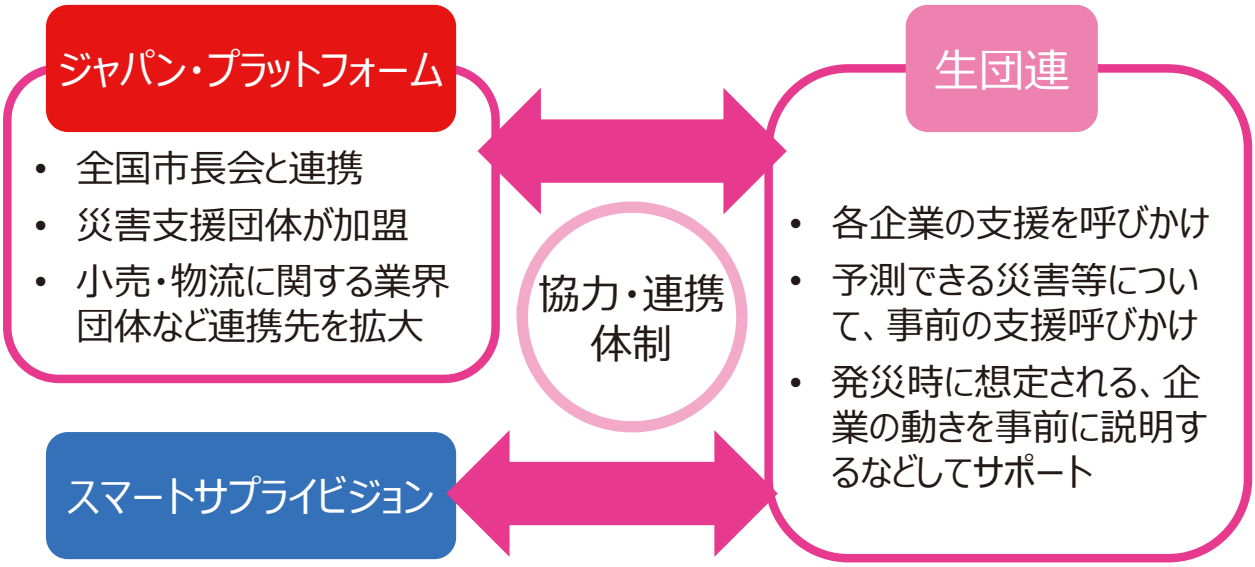

✧ 今後のシステム化や物流の改善等も見据えた幅広い協力体制

✧ 協力・連携先だけでなく支援要請があればその都度検討

✧ 実績を積み重ね、支援のモデルパターンを蓄積

4.「生団連災害支援スキーム」今後の取り組み

アクションプラン

アクション項目	3月	4月	5月	6月以降
JPFとの協力体制の構築	協力項目の決定	具体的支援手順を相談	協力体制整備	
支援のモデルパターン作成	物資リストの充実・整理（災害別・時期別）			
	サプライファースト支援の具体案策定			
システム活用に向けた調査・情報収集				
物流改善に向けた情報収集・検討				

「海洋プラスチック問題」

昨今の SDGs の潮流の中、プラスチックの使用・処分方法について問題となることが増えた。特に、河川への投棄等から海洋に流れ出ることで発生するとされる**「海洋プラスチック」**は環境や漁業、観光への悪影響が指摘される他、波の力や紫外線によって小さく分解され**「マイクロプラスチック」**（一般的に直径 5mm 以下のものを指す）となるものも多く、これが生態系へ悪影響を及ぼすとも懸念されている。

今年 6 月に開かれた G20 大阪サミットではこの「海洋プラスチック問題」が主要議題の一つとなり、**「海洋プラスチックによる新たな汚染を 2050 年までにゼロ」**とする**「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」**が首脳宣言として共有されたところである。

「海洋プラスチック問題」について、生団連としても現状についての情報整理を行なった。

■プラスチック年間海洋流出量

年 480 万～1270 万トンと推計される。（Jambeck et al. 2015）　※中間値**約 800 万トン**が報道されることが多い。

■国別流出量（米ジョージア大推計）

順位	国名	流出推計量（万トン、2010 年）
1	**中国**	**132～353**
2	インドネシア	48～129
3	フィリピン	28～75
4	ベトナム	28～73
20	アメリカ	4～11
30	**日本**	**2～6**

各国から廃プラスチックを受け入れていた中国と東南アジアからの流出が極めて多いとされるが、**推計値の幅が大きく実態はなお不明な部分が多い。**

■海洋プラスチックの流出ルート

海洋流出の約 8 割が、陸上で出たごみが回収・処理されずに河川等を通じて流出したもの（回収業者等事業者による不法投棄、住民のポイ捨て等）だと考えられている（外務省 ODA メルマガ 2019 年 5 月）が、**詳細不明な部分も多い。**
国内でも、環境省や大手企業、環境系ベンチャーによる流出経路調査が端緒についたところ。

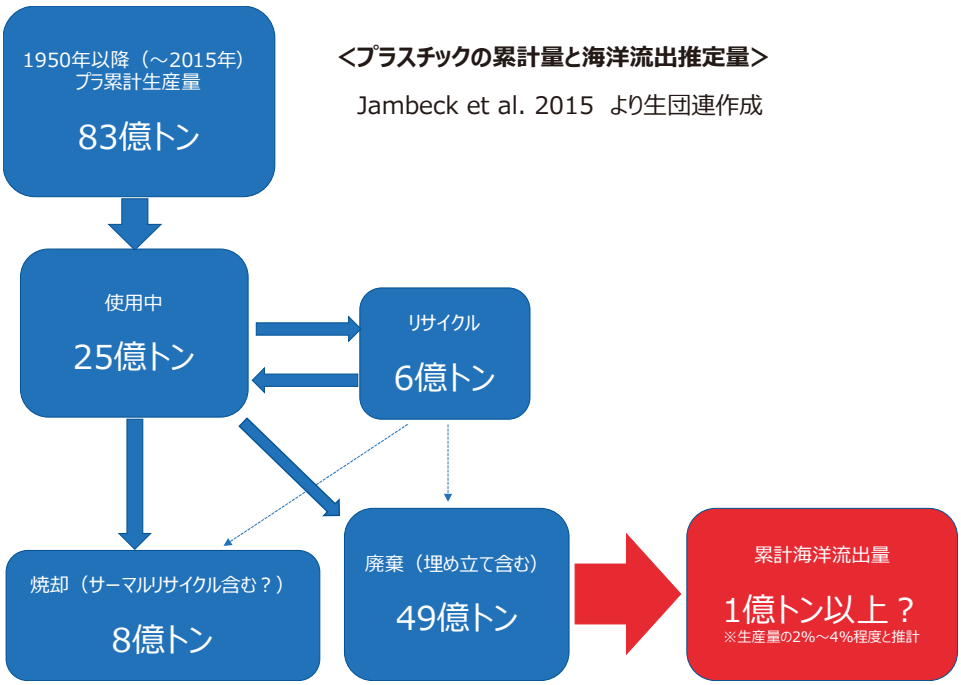

<プラスチックの累計量と海洋流出推定量>
Jambeck et al. 2015 より生団連作成

■マイクロプラスチック

・一次マイクロプラスチック：**スクラブ剤のマイクロビーズ**（化粧品、歯磨き粉等に含有）や**レジンペレット**（製品原料）
：小さすぎて排水処理施設での処理難しい
・二次マイクロプラスチック：**外的要因（波力・紫外線等）により劣化・崩壊**して直径 5mm 以下の細片状となったもの

最終的に**回収不可能なミクロン・ナノ単位の微粒子**になる可能性がある。

環境ホルモン等有害物質を含む添加剤（難燃剤）が含有されていることと、発がん性等のある海水中の有機汚染物質を吸着しやすいことが問題。

動物プランクトン・サンゴ・小魚がマイクロプラスチックを飲み込んでいることは研究で明らかになっている。**食物連鎖によって有害物質が生体濃縮**され、生態系や人体への悪影響につながるのではないか（影響が出ているのではないか）ということが懸念されている。

■アジア諸国の廃プラスチック輸入規制（一部）

※日本は 100 万トン程度（2018 年）廃プラスチックを海外輸出

国	内容
中国	全面輸入禁止
マレーシア	一時的に輸入禁止・輸入基準を厳格化
タイ	一部輸入禁止　2021 年には全面輸入禁止の方針
ベトナム	輸入基準を厳格化
インド	全面輸入禁止
フィリピン・カンボジア・スリランカ・バングラデシュ・パキスタン	貿易管理品目で一部禁止・制限
インドネシア・ ラオス	輸入禁止・規制を検討中

日本貿易振興機構（JETRO）HP・他報道より生団連まとめ

■各国・地域の使い捨てプラスチック使用規制（一部）

国・地域	内容
フランス	2020 年以降、使い捨てのプラスチック容器について原則使用禁止 ※家庭用コンポストで堆肥化できる生物由来素材を 50%以上使用するプラスチック容器は例外
イタリア	2020 年以降、マイクロプラスチックを含有する化粧品の製造及びマーケティングを禁止
イギリス	2018 年 4 月、プラスチックストロー、マドラー及び綿棒の販売を将来的に禁止予定と発表
アメリカ（ニューヨーク市）	市議会がバー、レストラン、喫茶店でプラスチックストローとマドラーを使用禁止にする法案を提案 （使い捨ての買物袋の使用、公園でのペットボトルの販売は既に禁止されている）
カナダ	2021 年までての使い捨てプラスチック禁止方針を首相発表
台湾	段階的に使い捨てのプラスチック飲料用ストロー、プラスチックバッグ、使い捨て容器・器具を禁止 2030 年に完全に使用禁止とする予定。

環境省「プラスチックを取り巻く国内外の状況」より生団連まとめ

■日本の状況

・プラスチックの国内生産量：1,102 万トン　国内排出量：903 万トン（いずれも 2017 年、プラスチック循環利用協会）
・使い捨てプラスチックについては、**排出量約 400 万トン（世界 5 位）、国民一人当たり約 32kg（世界 2 位）**（2014 年、国連環境計画　UNEP）
・EU を中心とする各国で使い捨てプラスチックの規制が行われる中、**国内では法制化されているものは無し。**
・使い捨てプラスチックの使用中止や代替素材の使用、レジ袋有料化等は**企業単位での取組みに委ねられている**状況。
・レジ袋有料化については、来年 7 月 1 日から全ての小売店で義務付ける制度案を政府内審議会で検討中。
・ただし、制度案の中では**例外も多くレジ袋削減効果は不透明**な上、30～40 万トン／年と見込まれる国内レジ袋使用量の削減が**全体に与える影響は限定的**。

抜け穴多い！

制度案における有料化義務化対象	例外
石油等の化石燃料を原料とする使い捨てのプラスチック製の袋	植物等原料のバイオマスプラスチックの配合率 25%以上
	厚さ 0.05mm 以上で繰り返し使用可能
	海洋生分解性プラスチックを使用

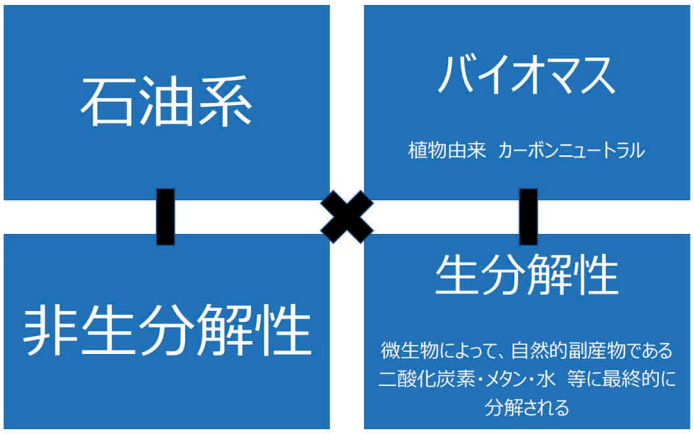

・プラスチックは大きく **4 通りに分類可能。**
・バイオマスでも非生分解性のものもある。
・生分解性についても「工業的なコンポストにおける理想的な条件下」で評価されたものが多く、**自然環境下でも生分解性を保持するかは不透明**な部分がある。

■今後調査研究予定のポイント

・自然環境下（特に海洋）での生分解性について。
・リサイクル方法（マテリアル・ケミカル・サーマル）別の環境負荷について（**ライフサイクルアセスメント**の観点から）。
→リサイクル目的の分別に対する反動としての不法投棄（海洋投棄等）の実態。
→焼却処理（サーマルリサイクル含む）の環境・経済的合理性（不合理性）について。

以　上

「地域生団連」設立趣意書

「地域と国の発展のため一緒に汗をかこう」

全国の多くの地域で、人口減少、とりわけ労働力人口が急速に減少しています。これは地域全体の活力の衰退をもたらすだけでなく、そこに住む住民に対する医療・介護、生活必需品の安定供給などの社会インフラの崩壊・弱体化、また、救急・消防・警察など行政の基本サービスの弱体化を招いています。

一方、今回改正された入管法に基づく、地域での外国人の受入れについても、子女の教育を含めた諸制度とそれを支える予算の検討が急務となっており、今後様々な議論が必要です。

財政問題も待ったなしの状況です。国の財政は言うまでもなく、多くの自治体においても財政は逼迫しています。税金の使い方についても、決定的に「見える化」が不十分と言えるでしょう。

このような現状を踏まえ、私たちは地域の活性化と諸問題の解決のため、「地域生団連」を結成します。

ここにおいて自由な議論の場をつくり、行政・政治家・国に対して積極的かつ具体的な提言を行い、そしてそれを実現させるため、地域の皆様と一緒に汗をかき、地域の発展に取り組んでまいる所存です。

国民生活産業・消費者団体連合会

「埼玉県生団連」 運営要領（案）

1 名称

（1）本会の名称は、**「地域生団連」**の中の**「埼玉県生団連」**とする。
（2）「地域生団連」との対比においては、従来の生団連は**「全国生団連」**と称する。

2 組織の位置づけ

（1）当面は、全国生団連の「部会」の位置づけで運営を行う。
（2）将来的には、定款第 2 条で定められている「支部」とするか、別個の任意団体とするか、検討していく。

3 組織体制

（1）本会の役員として**会長および副会長(任期については別途検討)を置き、本会の会員から選任する。**
なお、初代役員は第 1 回会合において互選により決議する。
（2）当面は、生団連事務局スタッフが運営を行う。将来的には、埼玉県生団連の事務局立ち上げを目指す。

4 会費・入会等について

（1）**年会費 1 口 1 万円**とする。口数の上限は決めない。全国生団連の特別会員に準ずる団体については徴収しない。
（2）埼玉県に本社を置く全国生団連の会員は、同時に埼玉県生団連の会員であることとし、会費の追加徴収はしない。
（3）埼玉県生団連への入会は、全国生団連への入会同様、全国生団連の常務理事会の承認事項とする。
（4）埼玉県生団連にのみ入会している会員も、全国生団連の各活動への参加を可とする。ただし、会議における議決権については会議ごとに別途定める。

5 今後の活動について

（1）2020 年度に第 1 回会合を開催し、正式に発足するものとする。この正式発足を停止条件とする会員の入会手続きを今後進めていく。
（2）それまでにおいても、本会の規模の拡大を図る。発足時、50 社・団体を目指す。
（3）発足期は年 2 回程度の会合を開催し、埼玉県生団連で議論した内容を全国生団連の各部会、理事会、総会でも共有していく。また、活動を推進していくための情報共有会・研究会等、随時開催していく。

以 上

「地域生団連」第1弾! 「埼玉県生団連」発足に向けて

2019年12月20日(金)14:00～　浦和ワシントンホテル

全国の多くの地域で人口減少が進み、地域全体の活力の衰退や、社会インフラ・行政サービスの弱体化を招いている中、生団連は地域の活性化と諸問題の解決のため、**「地域生団連」**の立ち上げを進めています。「地域生団連」で自由な議論を行い、「全国生団連」と連携しながら、行政・政治家・国に対しての積極的かつ具体的な提言等により、地域の発展を目指します。
そして昨年12月、その第1弾としての**「埼玉県生団連」**の発足準備会を開催しました。埼玉県地域婦人会連合会(埼玉県婦連)、埼玉県に本社を置く生団連企業会員を中心に、20以上の企業・団体が集まりました。小川生団連会長の講話、柿沼埼玉県婦連会長の挨拶、事務局からの埼玉県税財政や外国人受入れについての現状報告の後、自由に意見交換を行いました。

▲柿沼トミ子 埼玉県婦連会長(生団連副会長)の挨拶

▲古川俊治 参議院議員から応援メッセージをいただきました

【小川会長講話 要旨】

日本の現状認識

メディアの発信を鵜呑みにせず、自分の頭で考えることが重要。国家財政について言えば、連結で「見える化」されていない中、財政危機だから増税やむなしという政策は本当に正しいのか。結果、**消費支出は96年比で名目5.3%減少。他の先進国と比較しても異常値。経済が停滞してしまっている。なぜ停滞しているのか事実に基づき真面目に議論しなければいけない。**

生団連の基本的な方向性

フランスの思想家トクヴィル(1805～59)はその著書『アメリカのデモクラシー』にて民主主義を専制政治から守るものとして「結社」の重要性を説いている。**生団連は「国民の結社」として、国民の生活・生命を守るために、国に対してロビイングをする役割と考えている。**

埼玉県生団連の目指すもの

地域活性化は国任せではできない。その地域の住民・企業が自ら考え、知恵を絞って本気で取り組まないといけない。
民主主義を前進させるべく、大いに議論して、埼玉県から日本を変えていくという思いで皆さんと一緒にやっていきたい。

【柿沼埼玉県婦連会長（生団連副会長）より】

- 消費者と事業者が対立する時代は終わっている。国民生活の向上のため、地域社会の中で将来にわたって私たちが連携していく上で、生団連は非常に頼りになる存在。
- 30年前ドイツに訪問した際、ある企業の就業規則は10か国語で記載されていた。この時分に受け入れた移民の2世3世に関する問題が現在ドイツ国内で顕在化している。
- 埼玉県もおよそ19万人の外国人が在留し、国籍は160か国に上る。学校および地域社会、企業での受入れにおいては、各々の母国の文化を尊重しながらも日本社会に馴染んでいただくように努力することが重要だと思う。
- 本日お集まりの企業は生活者にとって欠かせない企業ばかり。ぜひ一緒に連携しながら、埼玉県生団連の規模を広げ、埼玉県から全国へ発信していきたい。

出席者からの主なご意見

- 人材不足は切実な問題。埼玉県全体の問題として取り組んでいきたい。
- 農業法人としてインドネシア、ミャンマー等から技能実習生を迎え入れている。日本の素晴らしさを学んだと言ってくれている。また、農業をやりたい若者も集まっている。若者が夢を持って働ける職場をつくりたい。
- デフレから脱却できず物価が停滞している。小さな企業は廃業に追い込まれている。一つの企業では解決が難しい。この場で一緒に考えていきたい。
- 台風15号・19号では混乱に陥った。災害を想定した支援ネットワークの構築がこういった場でできればいいと思う。

懇親会の様子

▲東亞酒造
仲田社長による乾杯

生団連会員企業から自社商品のアピールをしていただきました!

アサヒコ

ピックルス
コーポレーション

エルビー

東亞酒造

「埼玉県生団連」情報交換会

2月20日(木)14:00～16:00　TKP大宮ビジネスセンター

Check Point

地域生団連とは

地域社会における諸問題を解決し、地域の活性化を実現させるため、それぞれの地域の企業・消費者団体・NPO等が結束する組織です。地域において自由な議論の場をつくり、行政・政治家・国に対して具体的な提言を行い、それを実現させることで、地域が発展することを目指しています。

「地域生団連」第1弾の「埼玉県生団連」は、5月正式発足予定です!

「地域生団連」構想の第1弾である「埼玉県生団連」は、昨年12月20日に発足準備会(会報誌Vol.33でその内容をリポートしています)を開催し、出席者の皆様にその設立趣意について賛同いただきました。意見交換の場においてはさまざまな意見が出ましたが、「**人手不足」そして「外国人の受入れ」が共通した課題**であることがわかりました。

今回の「埼玉県生団連」情報交換会は、「人手不足」「外国人の受入れ」という重大な課題に対して、「埼玉県生団連」としてどう取り組んでいくべきか、企業・地域コミュニティから現状と課題についてお聞きし、その論点整理と活動の方向性の検討を目的として開催しました。

▲埼玉県婦連 柿沼会長(生団連副会長)

▲関東地区昔がえりの会 小暮社長

▲わらび市民ネット 植田代表理事(外国人の受入れに関する委員会 共同座長)

【埼玉県婦連 柿沼会長(生団連副会長)より】

- 外国人も納税者として行政サービスは享受してもらいたい。と同時に、**自国の文化は大切にしながらも、ゴミ出し等生活者として日本のルールや生活慣習はきちんと守ってもらわなければいけない。**
- **外国人労働者がその子どもに教育を受けさせているかどうか、雇用している企業も注視するべき。**20年後に地域の活力になってくれるかしっぺ返しになるか、その瀬戸際に立っていると思う。

出席者からの報告・ご意見

- **外国人日本人関係なく、将来的に地域農業の担い手となってもらいたいという理念で人材育成をしている。**
- 外国人と日本人がお互いの良いところを学びあい、共に成長していこうという意識が大切。
- **外国人受入れの担当者を設け、サポート体制を整備することが重要。**就業面だけでなく、生活面での支えにもなる。
- 春から外国人を受入れる予定だが、手続き書類の提出等、業務として負荷は大きい。
- **特定技能制度の活用は、コスト面や転職リスク、手続きの煩雑さから現状では考えていない。**